

武藏野市地域防災計画

別 冊（資料集）

令和4年度修正

武 藏 野 市 防 災 会 議

武藏野市地域防災計画

別冊(資料集)

目 次

本冊資料

資料番号	本冊 該当頁	資料名	文書管理機関名	資料編 該当頁
第 1	震 128	農地	市民部	1
第 2	震 169	幅員別道路図(都道及び市道)	都市整備部	2
第 3	震 135	用途地域等の都市計画の概要図	都市整備部	3
第 4	震 136	防災上重要な市有建築物耐震化の現状	都市整備部	10
第 5	震 138	木造住宅密集地域	都市整備部	11
第 6	震 132	武藏野市ブロック塀等危険度実態調査結果	防災安全部	12
第 7	震 147	消防水利	武藏野消防署 防災安全部	13
第 8	震 103	コミュニティセンター一覧	市民部	14
第 9	震 90	武藏野市民防災協会会則	防災安全部	15
第 10	震 170	緊急輸送ネットワーク	都市整備部	20
第 11	震 215 震 237	武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例	防災安全部	21
第 12	震 215 震 237	武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則	防災安全部	23
第 13	震 377	指定避難所の面積及び収容人員	防災安全部	29
第 14	震 378	一時集合場所・避難場所(広域避難場所) 一覧	東京都 防災安全部	30
第 15	震 422	食料の備蓄状況及び計画	防災安全部	31
第 16	震 435	市備蓄倉庫一覧	防災安全部	33
第 17	震 476 震 486	災害用トイレの整備状況	防災安全部	34
第 18	震 69 風 25	警戒態勢の編成	防災安全部	36
第 19	震 54	応急対策本部の編成	防災安全部	37
第 20	震 181	大震災時における交通規制図[第2次]	警視庁	39
第 21	震 437 震 448	市所有車両一覧表	財務部	40
第 22	震 364	帰宅支援の対象道路(16路線)	東京都	41
第 23	震 441	災害救助物資備蓄一覧	防災安全部	42
第 24	震 443 震 495	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	東京都	43
第 25	震 154	武藏野市の文化財	教育委員会	45
第 26	震 499 震 519	被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容	防災安全部	47
第 27	震 502	被災者生活再建支援制度	東京都 健康福祉部	48
第 28	震 502	貸付等各種の融資	東京都 日赤東京都支部 健康福祉部	49

資料番号	本冊 該当頁	資料名	文書管理機関名	資料編 該当頁
第 29	震 507	救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ	東京都	51
第 30	震 508	各担当別災害救助関連必要帳票一覧	東京都	52
第 31	東 4	予知情報、注意情報、関連する調査情報、警戒宣言	気象庁	55
第 32	東 4	異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス	気象庁	56
第 33	東 5	気象庁震度階級関連解説表	気象庁	57
第 34	東 31	警戒宣言発令時の案文	内閣府	62
第 35	風 4	台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害	防災安全部	63

参考資料

資料番号	資料名	文書管理機関名	資料編 該当頁
参考資料第1	武藏野市地域防災計画の沿革	防災安全部	66
参考資料第2	地域危険度測定調査結果(第9回)【東京都:令和4年9月公表】	東京都	67
参考資料第3	武藏野市市民防災意識調査報告書	防災安全部	75

協定資料

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第1	武藏野市と酒田市との災害相互援助協定書	山形県酒田市	100
協定第2	武藏野市と安曇野市との災害相互援助協定書	長野県安曇野市 (旧豊科町)	102
協定第3	震災時の相互応援に関する協定書	東京都市長会、東京都町村会	104
協定第4	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会	106
協定第5	武藏野市及び杉並区の災害時相互協力に関する協定	東京都杉並区	112
協定第6	練馬区と武藏野市との災害時における相互応援に関する協定書	東京都練馬区	114
協定第7	武藏野市交流市町村協議会 災害時相互支援について (安曇野市サミット宣言)	武藏野市交流市町村協議会(富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町、東京都武藏野市)	117
協定第8	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内 23 特別区、都内 26 市、都内 13 町村	118
協定第9	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 武藏野市医師会	122

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 10	災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	公益社団法人 武藏野市歯科医師会	125
協定第 11	災害時の救護活動についての協定書	一般社団法人 武藏野市薬剤師会	127
協定第 12	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	公益社団法人 東京都柔道整復師会武藏野支部武藏野地区	129
協定第 13	大規模災害時における武藏野市内の緊急医療体制に関する覚書	日本赤十字社東京都支部武藏野赤十字病院、社団法人武藏野市医師会、社団法人東京都武藏野市歯科医師会、武藏野市薬剤師会、社団法人東京都柔道接骨師会武藏野支部武藏野市接骨師会、東京消防庁武藏野消防署	131
協定第 14	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	アルフレッサ株式会社 調布支店	133
協定第 15	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	東邦薬品株式会社 東久留米営業所	135
協定第 16	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	株式会社 メディセオ	137
協定第 17	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	酒井薬品株式会社 三鷹営業所	139
協定第 18	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	株式会社 スズケン 小平支店	141
協定第 19	武藏野市災害時医療救護本部に関する協定書	武藏野赤十字病院	143
協定第 20	災害時における助産師会の協力に関する協定書	公益社団法人東京都助産師会三鷹・武藏野地区分会	145
協定第 21	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 東京都獣医師会武藏野三鷹支部	147
協定第 22	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	武藏野建設業協会	149
協定第 23	災害時における横河電機株式会社の協力に関する協定書	横河電機株式会社	151
協定第 24	災害時等における遺体安置・検視等の業務の協力に関する協定書	株式会社ヨシノ	153
協定第 25	災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受け入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	155
協定第 26	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	東京都下水道局、多摩地域市町村、東京都都市づくり公社、全国上下水道コンサルタント協会	157
協定第 27	災害時における協力に関する協定書	日本電信電話株式会社情報流通基盤総合研究所	164
協定第 28	災害時における協力に関する協定書	横河ソリューションサービス株式会社	166

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 29	災害時における各種衛生サービスの提供に関する協定	東京都環境衛生協会武藏野地区	168
協定第 30	災害時の資機材等の供給についての協定書	武藏野建設業協会 株式会社アクティオ	170
協定第 31	武藏野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書	警視庁武藏野警察署	172
協定第 32	武藏野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書	東京消防庁武藏野消防署	178
協定第 33	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	東京消防庁武藏野消防署	184
協定第 34	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	186
協定第 35	災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書	社団法人東京都自動車整備振興会武藏野支部	192
協定第 36	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合三鷹武藏野支部	194
協定第 37	災害時における応急対策活動に関する協定書	一般財団法人武藏野市給食・食育振興財団	196
協定第 38	災害等発生時における帰宅困難者等対策のための路線バス利用に関する協定書	関東バス株式会社	198
協定第 39	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	NPO 法人クライスマッパーズ・ジャパン	200
協定第 40	災害時における下水道施設の応急復旧に関する協力協定書	武藏野市管工事業協同組合	202
協定第 41	多摩地域における下水管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局、多摩地域市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	204
協定第 42	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	211
協定第 43	災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社武藏野支社	215
協定第 44	災害時における給電車両貸与に関する協定書	トヨタモビリティ東京株式会社	217
協定第 45	災害時における被災者支援に関する協定書	東京都行政書士会武蔵支部	220
協定第 46	災害時における米穀調達に関する協力協定書	武藏野市米穀小売商組合	222
協定第 47	災害時における燃料等の供給に関する協力協定書	東京都燃料小売商業組合武藏野支社	224
協定第 48	災害時における石油等の供給に関する協定書	東京都石油商業組合多摩東支部（旧武藏野支部）	229
協定第 49	災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書	東京むさし農業協同組合	231
協定第 50	災害時における応急物資の調達に関する協定書	株式会社イトーヨーク堂	234

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 51	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ 災害対策センター	237
協定第 52	災害時におけるパーテーション等の調達に関する協定書	株式会社ニード	239
協定第 53	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書	興亜紙業株式会社	241
協定第 54	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	社団法人東京都ト ラック協会多摩支 部	243
協定第 55	災害等発生時における緊急物資輸送等に関する協定書	佐川急便株式会社	246
協定第 56	災害時における水道施設の応急復旧等に関する協力協定 書	武藏野市管工事業 協同組合	250
協定第 57	災害等発生時における給水施設利用に関する協定書	一般財団法人武藏 野市開発公社、工 エフエビル管理組 合	252
協定第 58	災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社 エフエム むさしの	254
協定第 59	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地 方整備局	256
協定第 60	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁武藏野 消防署	258
協定第 61	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	260
協定第 62	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプラン ニング株式会社多 摩総支社	262
協定第 63	災害時における情報収集等の協力に関する協定書	武藏野市アマチュ ア無線通信ボラン ティア連絡会	264
協定第 64	災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコ ム東京	266
協定第 65	J:COM 緊急地震速報サービス加入者に向けた防災行政 無線放送の再送信に関する協定書	株式会社ジェイコ ム東京	268
協定第 66	避難所施設利用に関する協定書	東京都立武藏高等 学校	271
協定第 67	避難所施設利用に関する協定書	東京都立武藏野北 高等学校	273
協定第 68	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉 避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協 定書	学校法人武藏野東 学園	275
協定第 69	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉 避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協 定書	社会福祉法人武藏 野	277
協定第 70	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉 避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協 定書	社会福祉法人武藏 野千川福祉会	279
協定第 71	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉 避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協 定書	特定非営利活動法 人ミュー	281
協定第 72	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉 避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協 定書	特定非営利活動法 人ゆうあいセンタ ー	283
協定第 73	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 至誠 学舎東京	285
協定第 74	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 武藏 野	288

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 75	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 プラットホーム	291
協定第 76	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 親の家	294
協定第 77	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 正寛会	297
協定第 78	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 徳心会	300
協定第 79	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	財団法人 武藏野市福祉公社	303
協定第 80	災害時に要援護者(高齢者)の福避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 とらいふ	306
協定第 81	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 とらいふ武藏野	309
協定第 82	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	医療法人社団 陽和会	312
協定第 83	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	一般財団法人 天誠会	315
協定第 84	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	株式会社アライブメディケア	318
協定第 85	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター	321
協定第 86	災害時に要援護者(高齢者)の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書	医療法人社団美誠会	324
協定第 87	社会福祉施設等による災害時要援護者(障害者)の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書	一般社団法人ライフタイムコンディション	327
協定第 88	災害時における乳幼児及びその保護者並びに児童に対する支援活動に関する協定書	公益財団法人武藏野市子ども協会	329
協定第 89	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	吉祥寺公園通り商店会	331
協定第 90	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	学校法人盛本学園	333
協定第 91	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	東亜興行株式会社 吉祥寺オデヲン	335
協定第 92	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	宗教法人 安養寺	337
協定第 93	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	株式会社 メガロス	339
協定第 94	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	東興映画株式会社	341
協定第 95	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	株式会社東急ホテルズ	343
協定第 96	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	株式会社関東東急ホテルズ吉祥寺東急REIホテル	345
協定第 97	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設等の提供に関する協定書	関東バス株式会社	347
協定第 98	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	学校法人成蹊学園	349
協定第 99	災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書	学校法人井之頭学園	351

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 100	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	社会福祉法人 武藏野市民社会福祉協議会	353
協定第 101	災害時における公衆浴場の協力に関する協定書	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武藏野浴場組合	355
協定第 102	災害時における遺体収容施設としての施設使用に関する協定書	延命寺、武藏野警察署	357
協定第 103	東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定書	東京都（東京都多摩広域防災倉庫）	359
協定第 104	武藏野市防災倉庫の臨時的な設置に係る覚書	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社	363
協定第 105	災害時における外国人支援活動に関する協定書	武藏野市国際交流協会	365
協定第 106	災害時におけるし尿の汲み取り業務の協力に関する協定書	秋本清掃有限会社	367
協定第 107	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社アクト・エア	369
協定第 108	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社トリデ	371
協定第 109	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	栄晃産業株式会社	373
協定第 110	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社永野紙興	375
協定第 111	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社遠藤商会	377
協定第 112	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社屋満登興業	379
協定第 113	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	381
協定第 114	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社五十嵐商会	383
協定第 115	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	高嶺清掃株式会社	385
協定第 116	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	斎藤商事株式会社	387
協定第 117	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	389
協定第 118	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	秋本清掃有限会社	391
協定第 119	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社常盤組	393
協定第 120	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	相模原紙業株式会社	395
協定第 121	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社総合整備	397
協定第 122	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	太誠産業株式会社	399
協定第 123	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	401
協定第 124	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社日乃出造園土木	403
協定第 125	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	武藏野美装株式会社	405
協定第 126	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社木下フレンド	407
協定第 127	災害発生時における武藏野市と武藏野郵便局及び武藏野市内郵便局の協力に関する協定	武藏野郵便局、武藏野市内郵便局	409
協定第 128	武藏野市と日本赤十字看護大学との地域防災連携に関する協定	日本赤十字看護大学	411
協定第 129	大規模災害発生時における亞細亞大学周辺地域での相互支援等に関する協定	亞細亞大学、武藏野消防署、武藏野警察署	413
協定第 130	避難場所となる都立公園等における連携協定に関する基本協定書	東京都建設局	415

資料番号	資料名	協定相手	資料編 該当頁
協定第 131	都立小金井公園及び都立武蔵野中央公園における連携協力に関する確認書	公益財団法人東京都公園協会	416
協定第 132	武蔵野市災害対策職員住宅確保の協力に関する協定書	東京むさし農業協同組合	418
協定第 133	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	東京消防庁武蔵野消防署	420
協定第 134	災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会武鷹支部	422
協定第 135	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内 23 特別区、都内 26 市、都内 13 町村	424

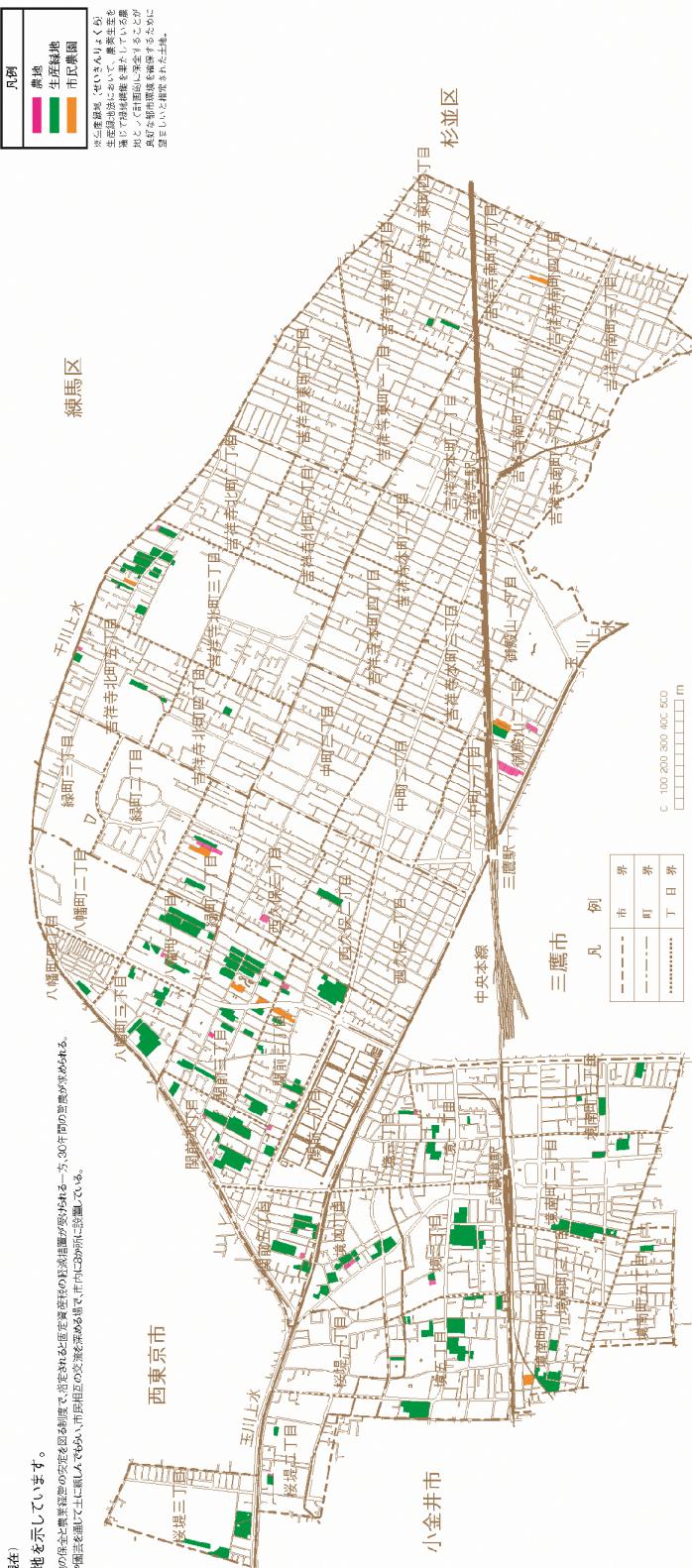
本冊資料

農地（令和4年1月1日現在）

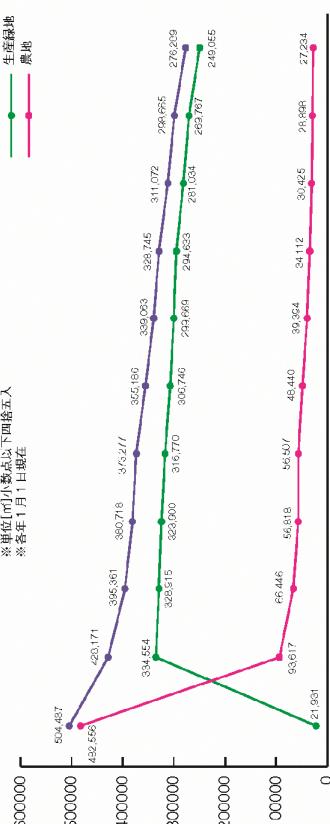
III-3 産業
④農地

和4年1月1日現在)

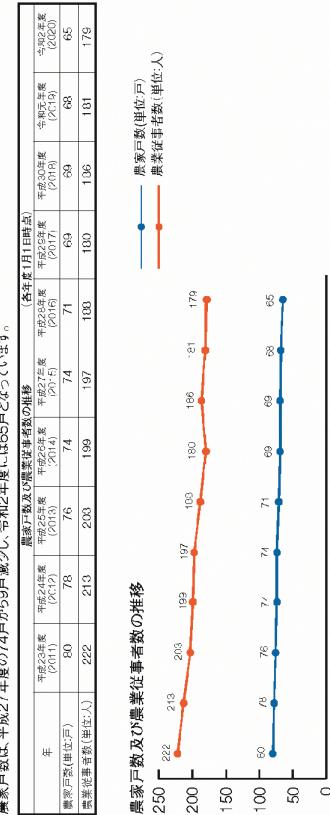
市内にある農地を
生産緑地都市農地の保
民農園は、農業や園芸



農地・生産額地面積の推移 [m²] ※平成4年度に「生産額地法」一部改正。
※平成12年以降の地図には、市民園園・苗木園を含む。
※単位「ha」の小数点以下四捨五入
※毎年1月1日現在



武藏野市の農業の現状



市内にある農場を示しています。

第1 農地

文書管理機関名：市民部

本冊該當頁：震 128

資料：武蔵野市地域生活環境指標（令和4年版）

第2 幅員別道路図（都道及び市道）

文書管理機関名：都市整備部

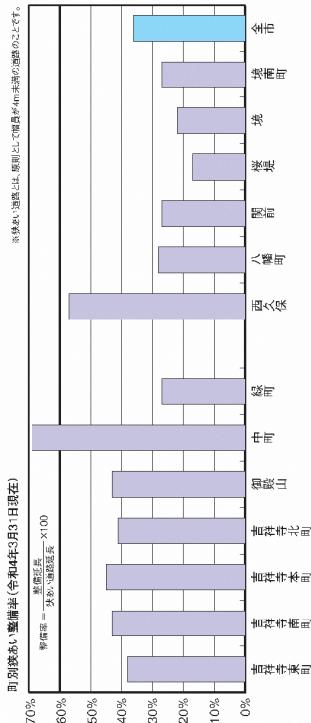
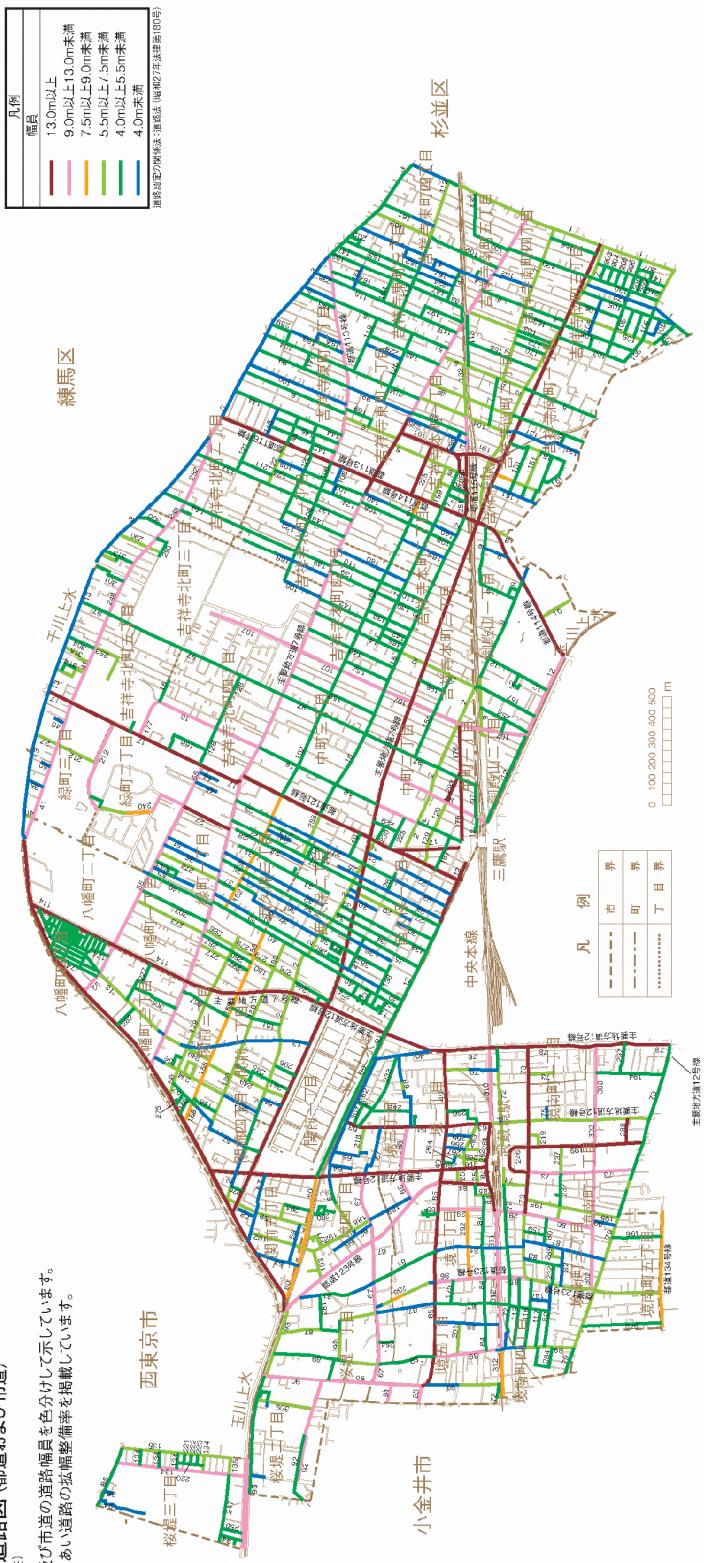
本冊該当頁：震 169

幅員別道路図（都道及び市道）（令和4年3月現在）

V-2 道路

③ 幅員別道路図（都道および市道）
(令和4年3月現在)

市内の都道及び市道の道路幅員を色分けで示しています。
また町別に狭い道路の拡幅整備率を掲載しています。



第3 用途地域等の都市計画の概要図

文書管理機関名：都市整備部

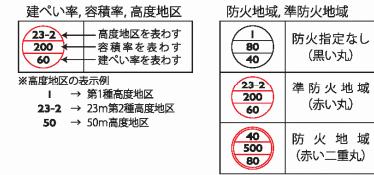
本冊該当頁：震 167

凡 例

用 途 地 域 種 別			建 べ い 率 (%)	容 積 率 (%)	敷 地 面 積 の 最 低 限 度 (m ²)	高 度 地 区	高さの限 防火地域	日 影 規 制			
						絶対高さ制限	10m	日 影 規制値	規 制 さ れ る 日 影 時 間	測 定 面 の 高さ	規 制 さ れ る 建 築 物
								(一)	5mを超える10m以内	10mを超える範囲	1.5m
第一種低層住居専用地域	30~40	50~80	120	第 1 種	第 1 種	10m	指 定 な し	(一)	3 時 間 以 上	2 時 間 以 上	軒高が7mを超えるものまたは地上3階以上の建築物
	50	100	100				準 防 火 地 域		4 時 間 以 上	2.5 時 間 以 上	
第一種低層住居専用地域	50	150	100				10m		3 時 間 以 上	2 時 間 以 上	
第二種低層住居専用地域	50	100	100				準 防 火 地 域		4 時 間 以 上	2 時 間 以 上	
第一種中高層住居専用地域	60	200	100	第 1, 2 種	第 2 種	17m	準 防 火 地 域	(一)	3 時 間 以 上	2 時 間 以 上	高さが10mを超える建築物
第二種中高層住居専用地域	60	200	100				20m, 23m		3 時 間 以 上	2 時 間 以 上	
第一種住居地域	60	200	100				20m, 23m		3 時 間 以 上	2 時 間 以 上	
第二種住居地域	60	200	100				23m		4 時 間 以 上	2.5 時 間 以 上	
近隣商業地域	80	200,300	—	第 2, 3 種	第 3 種	20m, 23m	準 防 火 地 域	(一)	4 時 間 以 上	2.5 時 間 以 上	規制対象外
近隣商業地域	80	300	—				26m		5 時 間 以 上	3 時 間 以 上	
商業地域	80	400~700	—				40m, 50m		対象外	指 定 な し	
準工業地域	60	200	—				17m, 23m		4 時 間 以 上	2.5 時 間 以 上	

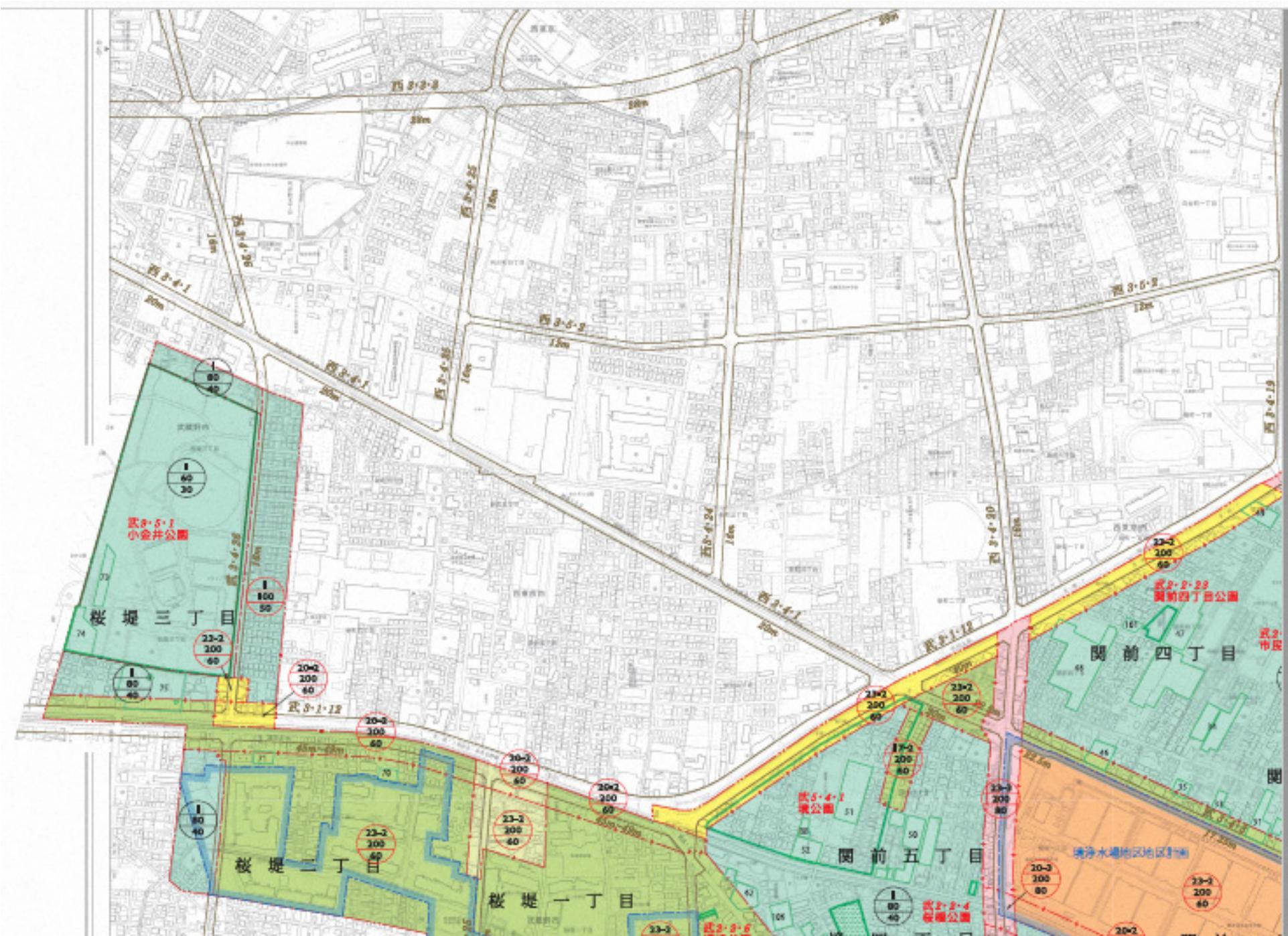
都市計画道路
都市高速鉄道
都市計画公園
都市計画緑地
生産緑地地区
第一種市街地再開発事業区域
高度利用地区
地区計画
特定街区
建築協定
ごみ焼却場
特別用途地区
熱供給基幹施設

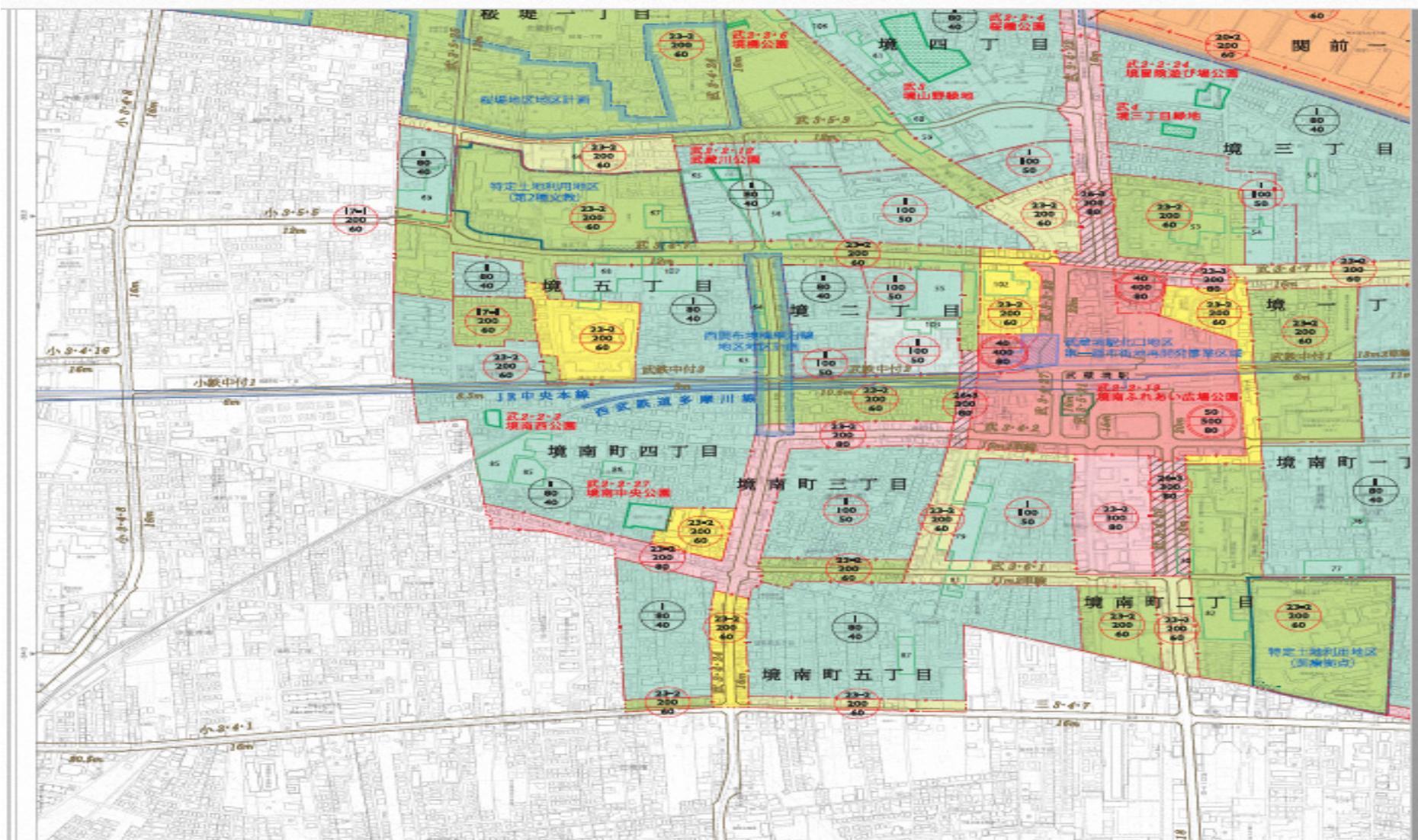
-----	市 域 界
-----	地域地区境界線にして道路河川鉄道等の中心線によるもの。
-----	地域地区境界線にして道路河川鉄道等の中心線によらないもの。



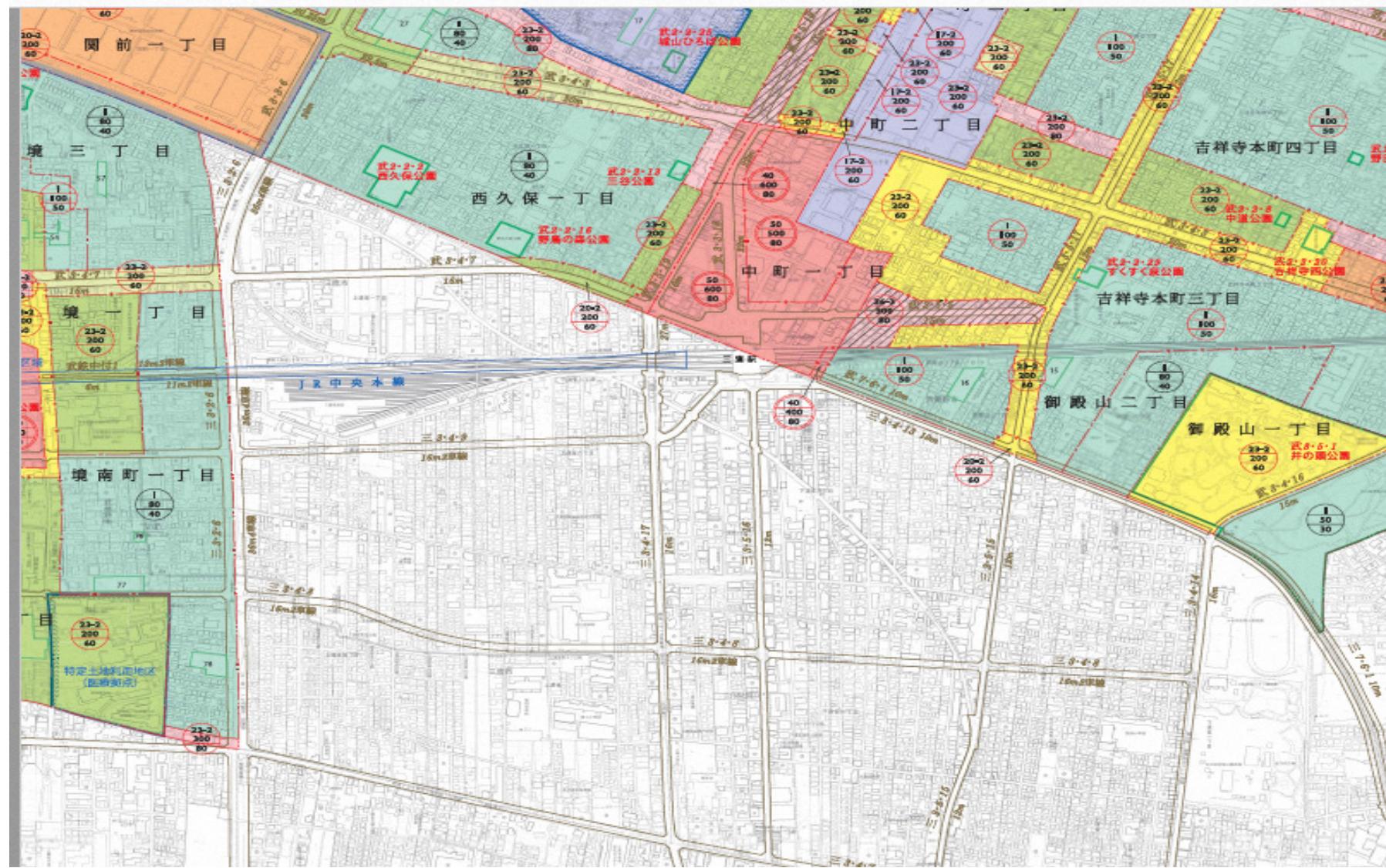
*高度地区的表示例

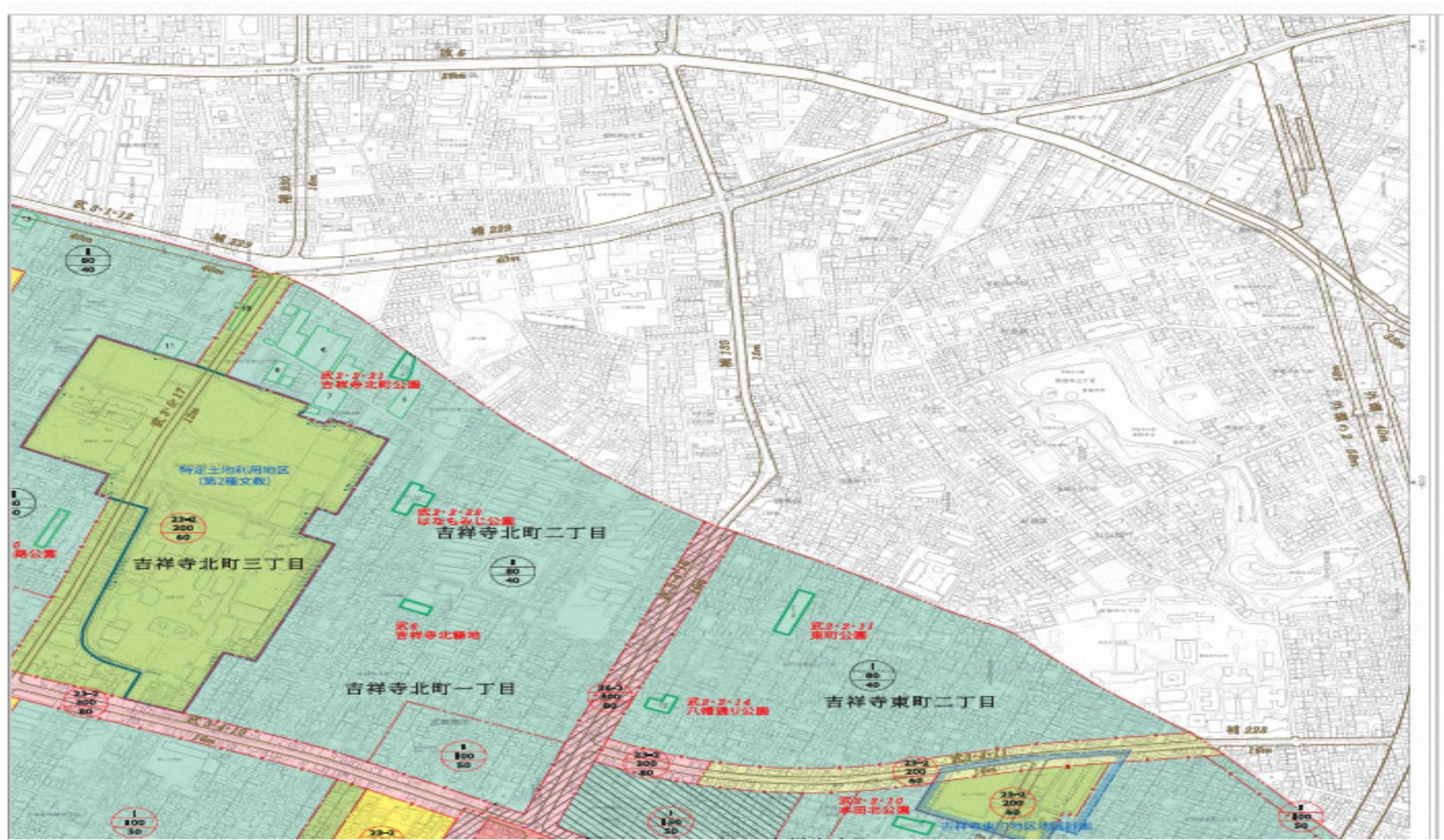
- I → 第1種高度地区
- 23-2 → 23m第2種高度地区
- 50 → 50m高度地区

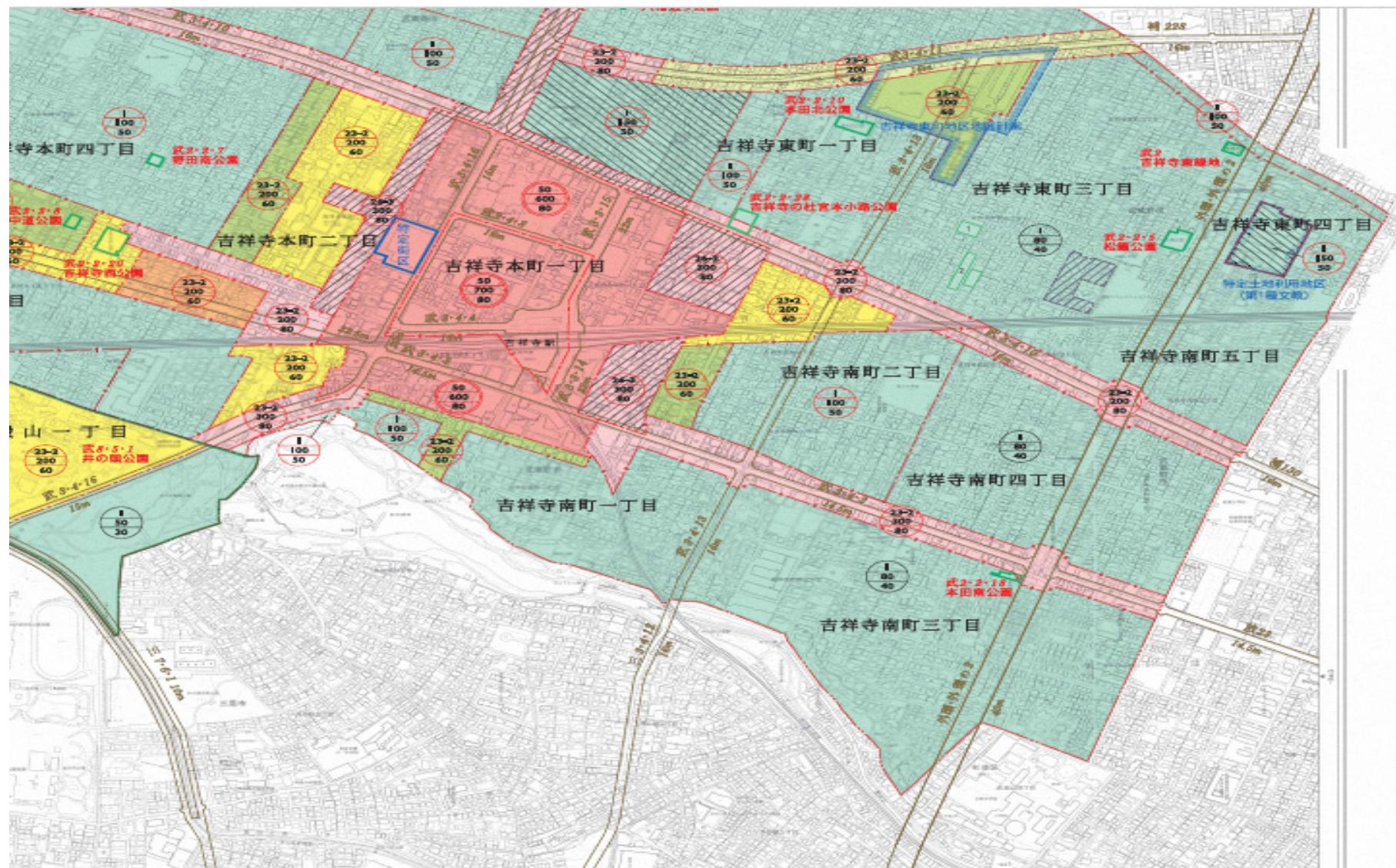












第4 防災上重要な市有建築物耐震化の現状

文書管理機関名：都市整備部

本冊該当頁：震 136

防災上重要な市有建築物耐震化の現状

区分	施設名(棟別)	耐震補強の要・不要	区分	施設名(棟別)	耐震補強の要・不要
I	市立会（東棟）	不要(済)	II	多賀ケニアハウス	不要
I	市立会（西棟）	不要	II	北町高齢者センター	不要
I	市立会（三度棟）	不要	II	高齢者福祉センター	不要(済)
I	第一小学校会棟	不要(済)	II	高齢者福祉センター	不要
I	第一小学校体育館棟	不要(済)	II	水道部庁舎	不要(済)
I	第二小学校会棟（西棟）	不要(済)	II	第一浄水場	要
I	第二小学校会棟（東棟）	不要(済)	II	第二浄水場	要
I	第二小学校体育館棟	不要(済)	II	市民会館	不要
I	第三小学校会棟	不要(済)	II	高町政センター	不要
I	第三小学校北校会棟	不要(済)	II	中央町政センター	不要
I	第三小学校体育館棟	不要(済)	II	高南コミュニティセンター	不要(済)
I	第三小学校新体育館棟	不要	II	西久保コミュニティセンター	不要
I	第四小学校会棟	不要(済)	II	吉祥寺北コミュニティセンター	不要
I	第四小学校周放会棟	不要(済)	II	町会所	不要
I	第四小学校体育館棟	不要(済)	II	吉祥寺北コミュニティセンター	不要
I	第五小学校北校会棟	不要(済)	II	本町コミュニティセンター	不要
I	第五小学校西校会棟	不要(済)	II	八幡町コミュニティセンター	不要
I	第五小学校体育館棟	不要(済)	II	堺前郷コミュニティセンター	不要
I	大野日小学校会棟・特別教室三棟	不要	II	堺前郷コミュニティセンター一分館	不要
I	大野日小学校体育館棟	不要	II	御殿山コミュニティセンター	不要
I	境町小学校東校会棟	不要(済)	II	中央町コミュニティセンター	不要
I	境南小学校北校会棟	不要(済)	II	御殿山コミュニティセンター	不要
I	境南小学校体育館棟	不要(済)	II	吉祥寺南町コミュニティセンター	不要
I	本町小学校会棟	不要(済)	II	横田コミュニティセンター	不要
I	本町小学校体育館棟	不要(済)	II	志郎町コミュニティセンター	不要
I	千川小学校会棟	不要	II	吉祥寺西コミュニティセンター	不要
I	千川小学校体育館棟	不要	II	吉祥寺西コミュニティセンター一分館	不要
I	千川子どもプラ・防災倉庫棟	不要	II	中央町コミュニティセンター	不要
I	井之頭小学校会棟	不要(済)	II	本町コミュニティセンター	不要
I	井之頭小学校体育館棟	不要	II	瑞穂町第1分団	不要
I	菊町南小学校会棟	不要(済)	II	瑞穂町第2分団	不要
I	菊町南小学校体育館棟	不要(済)	II	瑞穂町第3分団	不要
I	桜野小学校会棟	不要(済)	II	瑞穂町第4分団	不要
I	桜野小学校体育館棟	不要	II	瑞穂町第5分団	不要
I	第一〇一学校会棟（西棟）	不要(済)	II	瑞穂町第6分団	不要(済)
I	第一〇一学校会棟（東棟）	不要(済)	II	瑞穂町第7分団	不要
I	第一〇一学校体育館棟	不要	II	瑞穂町第8分団	不要(済)
I	第一〇一学校百楽団棟	不要	II	瑞穂町第9分団	不要
I	第一〇二学校会棟（西棟）	不要(済)	II	瑞穂町第10分団	不要
I	第一〇二学校会棟（東棟）	不要(済)	II	消防署	不要(済)
I	第一〇二学校体育館棟	不要	II	吉保育園	不要
I	第一〇三学校会棟	不要(済)	II	境南保育園	不要(済)
I	第一〇三学校体育館棟	不要	II	吉祥寺保育園	不要
I	第一〇四学校会棟	不要(済)	II	五重野公民館	不要(済)
I	第一〇四学校体育館棟	不要	II	芸能劇場	不要
I	第一〇四学校いきき学級棟	不要	II	西工会館（吉祥寺市政センター）	不要
I	第一〇五学校北校会棟	不要(済)	II	中央図書館	不要
I	第一〇五学校会棟	不要(済)	II	吉祥寺シアター	不要
I	第一〇五学校体育館棟	不要(済)	II	O123吉祥寺	不要
I	第一〇五学校百楽団棟	不要(済)	II	O123はらっぱ	不要
I	第六〇一学校会棟	不要(済)	II	吉祥寺図書館	不要
I	第六〇一学校会棟	不要	II	五重野風水ブル	不要
I	第六〇一学校体育館棟	不要(済)	II	川路さんた	不要(済)
II	境南小学校給食調理場棟	不要	II	そーらの家	不要
II	本町小学校給食調理場棟	不要(済)	II	吉祥寺本町在名介護支援センター	不要
II	学校給食北町調理場	不要(済)	II	愛はうす今泉	不要(済)
II	学校給食堤調理場	不要(済)	II	なごみの家	不要
II	瑞合体育館	不要	II	松雲庵	不要(済)
II	市民文化会館	不要	II	五重野プレイス	不要
II	東町団地住宅	不要			
II	北町職員住宅（1階月見路）	不要			
II	クーナンセンター	不要			
II	保健センター	不要			

凡例

耐震補強の要・不要

不要(済)：耐震補強を実施済の建築物

不要：新規建築以降の建築物

耐震移転の結果、耐震補強が必要な建築物

要：耐震移転の結果、耐震補強が必要な建築物

未：耐震移転未実施のため、耐震特強の要・不要が不明な建築物

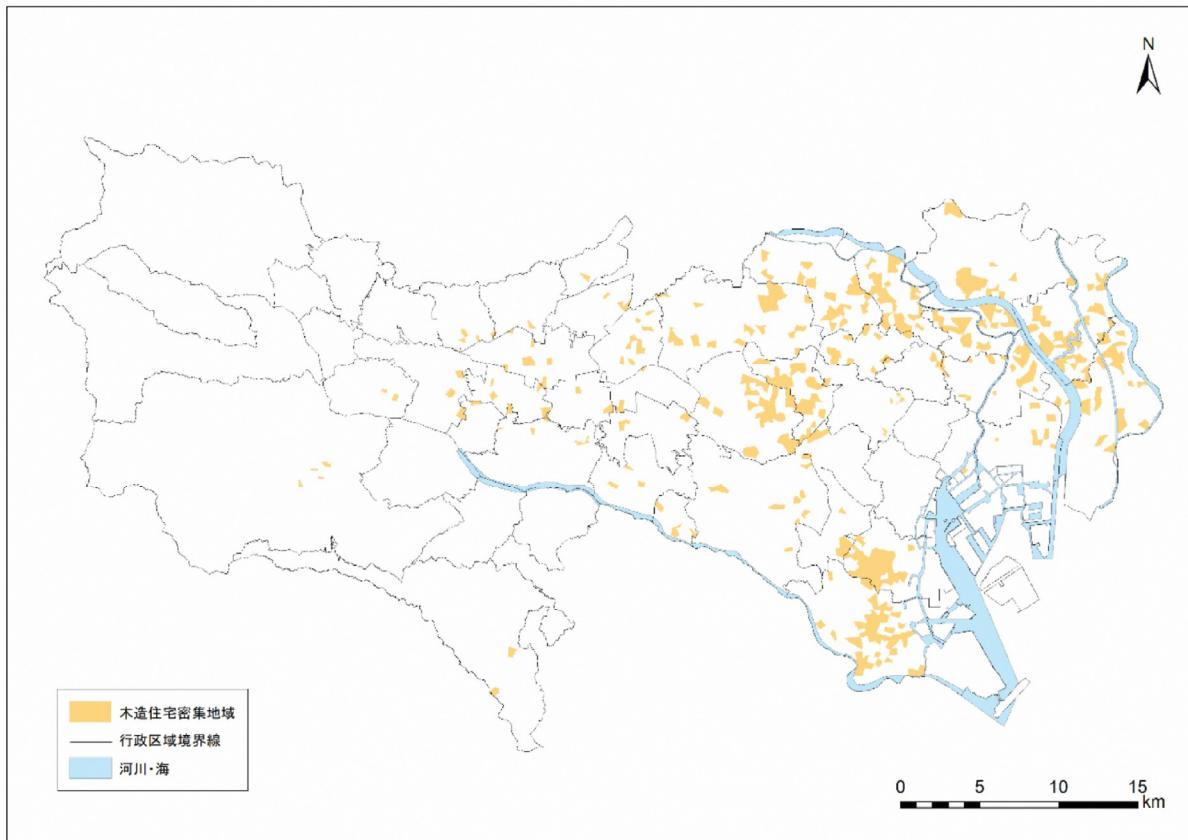
※平成20年のデータであり、それ以降新たに建てられたものについては耐震化されている。

第5 木造住宅密集地域

文書管理機関名：都市整備部

本冊該当頁：震 138

都内の木造住宅密集地域



「防災都市づくり推進計画」(令和2年3月 東京都都市整備局)

市内の木造住宅密集地域

	地 域
木造住宅密集地域	八幡町4丁目 境南町3・5丁目

武藏野市内の木造住宅密集地域 (令和2年3月 東京都都市整備局)

木造住宅密集地域：震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域を木造住宅密集地域として抽出し、地区計画の策定や市街地状況に応じた防火規制等を促し、安全で良好な住環境を形成していきます。

木造住宅密集地域は、以下に示す指標全てに該当している地域を、町丁目を基本単位として抽出。

- (a) 老朽木造建築物棟数率 $\geq 30\%$
- (b) 補正不燃領域率 $< 60\%$
- (c) 住宅戸数密度 ≥ 55 世帯/ha
- (d) 住宅戸数密度（3階以上共同住宅を除く。） ≥ 45 世帯/ha

第6 武蔵野市ブロック塀等危険度実態調査結果

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 132

武蔵野市ブロック塀等危険度実態調査結果

- 調査期間 平成 23 年 10 月～平成 24 年 2 月
- 調査区域 市内
- 調査対象 一般の方が通行する道路に面するブロック塀について、高さが 1.2m 以上、幅 0.8m 以上で、平成 13 年度「武蔵野市ブロック塀等実態調査」の結果危険度判定の点数が高かったものから順に、市が指定する箇所を調査の対象とする。
- 調査件数 658 件（危険度判定結果 517 件、滅失 141 件）
- 評価項目 塀の規模（高さ、壁厚）、基礎、控え壁の間隔、透かしブロック、鉄筋、亀裂、破損、ぐらつき、傾斜
- 判定結果

危険度ランク	判 定	件 数	割 合	CB 件数	石塀等件数
A	危 險 性 大	74	14.3%	31	43
B	地 震 時 に 危 險	382	73.9%	254	128
C	比 較 的 安 全	61	11.8%	59	2
合 計		517	100%	344	173

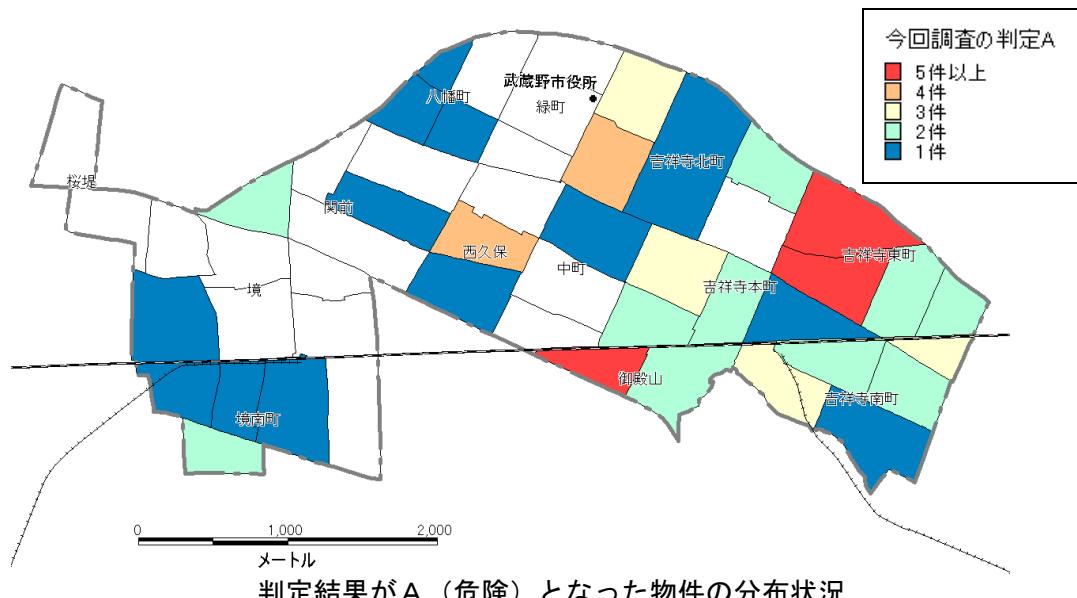
CB : ブロック塀

■ 判定Aの分布状況

J R 三鷹駅南口の御殿山二丁目の調査件数が最も多かった。

判定Aの件数が多かった町丁目は下記の通りである。

- ① 8 件・・・御殿山二丁目、吉祥寺東町二丁目
- ② 5 件・・・吉祥寺東町一丁目



第7 消防水利

文書管理機関名：武藏野消防署、防災安全部

本冊該当頁：震147

消防水利

■ 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

区分		公 設	私 設	計
消 火 栓		961	12	973
防 火 水 槽	100m ³ 以上	73	44	117
	40～100m ³ 未満	185	114	299
	40m ³ 未満	14	2	16
	計	272	160	432
貯 水 池	100m ³ 以上	1	0	1
	40m ³ 以上	0	1	1
	40m ³ 未満	1	0	1
	計	2	1	3
プ ー ル		20	6	26
池 水		0	0	0
水 路		3	0	3
蓄 熱 槽		1	0	1
雨 水 貯 留 槽		1	0	1

■ 消防水利整備現況（令和3年12月現在）

ア 平常時水利整備

不足地域3カ所 充足率98.6%

イ 震災時水利整備

メッシュ総数	充足	不足	被カバー
217	190	15	12
割 合	87.6%	6.9%	5.5%
充足率		93.1%	

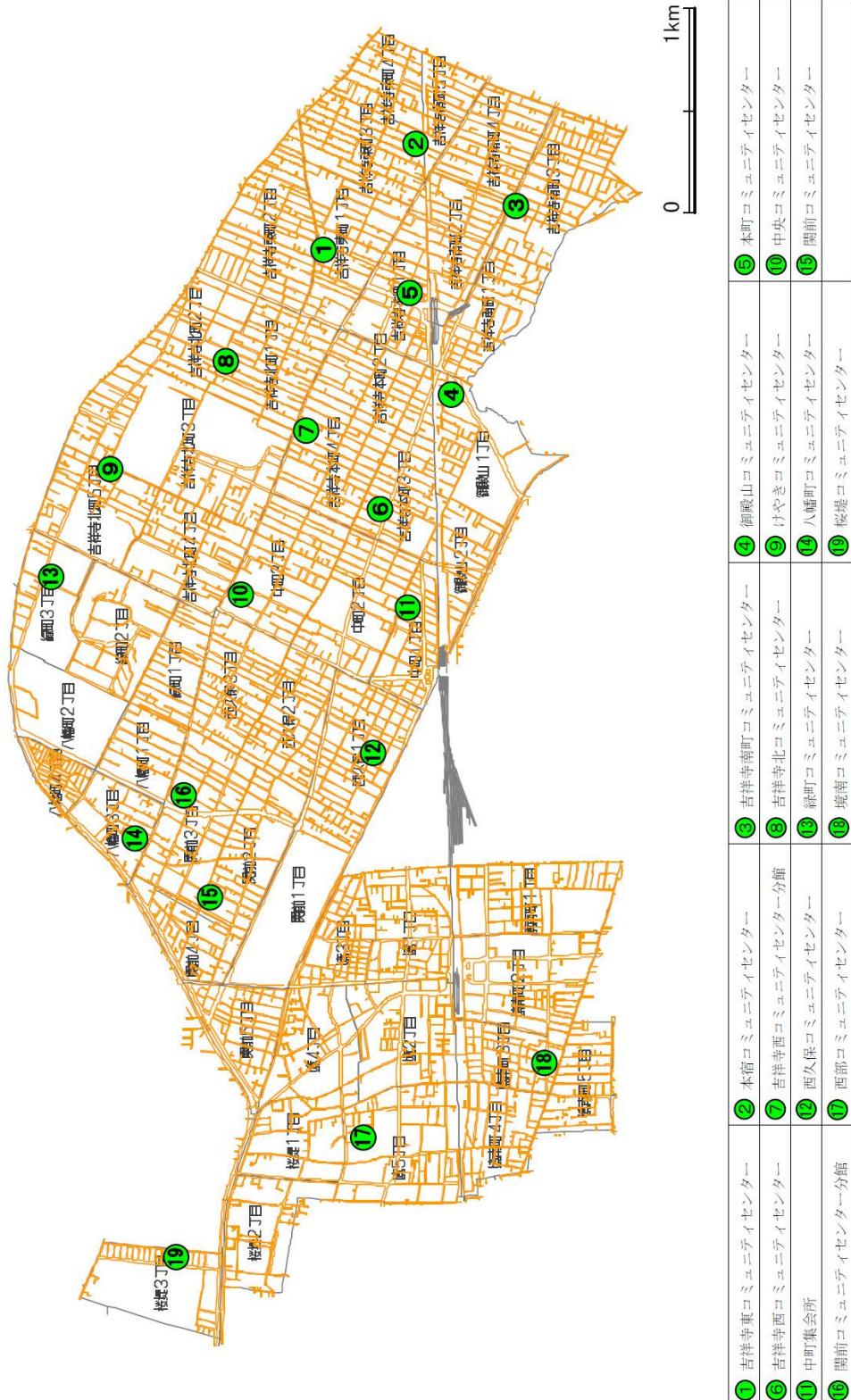
* 1メッシュ：1辺250mの四角形の区画

*被カバーメッシュ：不足メッシュ区域周辺に余剰水量がある場合、メッシュが補える。

第8 コミュニティセンター一覧

文書管理機関名：市民部

本冊該当頁：震 103



第9 武蔵野市民防災協会会則

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 90

武蔵野市民防災協会会則

(平成5年4月武蔵野市民防災協会会則第1号)

最終改正 平成27年5月27日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、武蔵野市民防災協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を武蔵野市緑町2丁目2番28号に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民の防災思想の普及高揚をはじめ、実践的防災行動力の向上を図り、地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的にする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及事業
- (2) 家庭内の防災対策の啓発・指導事業
- (3) 地域の防災点検・指導事業
- (4) 防災器具等の点検・整備事業
- (5) 災害時の防災活動に必要な知識及び技術の普及事業
- (6) 家庭用防災用品のあっ旋及び販売事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成する為に必要な業務

第2章 役員及び事務局

(役員の種別)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 6名以上13名以内（理事長、副理事長、常務理事を含む。）
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 理事長は、武蔵野市長が委嘱する。

2 理事（副理事長、常務理事を含む。）及び監事は、市民有識者、学識経験者及び武蔵野市の職員から、理事長が委嘱する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員の職務)

第7条 理事長は、協会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、協会の業務を処理するとともに、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、協会の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成して、協会の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2章第3節第6款の規定に準ずる職務を行う。

(役員の報酬)

第8条 役員は、有給とすることができる。ただし、武藏野市の常勤職員及び協会の職員を兼ねるものには支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の4分3以上の同意により解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、その職務を遂行することが困難と認められるとき。
- (2) 役員として、ふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第11条 この協会の事務を処理するため事務局を置き、その職員は理事長が任免する。

第3章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第12条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、武藏野市長とする。
- 3 相談役は、武藏野消防署長、武藏野防火防災協会長、武藏野市消防団長とし、本人の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は協会の運営に関し、意見を述べることができる。

第4章 理事会

(構成)

第13条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を議決するものとする。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、この協会の運営に関する重要な事項

(招集)

第 15 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議に付する事項を示して理事会の開催の請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並に日時、場所を示した文書をもって、あらかじめ通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 17 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 18 条 理事会の議事については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 19 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席した理事の中から理事会において選任された議事録署名者 2 名が、これに署名しなければならない。

第 5 章 会計

(経費の支弁)

第 20 条 協会の経費は、武藏野市補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(事業の計画及び予算)

第 21 条 協会の事業計画及び予算は、会計年度ごとに理事長が編成し、理事会に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 22 条 協会の事業報告及び決算は、会計年度終了後 2 個月以内に作成し、監事の監査を経て、理事会に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第 23 条 決算の結果、剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、翌年度に繰り越すことができる。

(会計年度)

第 24 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 支部及び防災推進員

(支部)

第 25 条 協会に支部を置き、支部に支部長を置く。支部の名称及びその区域は、別表のとおりとする。

(防災推進員)

第 26 条 協会の事業を推進するために防災推進員を置く。

2 防災推進員の業務については別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 27 条 協会は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意をえたとき解散することができる。

第 8 章 雜則

(委任)

第 28 条 この会則の施行について必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

付 則

1 協会の設立当初の会計年度は、第 24 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。

2 この会則は、平成 5 年 4 月 15 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 5 年 8 月 23 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 12 年 1 月 17 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 19 年 7 月 9 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

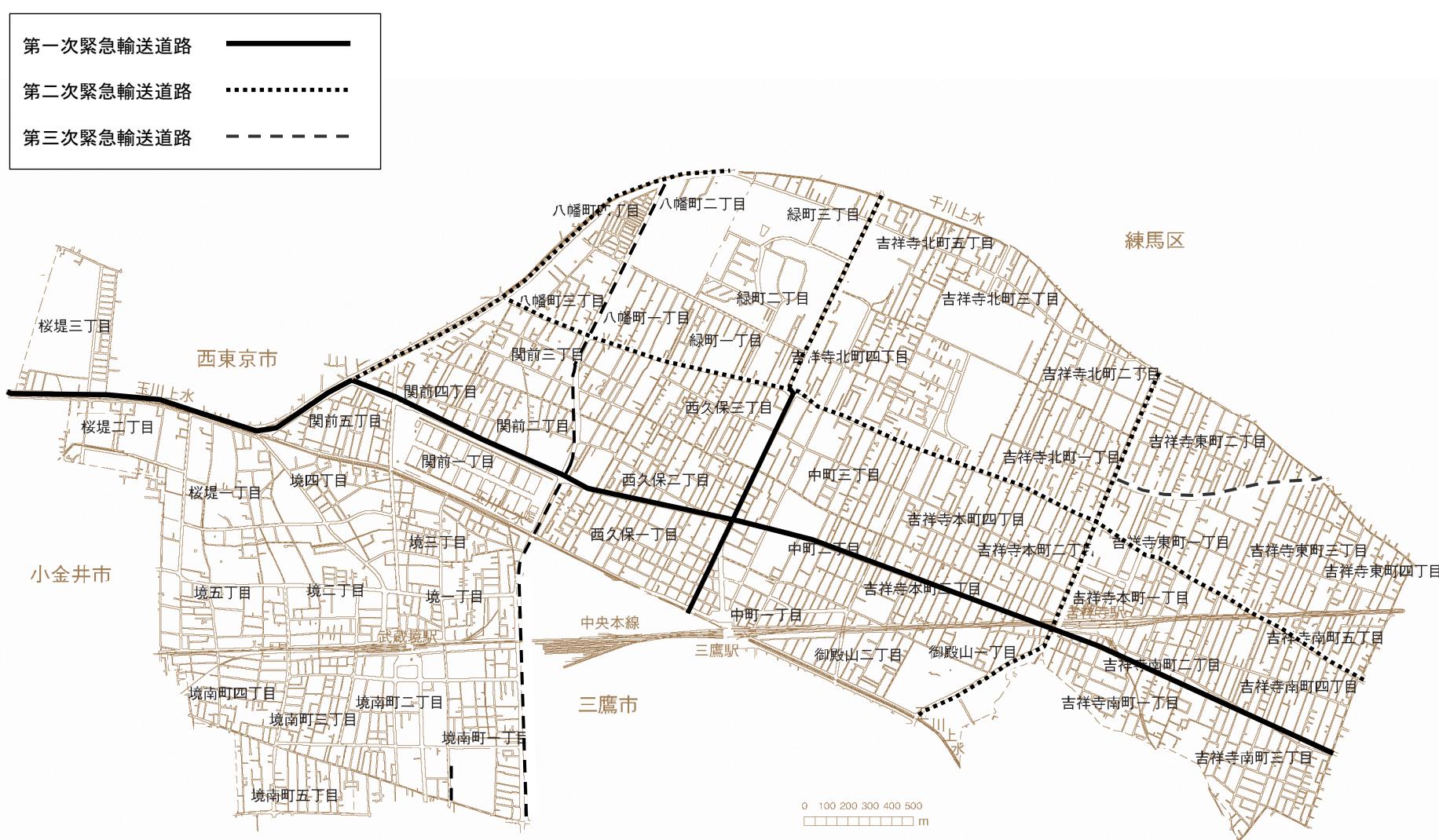
別表 (第25条関係)

支 部 名	区 域	
武蔵野市民防災協会吉祥寺東町支部	吉 祥 寺 東 町	全 域
武蔵野市民防災協会吉祥寺南町支部	吉 祥 寺 南 町	全 域
武蔵野市民防災協会御殿山支部	御 殿 山	全 域
武蔵野市民防災協会吉祥寺本町支部	吉 祥 寺 本 町	全 域
武蔵野市民防災協会吉祥寺北町支部	吉 祥 寺 北 町	全 域
武蔵野市民防災協会中町支部	中 町	全 域
武蔵野市民防災協会西久保支部	西 久 保	全 域
武蔵野市民防災協会緑町支部	緑 町	全 域
武蔵野市民防災協会八幡町支部	八 幡 町	全 域
武蔵野市民防災協会関前支部	関 前	全 域
武蔵野市民防災協会境支部	境	全 域
武蔵野市民防災協会境南町支部	境 南 町	全 域
武蔵野市民防災協会桜堤支部	桜 堤	全 域

第 10 緊急輸送ネットワーク

文書管理機関名：都市整備部

本冊該当頁：震 170



第11 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 215

武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例

平成 7 年 3 月 22 日条例第 12 号

武蔵野市は、過去幾度か我が国を襲った災害に学び、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の英知と協力によって「災害につよいまち」づくりに不断の努力を重ねるとともに、他の市町村において大規模な災害が発生した場合は、そこに住む人々の惨禍を見過ごすことなく、市民とともに、できる限りの支援を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、災害が発生した市町村（以下「被災市町村」という。）に対し、支援活動を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、災害とは、地震、火災、豪雨等災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める程度のものをいう。

(支援)

第3条 市長は、被災市町村からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、被災市町村からの要請を得ないで支援を行うことができる。

- (1) 防災備蓄品等物資の供与
- (2) 被災地への物資の輸送
- (3) 支援活動に従事する職員の派遣
- (4) 職員のボランティア活動に対する支援
- (5) その他市長が特に必要と認めた支援

(費用の負担)

第4条 市は、前条に規定する支援に要する費用を負担するものとする。ただし、市と被災市町村との協議により被災市町村が負担するものについては、この限りでない。

(市民の支援活動への援助)

第5条 市長は、市民が次に掲げる支援活動を行うときは、自主性を損なわない範囲で援助を行うことができる。

- (1) 市民がボランティアとして被災地における支援活動を行うとき。
- (2) 市民がホームステイその他被災者の受け入れのための支援活動を行うとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項に規定する援助を受ける者は、あらかじめ、市に登録した者とする。

(支援活動の公表)

第6条 市長は、この条例による支援活動を行ったときは、速やかにその内容を市民に公表しなければならない。

(被災地支援関係者会議)

第7条 市長は、この条例に定める被災地の支援に係る活動を円滑に実施するため、被災地支援

関係者会議を設置する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第12 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則

文書管理機関名：防災安全部

本冊該當頁：震 215

武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則

平成 7 年 8 月 9 日規則第 34 号

改正

平成 14 年規則第 79 号

平成 17 年規則第 84 号

平成 19 年規則第 38 号

平成 20 年規則第 37 号

平成 24 年 9 月 27 日規則第 88 号

武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成 7 年 3 月武蔵野市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被災地支援関係者会議の構成)

第 2 条 条例第 7 条に規定する被災地支援関係者会議（以下「支援会議」という。）は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

一部改正〔平成 14 年規則 79 号・19 年 38 号〕

(会長等の職務)

第 3 条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の命を受けて支援会議の所掌業務に従事する。

3 委員は、会長の命を受けて支援会議の所掌業務に従事する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支援会議の招集)

第 4 条 支援会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、支援会議に關係職員の出席を求めることができる。

(支援会議の所掌事務)

第 5 条 支援会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 条例第 3 条に規定する支援及び条例第 5 条に規定する援助（以下これらを「支援等」という。）の実施決定に関すること。

(2) 支援等の内容に関すること。

(3) 支援等の体制に関すること。

(4) その他支援等の実施に関し必要な事項

(派遣職員)

第6条 職員の派遣については、職務命令による公務出張扱いとする。

2 派遣職員の勤務条件等については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第4号）、武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）、武蔵野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年3月武蔵野市条例第14号）及び武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和28年3月武蔵野市条例第5号）の定めるところによる。

3 前項によりがたいときは、市長が別に定める。

一部改正〔平成14年規則79号〕

(職員のボランティアに対する支援及び届出)

第7条 条例第3条第4号に規定する支援を受ける職員は、あらかじめ職員ボランティア届出書（第1号様式）により市長に届け出た職員とする。

2 職員のボランティアに対する支援は、次により行うものとする。

(1) 職員の年次有給休暇取得の承認又は必要に応じ、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第4号の規定による職務に専念する義務の免除

(2) 必要に応じ、ボランティア保険の加入及び保険料の負担

(市民の支援活動への援助の種類及び申請)

第8条 条例第5条に規定する援助の種類は次のとおりとする。

(1) ボランティア保険の加入及び保険料の負担

(2) ホームステイその他被災者の受入れにかかる費用の一部負担

(3) その他市長が特に必要と認める援助

2 前項の援助を受けようとするものは、あらかじめボランティア登録申込書（第2号様式）により登録し、ボランティア援助申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

(公表)

第9条 条例第6条に規定する公表の方法は、市報その他の方法により行うものとする。

(庶務)

第10条 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する庶務は、防災安全部防災課において処理する。

一部改正〔平成14年規則79号・17年84号〕

(委任)

第11条 この規則に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年5月28日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成17年6月28日規則第84号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第38号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第37号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 9 月 27 日規則第 88 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

総合政策部長

総務部長

財務部長

市民部長

防災安全部長

環境部長

健康福祉部長

子ども家庭部長

都市整備部長

教育部長

水道部長

総合政策部秘書広報課広報担当課長

防災安全部安全対策課長

防災安全部防災課長

全部改正〔平成 14 年規則 79 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 84 号・20 年 37 号・24 年 88 号〕

第1号様式（第7条関係）

職員ボランティア届出書

年　月　日

武蔵野市長 殿

所属
氏名

印

私は、武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則第7条第1項の規定により
職員ボランティアの届け出をします。

現 住 所					
生 年 月 日	年 月 日				
活 動 期 間	年 月 日～ 年 月 日				
電 話 番 号					
緊急時の連絡先					
活動する主な内容					

市	支援内容	受付番号	受付月日	摘要	

第2号様式（第8条関係）

職員ボランティア登録申込書

年 月 日

武藏野市長 殿

氏名 印

私は、武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則第8条第2項の規定によりボランティアの登録を申込みます。

現 住 所			
生 年 月 日	年 月 日		
職 業			
電 話 番 号			
緊急時の連絡先			
支援できる主な内容			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
市	受付番号	受付月日	摘要

第3号様式（第8条関係）

ボランティア援助申請書

年　月　日

武藏野市長 殿

氏名 印

私は、ボランティアの援助を受けたいので、武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則第8条第2項の規定により申請します。

現 住 所		
生 年 月 日	年 月 日	
職 業		
電 話 番 号		
緊急時の連絡先		
援助内容		
市		
受付番号	受付月日	摘要

第13 指定避難所の面積及び収容人員

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震377

指定避難所の面積及び収容人員

○指定避難所

指定避難所	体育館 m ²	特別教室 m ²	普通教室 m ²	廊下 m ²	使用予定範囲	
					面積計 m ²	収容人員 人
第一小学校	538	1,057	778	652	3,025	1,833
第二小学校	525	804	900	540	2,769	1,678
第三小学校	889	1,111	972	555	3,527	2,138
第四小学校	511	981	780	603	2,875	1,742
第五小学校	525	850	744	624	2,743	1,662
大野田小学校	653	1,280	1,850	1,218	5,001	3,031
境南小学校	536	2,224	1,020	840	4,620	2,800
本宿小学校	551	1,650	669	989	3,859	2,339
千川小学校	739	1,534	960	864	4,097	2,483
井之頭小学校	691	1,298	698	987	3,674	2,227
関前南小学校	528	568	689	452	2,237	1,356
桜野小学校	648	1,028	1,289	884	3,489	2,332
第一中学校	872	1,838	581	430	3,721	2,255
第二中学校	895	1,740	581	344	3,560	2,158
第三中学校	890	1,613	581	368	3,452	2,092
第四中学校	1,004	2,522	781	1,421	5,728	3,472
第五中学校	750	1,178	509	387	2,824	1,712
第六中学校	780	1,216	512	489	2,997	1,816
武藏高校	980	980			1,960	1,188
武藏野北高校	819	810			1,629	987
総 計	14,324	26,282	14,894	12,647	68,147	41,301

◎収容人員は、2人当たり3.3 m²で算出(避難所設置基準)

(令和4年4月1日現在)

第14 一時集合場所・避難場所(広域避難場所)一覧

文書管理機関名：東京都、防災安全部

本冊該当頁：震378

一時集合場所・避難場所(広域避難場所)一覧

○一時集合場所の面積と収容人員

名 称	所 在 地	校庭面積 (m ²)	収容人員 (人)
第一小学校	吉祥寺本町4-17-16	6,489	3,200
第二小学校	境4-2-15	4,982	2,400
第三小学校	吉祥寺南町2-35-9	5,450	2,700
第四小学校	吉祥寺北町2-4-5	9,160	4,500
第五小学校	関前3-2-20	5,764	2,800
大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37	9,835	4,900
境南小学校	境南町2-27-27	8,710	4,300
本宿小学校	吉祥寺東町4-1-9	7,068	3,500
千川小学校	八幡町3-5-25	3,290	1,600
井之頭小学校	吉祥寺本町3-27-19	4,865	2,400
関前南小学校	関前3-37-26	7,510	3,700
桜野小学校	桜堤1-8-19	6,189	3,000
第一中学校	中町3-9-5	8,828	4,400
第二中学校	桜堤1-7-31	6,898	3,400
第三中学校	吉祥寺東町1-23-8	7,980	4,000
第四中学校	吉祥寺北町5-11-41	7,065	3,500
第五中学校	関前2-10-20	10,243	5,100
第六中学校	境3-20-10	7,980	4,000
都立武蔵高校	境4-13-28	7,050	3,500
都立武蔵野北高校	八幡町2-3-10	11,312	5,600

◎ 収容人員は、一人当たり2m²で算出

○ 避難場所(広域避難場所)の面積と収容人員

避 難 場 所	避難場所面積 (m ²)	収容人員 (人)	計画避難人口 (人)	指定年月日
グリーンパーク	323,000	161,500	168,100	47・8・5
成蹊学園グラウンド	63,000	31,500	81,100	50・3・25
井の頭恩賜公園	53,000	26,500	49,400	50・3・14
小金井公園	1,019,000	509,500	210,000	50・3・14
国際基督教大学周辺	895,000	447,500	57,700	50・8・14
合 計	2,353,000	1,176,500	566,300	

◎ 収容人員は、一人当たり2m²で算出

(令和4年4月1日現在)

第15 食料の備蓄状況及び計画

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 423

食料の備蓄状況及び計画

食料等の備蓄状況（避難所分）

令和4年4月1日現在

品目	数量（目標数）
飲料水（500ml）	32,160 本
クラッカー	88,200 食
ライスクッキー	7,680 食
パン	29,760 食
おかゆ	8,000 食
アルファ化米 (個食・炊出し/白米2食分・味付3食分)	155,000 食
粉ミルク	720 缶
粉ミルク（アレルギー対応）	20 缶

品目	備蓄必要数（被害想定避難者数32,000人）
飲料水（5年保存）	32,000人×1本=32,000本
クラッカー・ライスクッキー（5年保存）※1	32,000人×3食=96,000食
パン（5年保存）	32,000人×1食=32,000食
おかゆ（5年保存）※2	32,000人×市内人口割合（1,2歳児、65歳以上の要介護4または5の者）×9食=8,000食
アルファ化米 (個食・炊出し/白米2食分・味付3食分)	32,000人×市内人口割合（乳幼児・要介護の高齢者を除く）×5食=155,000食
粉ミルク	32,000人×市内0歳児の割合×1缶(一日分)×3日分=740缶
粉ミルク（アレルギー対応）※3	

※1 ライスクッキーは、クラッカーアレルギー対応 4食分

※2 おかゆは、パンアレルギー対応・要配慮者対応

※3 粉ミルク（アレルギー対応）は、アレルギーを持つ0歳児用

食料等の備蓄状況（帰宅困難者分）

令和4年4月1日現在

品目	数量（目標数）
飲料水（500ml）	72,000 本
クラッカー	36,050 食

品目	備蓄必要数（一時滞在施設確保分 4,000人）
飲料水（5年保存）	4,000人×18本=72,000本
クラッカー（5年保存）	4,000人×9食=36,000食

第16 市備蓄倉庫一覧

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 435

市備蓄倉庫一覧

令和4年4月1日現在

倉庫（施設）名	住所	備蓄倉庫①		備蓄倉庫②		備蓄倉庫③		防災倉庫		
		場所	面積(m ²)	場所	面積(m ²)	場所	面積(m ²)	場所	面積(m ²)	
避難所倉庫	第一小学校	吉祥寺本町4-17-16	校舎2階 東側	20	体育館 両舞台下	18	校舎1階 教工室		体育館南側	9.6
	第二小学校	境4-2-15	校舎北側	13	校舎3階 ステップルーム 内	9	プール西側	15	校舎北側	9.6
	第三小学校	吉祥寺南2-35-9	体育館棟 地下1階	58	体育館棟 地下1階準備室	4.5			体育館棟北側	9.6
	第四小学校	吉祥寺北町2-4-5	北校舎1階	23					プール南側	9.6
	第五小学校	閑前3-2-20	北校舎1階	23	体育館2階 南側舞台袖	10	西校舎スローフェンス下		校舎北側	9.6
	大野田小学校	吉祥寺北町4-11-37	校庭北側	65					校庭北側 ※備蓄倉庫と同	65
	境南小学校	境南町2-27-27	給食棟1階	20	校舎地下1階 西側	8	体育館2階 西側舞台袖	10	校舎北東 ビオトープ内	9.6
	本宿小学校	吉祥寺東町4-1-9	校舎3階 東側	25	校舎西側 災害用トイレ前				校舎東側	9.6
	千川小学校	八幡町3-5-25	千川こどもクラブ1階	53					校庭西側	9.6
	井之頭小学校	吉祥寺本町3-27-19	体育館棟 1階西側	27	体育館棟 2階西側	16			校舎西側	9.6
	閑前南小学校	閑前3-37-26	校舎4階 配膳室奥	14	校舎1階 用務主事室	14	体育館下 トイレ横	10	体育館東側	9.6
	桜野小学校	桜堤1-8-19	体育館棟1階 ※兼換点倉庫	407					校舎南側	9.6
	第一中学校	中町3-9-5	東校舎1階 備蓄倉庫東側	54	東校舎1階 備蓄倉庫西側	54			校舎北側	9.6
	第二中学校	桜堤1-7-31	西校舎 地下1階	40					校舎東側	9.6
	第三中学校	吉祥寺東町1-23-8	校舎1階 昇降口横	23	体育館棟 地下1階東側	5	体育館棟 地下1階西側	5	校舎東側	9.6
	第四中学校	吉祥寺北町5-11-41	体育館棟 地下1階東側	67	体育館棟 地下1階西側	69	校舎1階 製図室		校庭東側	9.6
	第五中学校	閑前2-10-20	南校舎2階	30					校舎北西側	9.6
	第六中学校	境3-20-10	東校舎2階	27					校舎南東側	9.6
	武蔵高校	境4-13-28							校舎西側	14.4
	武蔵野北高校	八幡町2-3-10							体育館南側	14.4
換点倉庫	市庁舎	緑町2-2-28	西棟4階 活動準備室	192						
	市庁舎車庫棟	緑町2-2-28	車庫棟地下1階 (4箇所)	192	車庫棟1階 シュレッダ一室	58				
	富士重工社宅	八幡町2-5-3	社宅東側1階	124						
	総合体育館	吉祥寺北町5-11-20	地下1階	126						
	商工会館	吉祥寺本町1-10-7	地下1階	74						
	保健センター	吉祥寺北町4-8-10	地下1階 消毒室		地下1階 多目的ホール奥		3階 レントゲン室奥	14		
	武蔵野公会堂	吉祥寺南町1-6-22	地下1階 東側	104	地下1階 南側	4				
	プラウドシティー 武蔵野三鷹	中町3-8-1	1階	86.08						
	東京都多摩 広域防災倉庫	立川市緑町3256番地の5	2階	92.19						

第17 災害用トイレの整備状況

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 476、震 485

災害用トイレの整備状況

1) 市立公園内等災害トイレ整備

名 称	所 在 地	災害用トイレ(基)			
		マンホール式		スツール型(洋式)	
		車イス用	一般用	車イス用	一般用
1 南町防災広場	吉祥寺南町5-6		4		3
2 東町防災広場	吉祥寺東町4-15	1			3
3 吉祥寺西公園	吉祥寺本町3-7		5		
4 境南町防災広場	境南町3-20	1			2
5 吉祥寺公園	吉祥寺本町1-34				2
6 境山野緑地	境4-5				4
7 西久保二丁目防災広場	西久保2-15	1	2		
8 なかよし公園	吉祥寺北町4-9				2
9 第2淨水場公園	桜堤1-6				3
10 大正通り北公園	吉祥寺本町2-28	1			2
11 閔前四丁目公園	閔前4-13				3
12 境三丁目緑地	境3-10				2
13 西久保児童公園	西久保3-13				2
14 本村公園（拡充）	境3-26				2
15 北町さくら緑地	吉祥寺北町4-4				3
16 グリーンパーク緑地	八幡町1-5				8
17 境冒険遊び場公園	境3-20				4
18 北裏やまふく公園	吉祥寺北町5-3				1
19 本宿公園	吉祥寺東町3-5				2
20 四中東公園	吉祥寺北町5-4				1
21 大師通り公園	閔前3-40				1
22 境南くつろぎ公園	境南町5-10				4
23 城山ひろば公園	西久保2-11				4
24 中央通りさくら並木公園	吉祥寺北町4-11				4
25 南町苗木畠公園	吉祥寺南町4-16				2
26 あおき公園	境南町1-14				1
27 西久保公園	西久保1-43				15
28 東町くすのき公園	吉祥寺東町3-5				2
29 扶桑通り公園	吉祥寺北町5-6				3
30 かえで公園	吉祥寺北町4-1				1
31 仲通り公園	閔前2-30				1
32 境南中央公園	境南町4-21				4
33 ふじ公園	西久保1-24				2
34 北裏公園	吉祥寺北町3-16				2
35 若竹公園	閔前4-12				1
36 はなもみじ公園	吉祥寺北町2-20				5
37 吉祥寺北緑地	吉祥寺北町1-23				2
38 境本公園	境南町3-14				2
39 大野田公園	吉祥寺北町4-11				4
40 みやび青葉公園	吉祥寺北町2-16				2
41 ひぐち橋公園	閔前5-11				1
42 境橋公園	境4-12				1
43 八幡町第二公園	八幡町4-3				1
44 五小前公園	西久保3-25				1
45 境南ふれあい広場公園	境南町2-3	2	10		
46 中央通り東公園	中町3-5				2
47 久保公園	閔前1-6				2
48 上水北公園	桜堤3-3				1
49 むらさき公園	御殿山2-11				1
50 さくら見公園	閔前5-6				1
51 桜堤二丁目防災広場	桜堤2-8			2	1
52 三谷公園	西久保1-6				4
53 上水あけぼの橋公園	桜堤2-8				1
54 こうしん橋公園	吉祥寺北町5-10				2
55 玉川上水公園	閔前1-1				2
56 吉祥寺の杜 宮本小路公園	吉祥寺東町1-17				2
57 木の花小路公園	吉祥寺北町3-8				2
58 本宿東公園	吉祥寺東町4-8				2
59 本田東公園	吉祥寺東町4-18				2
60 八幡町いこいの広場	八幡町4-15				2
61 閔前三丁目ポケット広場	閔前3-40				1
62 西久保三丁目ポケット広場	西久保3-2				4
63 吉祥寺東町ふれあい公園	吉祥寺東町1-23				2
64 東町一丁目そよ風緑地	吉祥寺東町1-23				1
65 すくすく泉公園	吉祥寺本町3-27				2
66 中町二丁目ポケット広場	中町2-13				1
67 ゆりの木公園	吉祥寺北町4-3				2
68 津田公園	境南町4-15				2
69 グリーンパーク緑地	閔前3-13				2

(令和2年4月1日現在)

2) 学校避難所内災害用トイレ（下水道直結型）整備

各避難所（武蔵高校、武蔵野北高校を除く）に 10 基。うち車いす対応 2 基

1 基あたり 50 人（日）の使用を想定

3) 民間開発による災害用トイレ整備

129 基（105 カ所）設置済（令和 4 年 1 月 1 日現在）

4) 都立公園内災害トイレ整備

名 称	所 在 地	災害用トイレ(基)			
		マンホール式		スツール型(洋式)	
		車イス用	一般用	車イス用	一般用
A 武蔵野中央公園 (東京都設置分)	八幡町2-4		33		
			18		
B 井の頭恩賜公園 (武蔵野市内設置分)	御殿山1-18		21		

第18 警戒態勢の編成

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 69、風 27

警戒態勢の編成

警戒態勢（第1～第3）は、大雨等の注意報・警報等が発表された場合や、台風の接近による警戒が必要な場合、又は災害対策本部・応急対策本部設置に至らない程度の災害が発生した場合の態勢である。

【 第1警戒態勢 】

担当	行政組織		人員
	部	課	
情報本部	防災安全部	安全対策課	5 (防災安全部長を含む。)
		防災課	7
下水道班	環境部	下水道課	1
計			1 3

【 第2警戒態勢 】

担当	行政組織		人員
	部	課	
情報本部	防災安全部	安全対策課	5 (防災安全部長を含む。)
		防災課	7
下水道班	環境部	下水道課	2
緑化班	環境部	緑のまち推進課	2
まちづくり班	都市整備部	まちづくり推進課	1
交通対策班		交通企画課	2
道路班		道路管理課	3
計			2 2

【 第3警戒態勢 】

担当	行政組織		人員
	部	課	
情報本部	防災安全部	安全対策課	5 (防災安全部長を含む。)
		防災課	7
下水道班	環境部	下水道課	6
緑化班	環境部	緑のまち推進課	6
まちづくり班	都市整備部	まちづくり推進課	3
交通対策班		交通企画課	4
建築指導班		建築指導課	1
道路班		道路管理課	6
水道班	水道部	工務課	2
計			4 0

第19 応急対策本部の編成

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震 54

応急対策本部の編成

○第1次応急対策本部の編成

部	部長	行政組織	人員	備考
情報本部	防災安全部長	総合政策部秘書広報課	2	秘書担当1人、広報担当1人とする。
		防災安全部安全対策課	5	防災安全部長を含む。
		防災安全部防災課	7	
総合政策部	総合政策部長	総合政策部企画調整課	2	総合政策部長を含む。
総務部	総務部長	総務部人事課	2	総務部長を含む。
財務部	財務部長	財務部管財課	4	財務部長を含む。
		財務部施設課	7	
市民部	市民部長	市民部市民活動推進課	2	市民部長を含む。
		市民部市民課	1	
環境部	環境部長	環境部下水道課	8	環境部長を含む。
		環境部緑のまち推進課	8	
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部高齢者支援課	2	健康福祉部長を含む。
		健康福祉部障害者福祉課	1	
		健康福祉部健康課	1	
子ども家庭部	子ども家庭部長	子ども家庭部子ども政策課	1	子ども家庭部長とする。
		子ども家庭部子ども育成課	2	
都市整備部	都市整備部長	都市整備部まちづくり推進課	9	都市整備部長を含む。
		都市整備部交通企画課	4	
		都市整備部建築指導課	7	
		都市整備部道路管理課	16	
水道部	水道部長	水道部総務課	2	水道部長を含む。
		水道部工務課	3	浄水場を除く。
教育部	教育部長	教育部教育企画課	3	教育部長を含む。
		教育部指導課	1	
		教育部生涯学習スポーツ課	1	
		教育部図書館	1	
合 計			102	

○第2次応急対策本部の編成

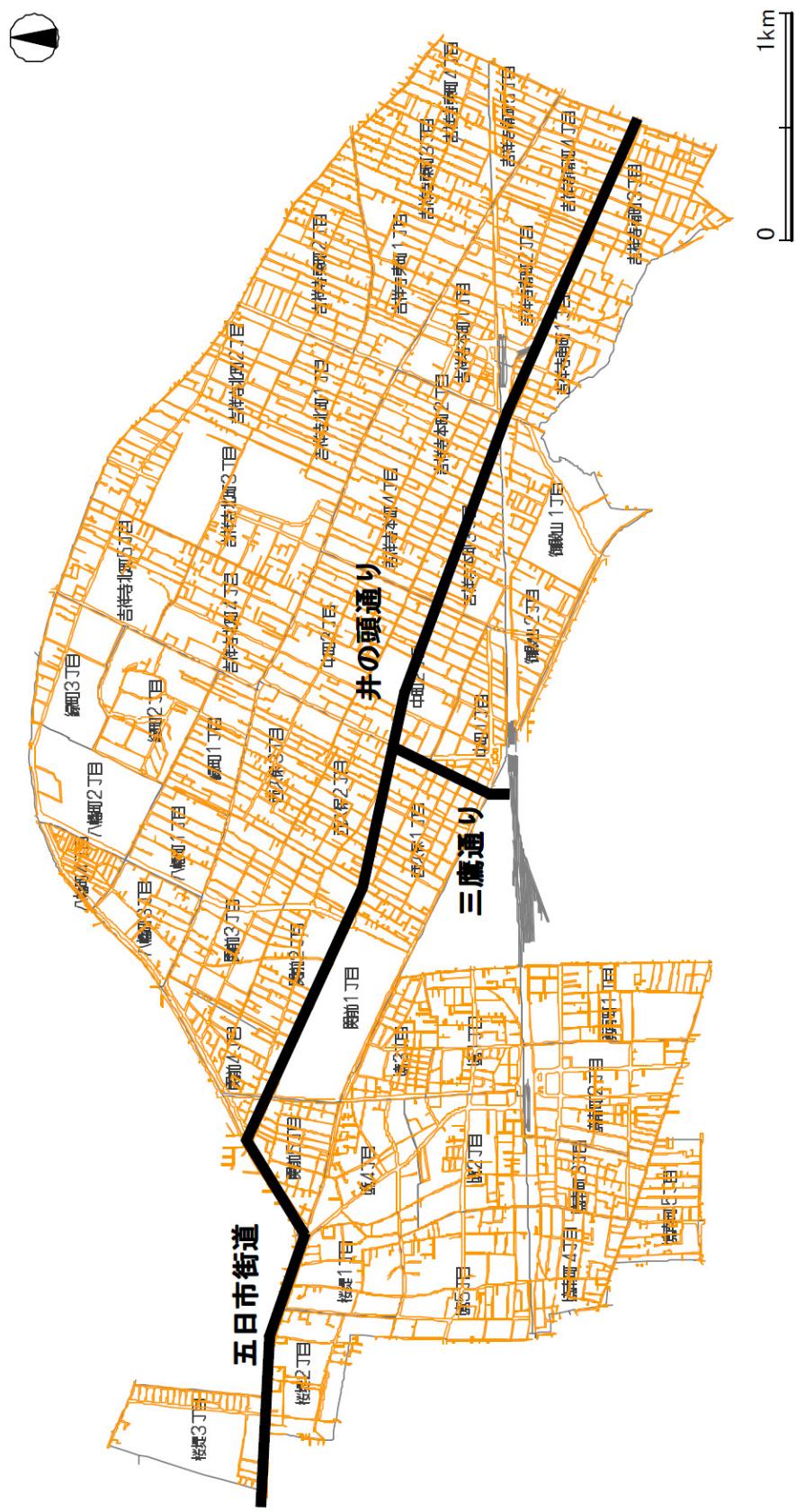
部	部長	行政組織	人員	備考
情報本部	防災安全部長	総合政策部秘書広報課	3	秘書担当1人、広報担当2人とする。
		防災安全部安全対策課	5	防災安全部長を含む。
		防災安全部防災課	7	
総合政策部	総合政策部長	総合政策部企画調整課	2	総合政策部長を含む。
総務部	総務部長	総務部人事課	4	総務部長を含む。
		総務部情報政策課	1	
財務部	財務部長	財務部管財課	5	財務部長を含む。
		財務部施設課	10	
市民部	市民部長	市民部市民活動推進課	3	市民部長を含む。
		市民部市民課	2	
		市民部市政センター	3	
環境部	環境部長	環境部環境政策課	2	環境部長を含む。
		環境部クリーンセンター	1	
		環境部下水道課	12	
		環境部緑のまち推進課	12	
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部高齢者支援課	2	健康福祉部長を含む。
		健康福祉部障害者福祉課	3	
		健康福祉部健康課	1	
子ども家庭部	子ども家庭部長	子ども家庭部子ども子育て支援課	2	子ども家庭部長を含む。
		子ども家庭部子ども育成課	11	
		子ども家庭部児童青少年課	2	
都市整備部	都市整備	都市整備部まちづくり推進課	15	都市整備部長を含む。
		都市整備部交通企画課	9	
		都市整備部住宅対策課	4	
		都市整備部建築指導課	12	
		都市整備部道路管理課	26	
水道部	水道部長	水道部総務課	2	水道部長を含む。
		水道部工務課	5	
教育部	教育部長	教育部教育企画課	5	教育部長を含む。
		教育部指導課	4	
		教育部生涯学習スポーツ課	2	
		教育部図書館	4	
合 計			183	

第20 大震災時における交通規制図[第2次]

文書管理機関名：警視庁

本冊該當頁：震 181

大震災時ににおける交通規制図〔第二次〕



第21 市所有車両一覧表

文書管理機関名：財務部

本冊該当頁：震 437

令和4年8月 31 日現在

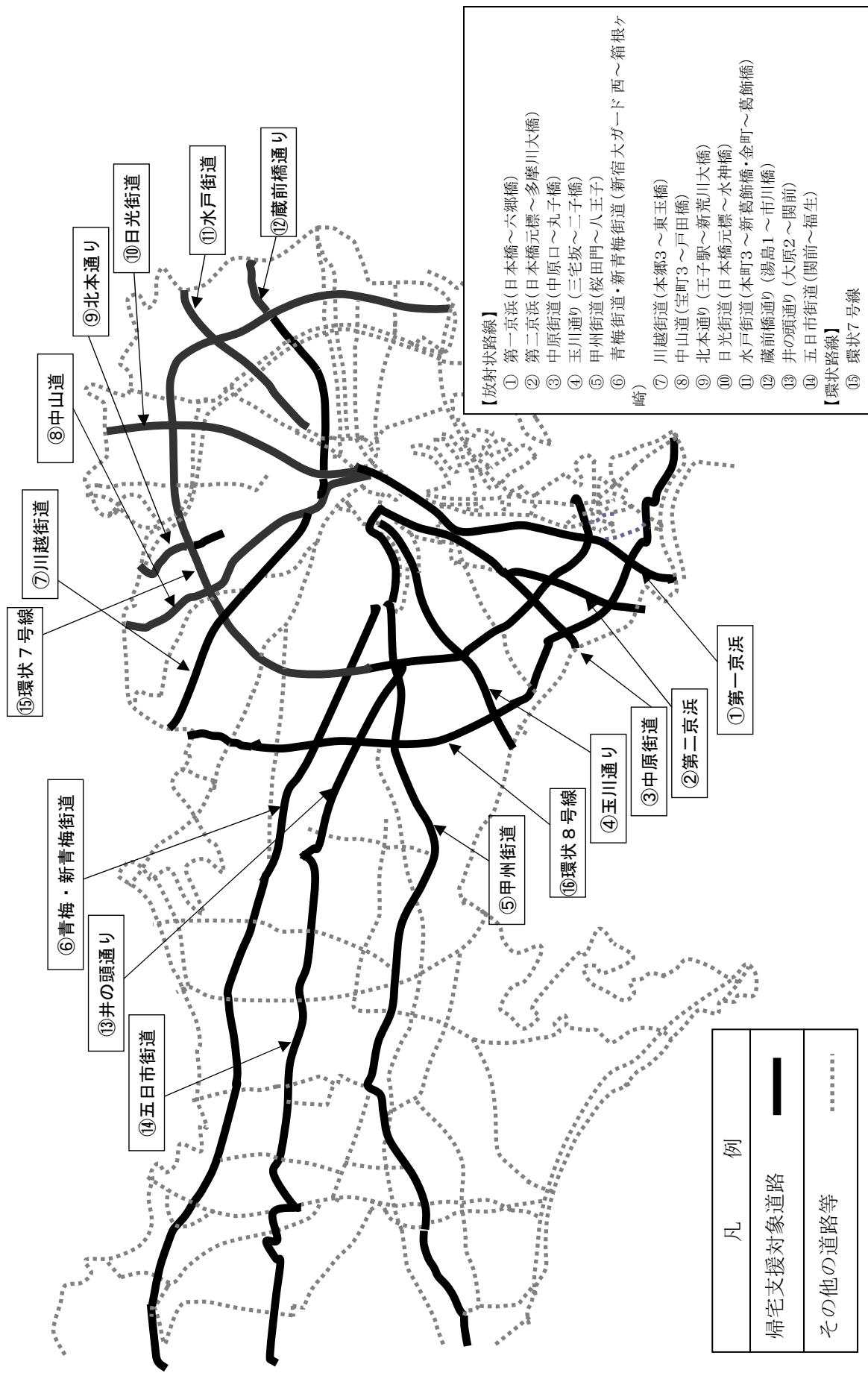
部局	所属	車種	防災・消防	乗用	小型貨物	普通貨物	特殊車	軽	原付	塵芥車	合計
総務部	総務課			1							1
財務部	管財課			8	2	1		1	8		20
	施設課			1				2			3
市民部	産業振興課			1							1
	市民活動推進課							1			1
防災安全部	安全対策課			4							4
	防災課	12				2					14
環境部	環境政策課				1						1
	ごみ総合対策課				3	1		3		2	9
	下水道課				1			2			3
	緑のまち推進課				1	4		1			6
健康福祉部	地域支援課				1						1
	生活福祉課			1				1			2
	高齢者支援課							1			1
	障害者福祉課			1							1
	障害者福祉センター							1			1
	健康課				1						1
子ども家庭部	子ども育成課							1			1
	児童青少年課			1				1			2
都市整備部	まちづくり推進課			1							1
	交通企画課			2							2
	道路管理課				3	1		1			5
	住宅対策課							1			1
	建築指導課			1				1			2
	用地課			1							1
教育部	教育企画課				2		2	1			5
	教育支援課					8					8
	生涯学習スポーツ課				1						1
	ふるさと歴史館							1			1
	市民会館							1			1
	図書館							1			1
水道部				1	1	1		4			7
合 計		12	24	17	18	2	26	8	2		109

※福祉車両 9 台（高齢者支援課レモンキャブ）は除く。

第22 帰宅支援の対象道路（16路線）

文書管理機関名：東京都

本冊該当頁：震 364



第23 災害救助物資備蓄一覧

文書管理機関名：防災安全部　：防災安全部

本冊該当頁：震 441

災害救助物資備蓄一覧表

倉庫名	品目	数量	単位
武藏野公会堂	アルファ化米(白粥)	20,000	食
	クリームサンドビスケット	7,000	食
第四中学校	毛布	1,130	枚
	カーペット	1,050	枚

(令和4年4月1日現在)

第24 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

文書管理機関名：東京都

本冊該当頁：震443、震496

救助の種類	救 助 の 対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	救 助 の 期 間	備 考																																			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	基本額 避難所設置費 1日1人当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材等、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光热水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。																																			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 構造 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																			
		1 構造 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。																																			
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容されたもの 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 世帯</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>夏季 18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>全焼 流失</td> <td>冬季 31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td>半壊半 焼床上 浸水</td> <td>夏季 6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬季 9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	全壊	夏季 18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	全焼 流失	冬季 31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半壊半 焼床上 浸水	夏季 6,100	8,300	12,300	15,000	18,900	2,600		冬季 9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
区分 世帯	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す 毎に加算																																	
全壊	夏季 18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																	
全焼 流失	冬季 31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																	
半壊半 焼床上 浸水	夏季 6,100	8,300	12,300	15,000	18,900	2,600																																	
	冬季 9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																	
医 療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班——使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所——国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者——協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																			

救助の種類	救 助 の 対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	救 助 の 期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんしたものであって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み親に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から 3か月以内	
学用品の給与	住宅が全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円以内 中学校生徒 5,000 円以内 高等学校等生徒 5,500 円以内	災害発生の日 1 か月以内(教科書) 災害発生の日から 15 日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 213,800 円以内 小人(12 歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円 以内 2 一時保存 ① 既存建物借上費: 通常の実費 ② 既存建物以外は: 1 体当たり 5,400 円以内 検査、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自立では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 6 死体の処理 2 医療及び助産 7 救済用物資の整理配分 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第25 武蔵野市の文化財

文書管理機関名：教育委員会

本冊該当頁：震 154

武蔵野市の文化財

①武蔵野市指定文化財一覧

名 称	種 別	所 在 地
旧関前村名主役宅	市指定有形文化財	八幡町 個人宅
延命寺の護摩炉	〃	八幡町1-1 延命寺
安養寺の梵鐘	〃	吉祥寺東町1-1 安養寺境内
井口家古文書	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)八幡町 個人
月窓寺観音堂の乾漆造白衣観音坐像	〃	吉祥寺本町1-11 月窓寺内
観音院の来迎阿弥陀如来像	〃	境南町2-4 観音院境内
武蔵野八幡宮の蕨手刀	〃	吉祥寺東町1-1 武蔵野八幡宮
井口家の高札	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)八幡町 個人
井野家古文書	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)西久保 個人
河田家古文書	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)吉祥寺本町 個人
榎本家古文書	〃	西久保 個人宅
村絵図と野帳	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
御門訴事件記念碑	〃	八幡町 個人宅
仙露翁墓碣碑	〃	吉祥寺本町1-10-12 蓮乗寺境内
武蔵野八景碑	〃	境南町2-10 杣築大社境内
秋本家文書	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
御殿山遺跡第2地区 N 地点縄文時代草創期資料	〃	境5-15-5 武蔵野ふるさと歴史館
平野家古文書	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
小林家の民間信仰資料	市指定有形民俗文化財	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
高橋家の民間信仰資料	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
岡田家の民間信仰資料	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)緑町 個人
秋本家の民間信仰資料	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館 (所有者)関前 個人
稻荷神社の絵馬	〃	緑町1-6 稲荷神社神楽殿内
岡田家の民間信仰資料 「だらにすけの看板」	〃	吉祥寺北町4-8-3 中央図書館
更新橋の庚申塔	〃	緑町3-2
安養寺の甲辛(庚申)供養塔	〃	吉祥寺東町1-1 安養寺境内
境南町の庚申塔	〃	境南町3-25
むさしのばやし	市指定無形民俗文化財	むさしのばやし保存会
杵築大社の富士山	市 指 定 史 跡	境南町2-10 杣築大社境内
成蹊学園のケヤキ並木	市指定天然記念物	吉祥寺北町3丁目 成蹊学園
井口家のサンシュユ	〃	八幡町 個人宅
杵築大社の千本イチョウ	〃	境南町2-10 杣築大社境内
源正寺のイヌツゲ	〃	緑町1-6 源正寺境内
高橋家の大ケヤキ	〃	境3-10 境三丁目緑地内

井口家の大ツバキ	〃	八幡町 個人宅
竹内家のカキの木	〃	境南町 個人宅
ふじの実保育園のフジ	〃	緑町3-4 ふじの実保育園内

②市内にある東京都指定文化財

名 称	種 别	所 在 地
江戸氏牛込氏文書	都指定有形文化財	西久保 個人宅
吉祥寺旧本宿のケヤキ	都指定天然記念物	吉祥寺本町 法人所有地内
井の頭池遺跡群	都 指 定 史 跡	御殿山1丁目、吉祥寺南町1丁目 (井の頭恩賜公園内)

③市内にある国指定文化財

名 称	種 别	所 在 地
小金井(サクラ)	国 指 定 名 勝	桜堤
玉川上水	国 指 定 史 跡	桜堤～御殿山
タンチョウ	国指定特別天然記念物	井の頭自然文化園
オオサンショウウオ	国指定特別天然記念物	井の頭自然文化園水生物館
ツシマヤマネコ	国指定天然記念物	井の頭自然文化園
カラスバト	国指定天然記念物	井の頭自然文化園
カモシカ	国指定特別天然記念物	井の頭自然文化園
ミヤコタナゴ	国指定天然記念物	井の頭自然文化園水生物館
コウノトリ	国指定特別天然記念物	井の頭自然文化園
トゲネズミ(非公開)	国指定天然記念物	井の頭自然文化園

④市内にある国登録文化財

名 称	種 别	所 在 地
濱家住宅西洋館	有形文化財	吉祥寺北町 法人
旧東京市麻布区役所庁舎(日本獣医生命科学大学一号棟)	有形文化財	境南町1-7-1 日本獣医生命科学大学
旧赤星鉄馬邸	有形文化財	吉祥寺本町4-26-21

第26 被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：震491、震519

被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容

部	担当課	相談分野・相談内容
市民部	市民活動推進課	総合相談
	保険課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する相談（減免措置、徴収猶予等）
	市民課	「罹災証明書」の交付 安否情報相談
	産業振興課	小規模企業の資金の融資等についての相談 消費生活に関する相談
	多文化共生・交流課	外国人相談
防災安全部	防災課	災害情報の提供 災害見舞金の支給・災害援護資金の貸付
健康福祉部	地域支援課	福祉相談（生活再建支援金・生活福祉資金の貸付等） 義援金の受付
	生活福祉課	生活支援相談
	障害者福祉課	障害者相談
	高齢者支援課	高齢者相談（介護保険料・利用者負担額の減免等）
	健康課	メンタルヘルスケア（こころの相談） 保健・医療相談（育児相談・健康相談） 衛生相談（消毒等）
	保険年金課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する相談（減免措置、徴収猶予等）
	ごみ総合対策課	衛生相談（災害ごみ、し尿、がれきの処理等）
環境部	環境政策課	衛生相談（防疫、動物の保護・譲渡・飼育）
	納税課	租税の減免措置、徴収猶予に関する相談
	市民税課	市民税・都民税に関する相談（減免措置、徴収猶予等）
	資産税課	固定資産税、都市計画税に関する相談（減免措置、徴収猶予等）
子ども家庭部	(武蔵野税務署)	所得税に関する相談（減免措置、徴収猶予等）
	子ども育成課	保育相談（保育再開予定、入園・転園手続き、保育料減免措置）
	子ども子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	児童相談（児童手当・児童育成手当などの助成）
都市整備部	まちづくり推進課	建築制限に関する相談
	住宅対策課	住宅総合相談（応急修理、応急仮設住宅、災害復興住宅融資等）
	建築指導課	住宅の応急危険度判定
教育委員会		教育相談（授業再開予定、就学・転校手続き、授業料減免措置）
水道部		応急給水・復旧相談

第27 被災者生活再建支援制度

文書管理機関名：東京都、健康福祉部

本冊該当頁：震 501

被災者生活再建支援金の支給（東京都福祉保健局）

種別	内 容																														
被 災 者 生 活 再 建 支 援 金 の 支 給 (都 福 祉 保 健 局 ・ 区 市 町 村)	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)</p> <p>3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1) 又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る) (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る。)</p> <p>4 制度の対象となる被災世帯 3の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (5) 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯</p> <p>5 支援金の支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 4 (1)に該当</th> <th>解体 4 (2)に該当</th> <th>長期避難 4 (3)に該当</th> <th>大規模半壊 4 (4)に該当</th> <th>中規模半壊 4 (5)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額 4 (1)～(4)に該当</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>支給額 4 (5)に該当</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> </p>	住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当	中規模半壊 4 (5)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	0万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額 4 (1)～(4)に該当	200万円	100万円	50万円	支給額 4 (5)に該当	100万円	50万円	25万円						
住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当	中規模半壊 4 (5)に該当																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	0万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																												
支給額 4 (1)～(4)に該当	200万円	100万円	50万円																												
支給額 4 (5)に該当	100万円	50万円	25万円																												

第28 貸付等各種の融資

文書管理機関名：東京都、日赤東京都支部、健康福祉部 | 本冊該当頁：震 501

災害救援品等の支給（日本赤十字社東京都支部）

種別	対象となる災害	支給対象者	支 給 内 容	備 考
災害救援品（見舞品）	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上 避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠 セットは全員に、緊急セットは世帯当たり各1とする。

災害援護資金の貸付（都福祉保健局）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件										
災害援護資金・国制度（都福祉保健局・区市町村）	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <table> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</td> </tr> </table>	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区市町村(条例) 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情がある場合5年) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年5%</p>
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和													

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・都制度 (都福祉保健局・区市町村)	国制度と同じ	1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 2 実施主体 区市町村（要綱） 3 経費負担 都 10/10 4 対象となる災害 国制度と同じ 5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150 万円を上限に貸付 1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 2 家財の 1/3 以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失もしくは流出 6 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの	1 据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） 2 償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年 1 % 以内（据え置き期間中は無利子） 5 延滞利息 年 5 %

第29 救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ

文書管理機関名：東京都

本冊該当頁：震 506

災害の発生から終了までの流れ（都総務局）

災害の発生



各地区からの災害速報

(防災市民組織・町会・自治会の情報連絡責任者⇒区市町村救助総括班)



被害状況調査班の編成派遣

(区市町村灾害対策本部長⇒被害状況調査班)



被害状況の把握・災害発生報告

(被害状況調査班⇒救助総括班⇒区市町村灾害対策本部長)



災害発生報告

(救助総括班⇒都総務局)



災害救助法の適用申請

(救助総括班⇒都総務局)



救助法の適用決定・公告

(都総務局)



応急救助の実施〔日計表等帳票の作成〕

(各局・区市町村の救助担当部課)



救助実施状況の報告

(各局・区市町村の救助担当部課⇒救助総括班⇒市町村灾害対策本部長)



救助日報の作成

(救助総括班)



都への救助実施状況の報告〔災害中間報告・災害決定報告〕

(救助総括班⇒都総務局)



繰替支弁金の交付申請

(救助総括班⇒都総務局)



繰替支弁金の交付

(都総務局⇒市区町村)

第30 各担当別災害救助関連必要帳票一覧

文書管理機関名：東京都

本冊該当頁：震 507

各担当別災害救助関連必要帳票一覧

救助実施担当		作成準備すべき帳票名				
1 救助総括担当	体制整備	事前の体制整備に要するもの	1 災害救助実施組織表 2 被害状況調査実施組織表 3 世帯別被害状況調査表			
	被調査	被害状況の収集に伴うもの	1 被害状況集計表 2 被災者台帳 3 世帯構成員別被害状況			
	災報告	災害報告に伴うもの	1 速報 2 発生報告 3 中間報告	4 決定報告 5 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調		
	救実施	救助の実施に伴うもの	1 救助日報 2 被災世帯状況調	3 救助物資購入（配分）計画表		
	繰支弁替金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1 災害救助費概算交付申請書 2 災害救助費精算交付申請書			
2 被害状況調査担当		1 世帯別被害状況調査表 2 被害状況集計表		3 世帯構成員別被害状況		
3 各担当共通の参考様式等	救実助施	1 救助実施記録日計表 2 救助関係物資等受払簿 3 救助に関する支出関係証拠書類 4 輸送記録簿	5 人夫雇上台帳 6 引渡書 7 受領書	(※別紙物資引渡書)		
	救事助務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。）				
4 避難所設置運営担当		1 救助実施記録日計票 2 避難所物資受払簿 3 避難所設置状況及び避難（住民等）の状況	4 避難所設置に要した物品受払証拠書類			
5 炊出し等食品給与担当		1 救助実施記録日計票 2 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 3 炊き出しその他による給与状況	4 炊き出しその他による食糧購入代金等支払証拠書類 5 炊き出しその他による食品給与物品受払証拠書類 6 その他必要な書類、帳簿等			
6 飲料水供給担当		1 救助実施記録日計票 2 飲料水の供給用物品等受払簿 3 飲料水供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等				
7 被服・寝具等生活必需品給与担当		1 救助実施記録日計票 2 物資受払簿 3 物資給与状況	4 物資購入及び払出関係証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等			
		物資購入（配分）のための参考様式	1 世帯構成員別被害状況 2 救助物資購入（配分）計画表			
8 医療救護担当	救班護	1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿	3 救護班活動状況			
	本医療部班	1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況（写）	4 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等			

救助実施担当		作成準備すべき帳票名			
9 助産担当 (医療救護班)		1 救助実施記録日計票 2 衛生材料等受払簿 3 助産台帳	4 助産関係支出証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等		
10 救出担当		1 救助実施記録日計票 2 被災者救出用機械器具燃料等受払簿	3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等		
11 応急仮設住宅設営担当	委託する工場事合に	1 救助実施記録日計票 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4 応急仮設住宅使用貸借契約書	5 応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類 6 その他必要な書類、帳簿等		
	直工営事	上記の外 1 工事材料受払簿	2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿		
	特準別設基定	(設置戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 全壊世帯に対する住宅復旧計画	3 応急仮設住宅入居予定者名簿		
12 被災住宅の応急修理担当	委託する工場事合に	1 救助実施記録日計票 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅の応急修理のための契約書・仕様書 4 住宅の応急修理関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等			
	直工営事	上記の外 1 工事材料受払簿	2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿		
	特準別設基定	(修理戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 半壊世帯に対する住宅復旧計画	3 住宅の応急修理予定者名簿		
13 学用品等給与担当		1 救助実施記録日計票 2 学用品の給与状況 3 学用品購入関係証拠書類	4 備蓄物資払出証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等		
		学用品購入(配分)のための参考様式	1 学年別児童生徒数調査表 (調査表及び調査方法は任意) 2 学用品購入(配分)計画表	3 学用品受払簿	
14 死体の検索担当		1 救助実施記録日計票 2 検索用機械器具燃料等受払簿 3 検索状況記録簿	4 検索用関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等		
15 死体の処理担当		1 救助実施記録日計票 2 遺体処理台帳	3 遺体処理費関係支払証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等		
16 死体の埋葬担当		1 救助実施記録日計票 2 埋葬台帳	3 埋葬費支出関係証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等		
17 障害物除去担当		1 救助実施記録日計票 2 障害物の除去の状況	3 障害物の除去支出関係証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等		
	障害物除去対象世帯数引上申請による参考様式	1 被災住宅状況調 2 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3 障害物除去対象者名簿			
輸送協力人担当	18 輸送担当	1 救助実施記録日計表 2 輸送記録簿	3 燃料及び消耗品受払簿 4 輸送関係支払証拠書類		
	19 労務供給担当	1 救助実施記録日計表 2 人夫雇上げ台帳	3 人夫賃関係支払証拠書類		

[救助協力班関係参考様式]

救助実施担当		作成準備すべき帳票名						
救助協力担当	20 物資調達担当	1 物資等購入（配分）計画表	4 引渡書					
		2 物資調達関係支払証拠書類	5 受領書					
		3 物資受払簿						
	21 救援物資等受付配分担当	1 救援物資等受付簿（様式任意）						
		2 救援物資等配分計画表	5 受領書					
		3 物資受払簿	6 輸送記録簿					
		4 引渡書	7 人夫雇上げ台帳					

※別紙（甲） 物資引渡書

引 渡 書				年 月 日
殿 引渡責任者 職氏名				印
下記物品を引き渡すので受領されたい。				
1 引渡場所	年 月 日	時 分		
2 引渡時間				
3 引渡物品	下記のとおり			
品 名 等	単位呼称	数 量	備 考	

※別紙（乙） 物資受領書

受 領 書				年 月 日
殿 受領責任者 職氏名				印
下記物品を確かに受領した。				
1 受領場所	年 月 日	時 分		
2 受領時間				
3 受領物品	下記のとおり			
品 名 等	単位呼称	数 量	備 考	

第31 予知情報、注意情報、関連する調査情報、警戒宣言

文書管理機関名：気象庁

本冊該当頁：東4

東海地震に関する情報（気象庁東京管区気象台）

気象庁が発表する「東海地震に関する情報」

情報名	主な防災対応等				
東海地震 予知情報 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 (カラーレベル 赤)	「警戒宣言」 に伴って発表  <ul style="list-style-type: none">●警戒宣言が発せられると<ul style="list-style-type: none">○地震災害警戒本部が設置されます○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい				
東海地震 注意情報 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 (カラーレベル 黄)	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表  <ul style="list-style-type: none">●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます<ul style="list-style-type: none">○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい				
東海地震 に関連する 調査情報 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 (カラーレベル 青)	<table border="1"><tr><td>臨時</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表<ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</td></tr><tr><td>定期</td><td>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表<ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</td></tr></table>	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表 <ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください	定期	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表 <ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません 日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です
臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表 <ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください				
定期	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表 <ul style="list-style-type: none">●防災対応は特にありません 日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です				

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

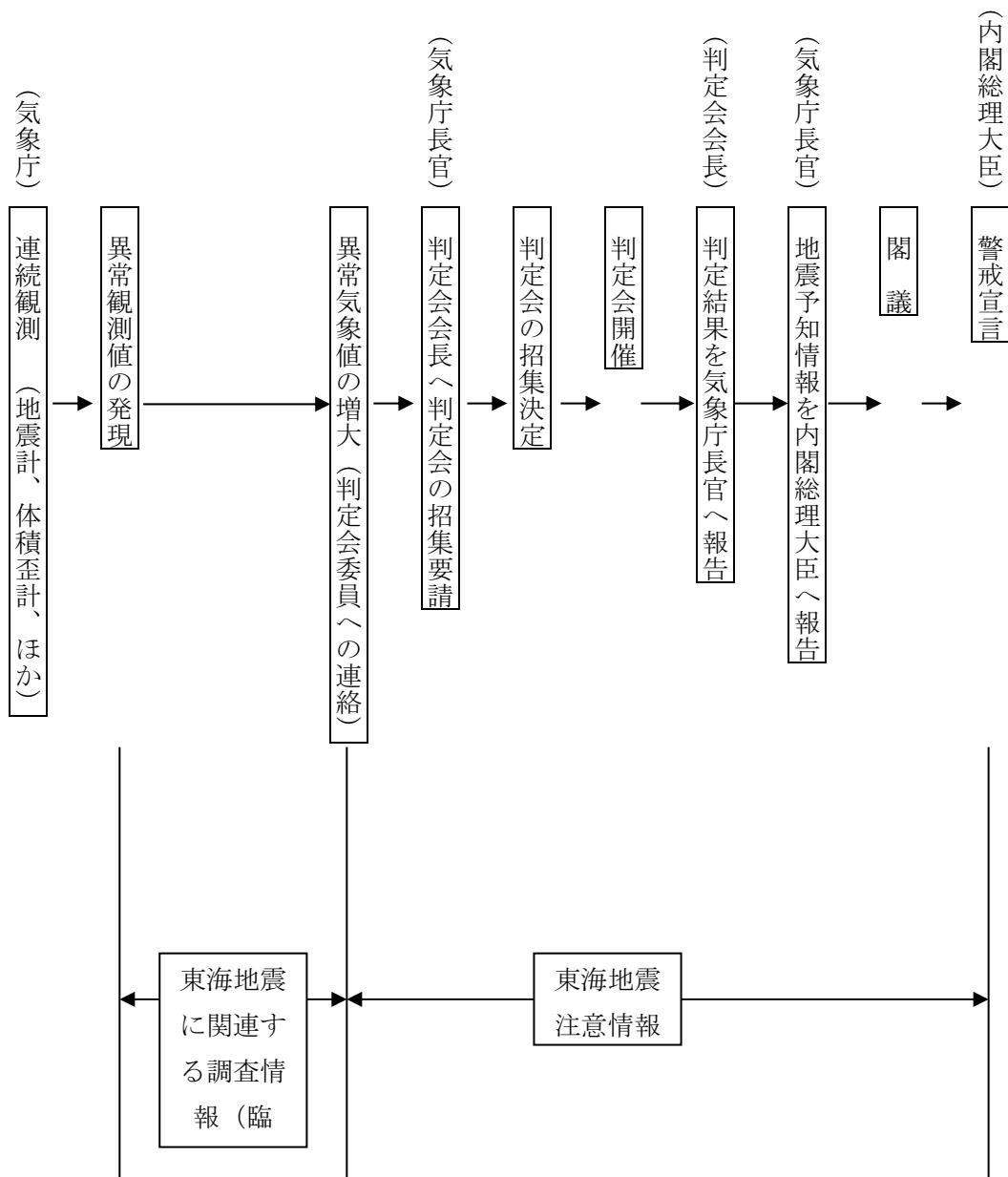
資料：H27 気象庁 WEB ページ「東海地震関連情報」より

第32 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス

文書管理機関名：気象庁

本冊該当頁：東4

異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）



第33 気象庁震度階級関連解説表

文書管理機関名：気象庁

本冊該当頁：東5

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上階層では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある程度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります。これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れることがある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕様壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅が

あるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。

既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6弱	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
6強		
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水道管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止ることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害が生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第34 警戒宣言発令時の案文

文書管理機関名：内閣府

本冊該当頁：東 31

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○

第35 台風及び集中豪雨等による市内の浸水被害

文書管理機関名：防災安全部

本冊該当頁：風4

台風及び大雨等による市内の浸水被害（昭和 60 年度～令和 3 年度）

年度	年月日	災害名	主な被害					
			床上 浸水	床下 浸水	地下 浸水	宅地内 浸水	倒木	道路 冠水
昭和 60 年	6 月 30 日～7 月 1 日	台風 6 号					5	
昭和 61 年	8 月 4 日～5 日	台風 10 号						2
	9 月 3 日	台風 15 号						6
昭和 62 年	7 月 25 日	大雨		7			8	3
	8 月 24 日	大雨	2	11			5	
昭和 63 年	8 月 11 日～13 日	大雨	1	7			1	8
	9 月 25 日	大雨						2
平成元年	8 月 1 日	大雨	1	11			5	
	8 月 6 日	台風 13 号					1	1
	8 月 10 日	大雨					1	
	8 月 27 日～28 日	台風 17 号					4	1
	9 月 20 日	台風 22 号					1	2
平成 2 年	8 月 9 日～10 日	台風 13 号					7	3
	8 月 19 日～20 日	台風 19 号					5	2
	9 月 30 日	台風 20 号						3
	11 月 30 日	台風 28 号						3
平成 3 年	8 月 23 日	大雨						2
	9 月 19 日	台風 18 号			2	1		6
	9 月 27 日～28 日	台風 19 号					1	
	10 月 11 日～13 日	台風 21 号						1
平成 4 年	7 月 15 日	大雨		8	2			1
平成 5 年	8 月 26 日～27 日	台風 13 号					5	5
平成 7 年	8 月 22 日	大雨		1				3
平成 8 年	9 月 22 日	台風 17 号		1			2	
平成 9 年	6 月 20 日	台風 7 号					5	
平成 10 年	9 月 15 日～16 日	台風 5 号						2
平成 11 年	8 月 14 日	大雨		1			4	1
平成 12 年	7 月 7 日	台風 3 号					8	1
平成 13 年	8 月 21 日～22 日	台風 11 号						1
	9 月 10 日～11 日	台風 15 号					4	
平成 14 年	7 月 10 日～11 日	台風 6 号					5	
	8 月 19 日	台風 13 号						2
	10 月 1 日	台風 21 号					6	
平成 15 年	6 月 25 日	大雨	1	12	2			3
	8 月 5 日	大雨						1
	8 月 8 日	台風 10 号					4	
平成 16 年	10 月 9 日	台風 22 号			1	1		
平成 17 年	8 月 15 日	大雨			1	8		
	8 月 25 日	台風 11 号	1	2				
	9 月 4 日	大雨	84	88	43			
平成 18 年	9 月 11 日	大雨	4	5	12			
	12 月 26 日～27 日	大雨						12

年度	年月日	災害名	主な被害						
			床上 浸水	床下 浸水	地下 浸水	宅地内 浸水	倒木	道路 冠水	道路 陥没
平成 19 年	6 月 10 日	大雨	1		2				
	7 月 15 日	台風 4 号					1		
	7 月 29 日	大雨			1				
	9 月 5 日～7 日	大雨					9		
平成 20 年	8 月 28 日～29 日	大雨						3	
平成 21 年	6 月 16 日	大雨			2				
	10 月 8 日	台風 18 号			1		7	5	
平成 22 年	9 月 28 日	大雨	1	1				4	
	12 月 3 日	大雨							
平成 23 年	9 月 21 日	台風 15 号			2		57	16	
平成 24 年	4 月 3 日	大雨					2		
	6 月 19 日～20 日	台風 4 号					10		
	9 月 2 日	大雨						1	
	9 月 30 日～10 月 1 日	台風 17 号						2	
平成 25 年	8 月 12 日	大雨	1	5	2	1	1	6	
	8 月 21 日	大雨	6	2				5	
	9 月 15 日～16 日	台風 18 号					4		
	10 月 15 日～16 日	台風 26 号					4		
平成 26 年	6 月 29 日	大雨	7	19	1	2		7	
	7 月 10 日	大雨					2		
	7 月 20 日	大雨	7	7	3	7		44	
	7 月 24 日	大雨	38	44		22		47	
	9 月 10 日	大雨	2			2		23	
平成 27 年	8 月 16 日	大雨	2		1				
平成 29 年	8 月 19 日	大雨	6	7	8				
平成 30 年	3 月 9 日	大雨	2						
	8 月 27 日	大雨	1						
令和元年	9 月 8 日～9 日	台風 15 号					16		

參考資料

参考資料第1 武藏野市地域防災計画の沿革

文書管理機関名：防災安全部

武藏野市地域防災計画の沿革

【昭和51年】	武藏野市地域防災計画 第一次計画
【昭和59年】	武藏野市市民防災計画（武藏野市地域防災計画）
【昭和63年】	武藏野市市民防災計画（武藏野市地域防災計画）昭和63年修正
【平成6年度】	武藏野市市民防災計画（武藏野市地域防災計画）平成6年度修正
【平成7年度】	武藏野市市民防災計画（武藏野市地域防災計画） 平成6年度修正（平成7年度変更分）
【平成8年度】	武藏野市地域防災計画（武藏野市市民防災計画）平成8年度修正
【平成12年度】	武藏野市地域防災計画 平成12年度修正
【平成20年度】	武藏野市地域防災計画 平成20年修正
【平成25年度】	武藏野市地域防災計画 平成25年修正
【平成26年度】	武藏野市地域防災計画 平成25年修正（平成26年修正一覧）
【平成27年度】	武藏野市地域防災計画 平成27年修正
【令和4年度】	武藏野市地域防災計画 令和4年度修正

参考資料第2 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）【東京都：令和4年9月公表】

文書管理機関名： 東京都

地域危険度測定調査は、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年ごとに行っています。9回目となる今回は、都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度で示しました。

本調査では、地震による以下の危険性を町丁目ごとに測定しています。

- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- 総合危険度（建物倒壊危険度及び火災危険度を合算し、災害時活動困難係数を乗じて、総合化したもの）

なお、地域危険度はそれぞれの危険度について、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、以下のように相対的に評価しています。

危険性が低い ← → 危険性が高い



※危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合があります。

① 地盤分類図

88

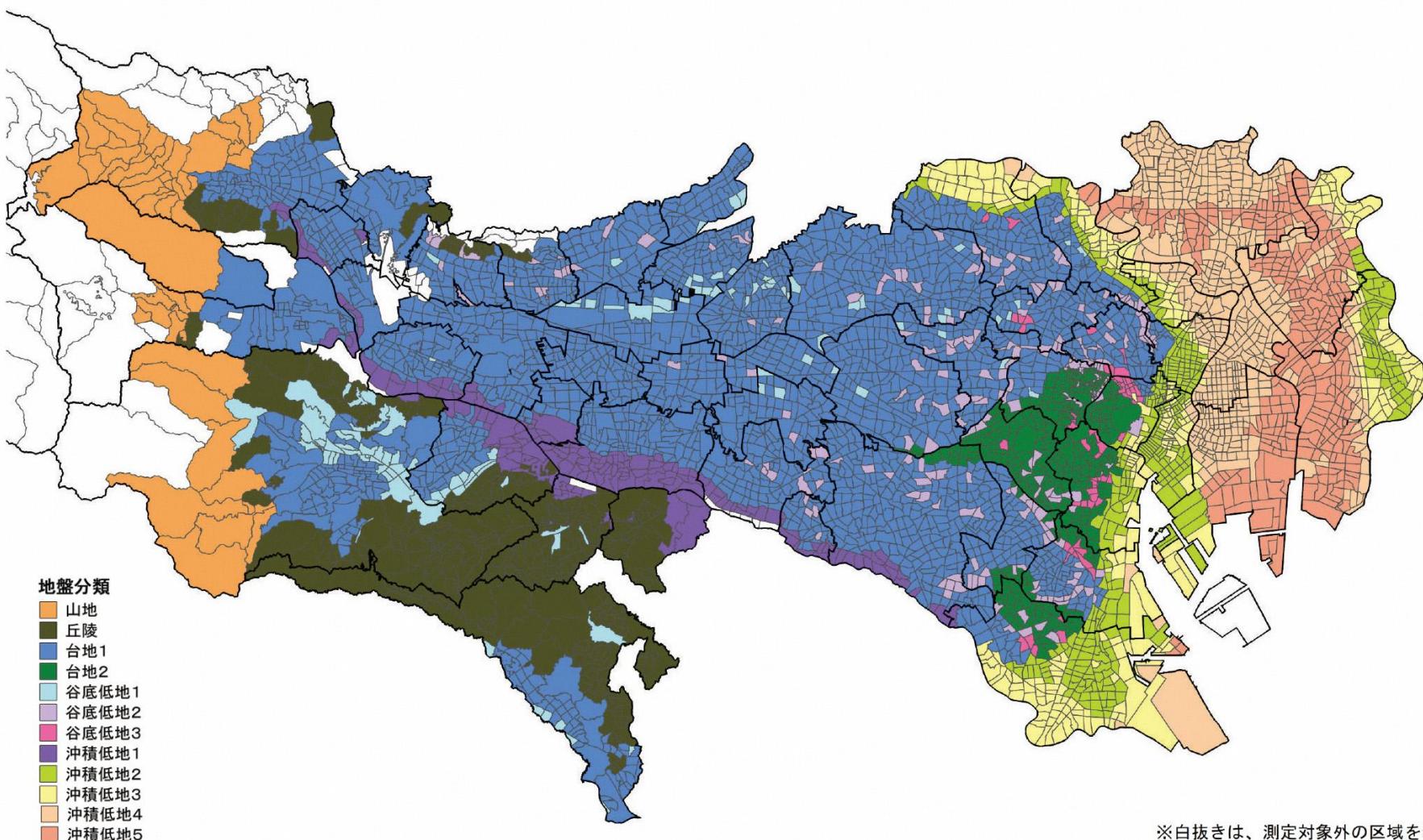
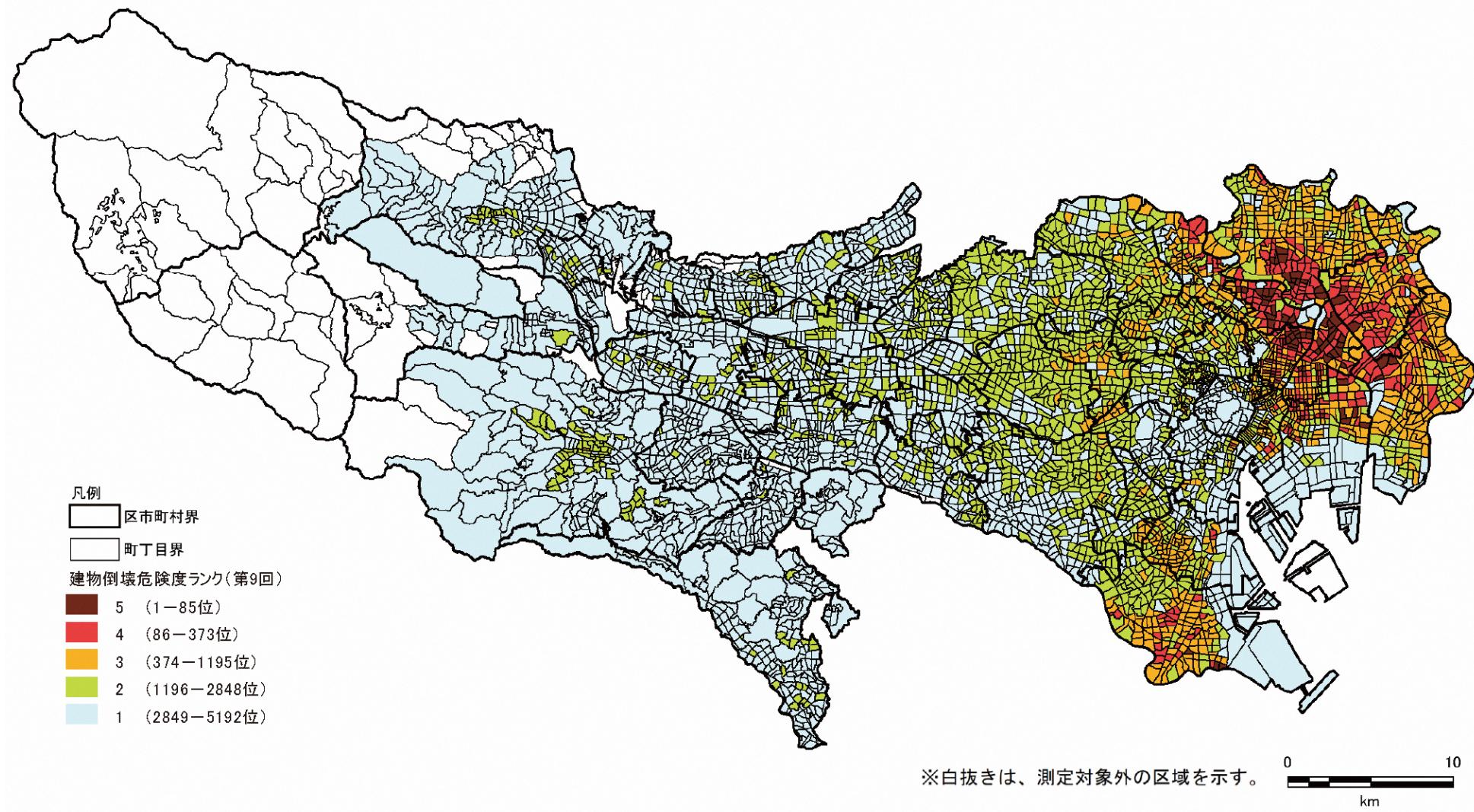


図 2.2.2-2 地盤分類図

② 建物倒壊危険度

69



③ 火災危険度

70

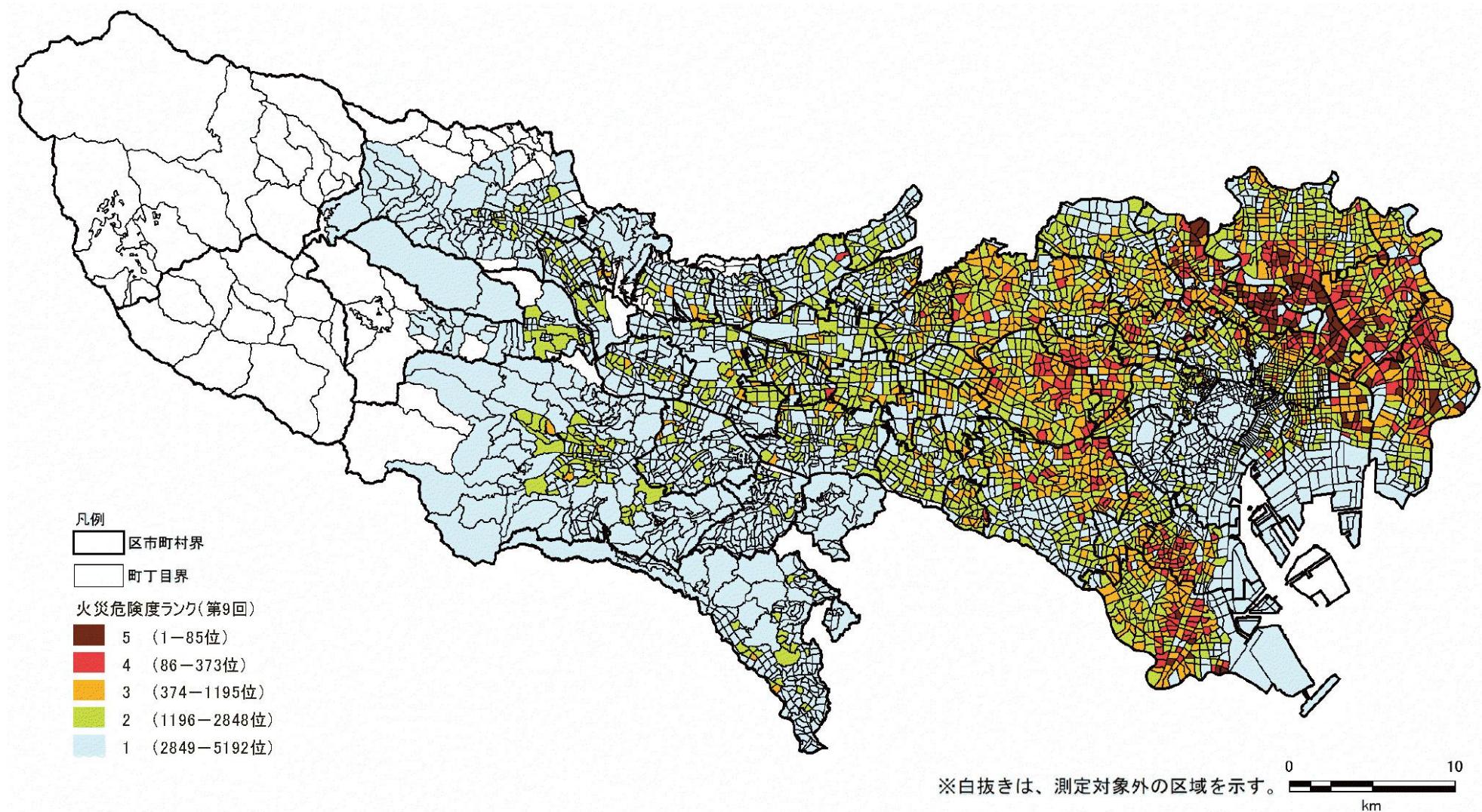


図 3.3-2 第9回火災危険度ランクマップ

④ 災害時活動困難係数

71

凡例
区市町村界
町丁目界

災害時活動困難係数(第9回) 町丁目数	
0.4 ~	129
0.3 ~ 0.4	418
0.2 ~ 0.3	1427
0.1 ~ 0.2	2392
0 ~ 0.1	826

※白抜きは、測定対象外の区域を示す。 0 10
km

図 4.3-1 第9回災害時活動困難係数マップ

⑤ 総合危険度

72

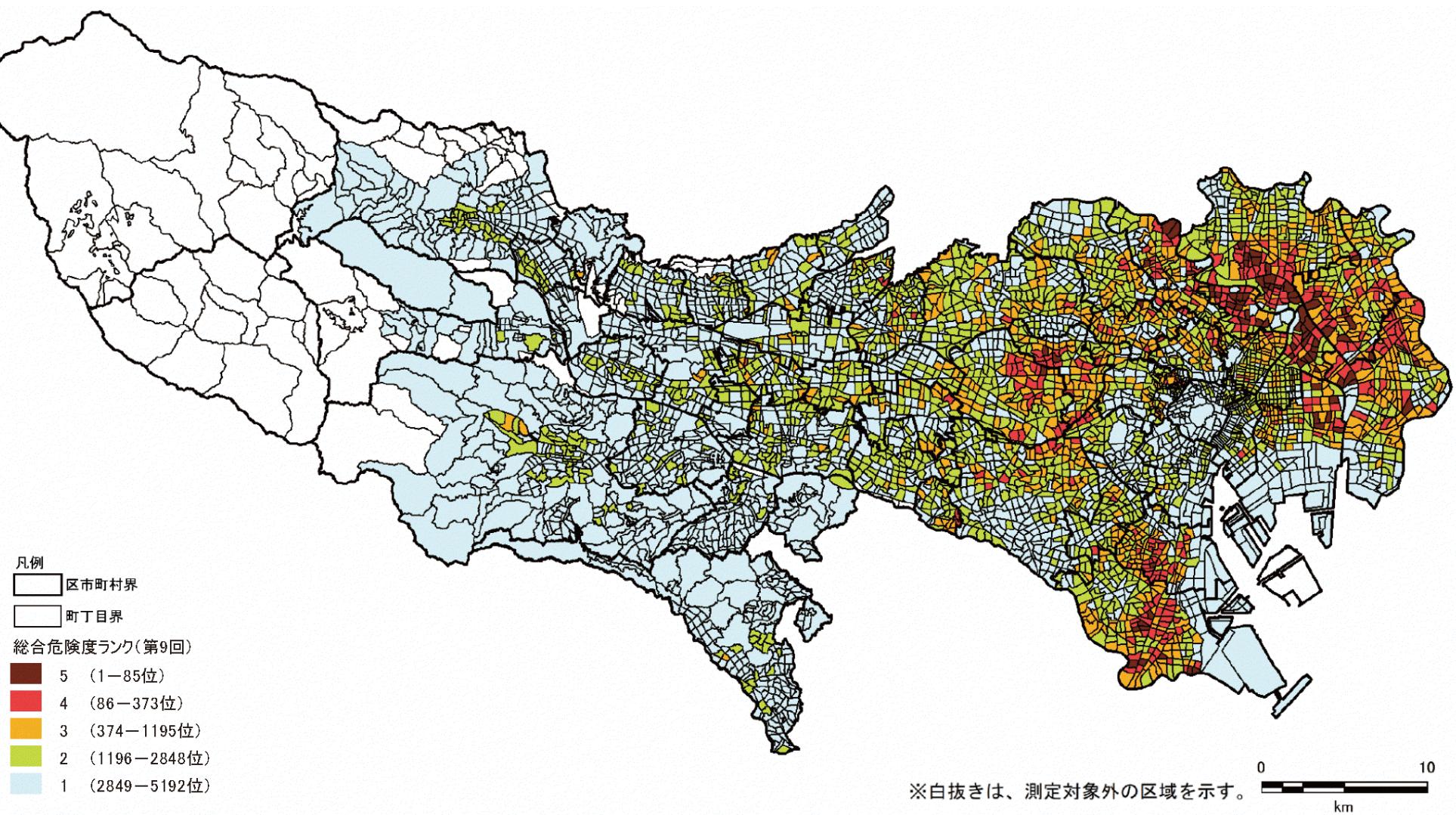


図 5.3-2 第9回総合危険度ランクマップ

地域危険度一覧表：武蔵野市

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動 困難係 数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
吉祥寺北町1丁目	谷底低地 1	1.63	2185	2	1.43	387	3	0.25	0.78	878	3
吉祥寺北町2丁目	台地 1	0.97	3363	1	0.10	2451	2	0.18	0.19	3196	1
吉祥寺北町3丁目	台地 1	0.67	4001	1	0.07	2783	2	0.13	0.09	4100	1
吉祥寺北町4丁目	台地 1	0.89	3531	1	0.08	2665	2	0.21	0.20	3116	1
吉祥寺北町5丁目	台地 1	0.75	3827	1	0.05	3134	1	0.17	0.14	3675	1
吉祥寺東町1丁目	台地 1	1.46	2437	2	0.24	1632	2	0.24	0.41	1815	2
吉祥寺東町2丁目	台地 1	1.64	2170	2	1.36	411	3	0.26	0.77	890	3
吉祥寺東町3丁目	台地 1	1.78	1997	2	1.23	457	3	0.32	0.97	647	3
吉祥寺東町4丁目	谷底低地 1	1.19	2905	1	0.20	1768	2	0.36	0.50	1471	2
吉祥寺本町1丁目	台地 1	1.49	2394	2	0.01	4159	1	0.12	0.18	3352	1
吉祥寺本町2丁目	台地 1	1.44	2467	2	0.04	3359	1	0.24	0.36	2063	2
吉祥寺本町3丁目	台地 1	1.36	2593	2	0.23	1674	2	0.19	0.30	2392	2
吉祥寺本町4丁目	台地 1	1.43	2483	2	0.61	882	3	0.26	0.52	1408	2
吉祥寺南町1丁目	台地 1	1.35	2601	2	0.08	2710	2	0.24	0.35	2131	2
吉祥寺南町2丁目	台地 1	1.39	2551	2	0.62	860	3	0.18	0.36	2084	2
吉祥寺南町3丁目	台地 1	1.53	2331	2	0.54	968	3	0.23	0.48	1581	2
吉祥寺南町4丁目	台地 1	1.66	2141	2	1.11	510	3	0.20	0.55	1307	2
吉祥寺南町5丁目	台地 1	1.67	2116	2	1.29	429	3	0.21	0.63	1126	3
境南町1丁目	台地 1	0.91	3491	1	0.11	2378	2	0.16	0.16	3444	1
境南町2丁目	台地 1	0.70	3942	1	0.03	3597	1	0.13	0.09	4115	1
境南町3丁目	台地 1	1.80	1975	2	0.28	1488	2	0.17	0.36	2081	2
境南町4丁目	台地 1	1.60	2223	2	0.19	1846	2	0.22	0.39	1918	2
境南町5丁目	台地 1	1.69	2094	2	0.29	1449	2	0.21	0.43	1751	2
御殿山1丁目	台地 1	0.71	3917	1	0.03	3639	1	0.25	0.19	3248	1
御殿山2丁目	台地 1	1.05	3193	1	0.10	2438	2	0.23	0.26	2682	2
境1丁目	谷底低地 2	1.38	2568	2	0.07	2832	2	0.14	0.21	3099	1
境2丁目	台地 1	0.87	3582	1	0.04	3261	1	0.15	0.14	3682	1
境3丁目	台地 1	1.28	2744	2	0.19	1851	2	0.19	0.28	2521	2
境4丁目	台地 1	0.64	4055	1	0.03	3580	1	0.13	0.09	4156	1
境5丁目	台地 1	0.65	4039	1	0.03	3679	1	0.19	0.13	3759	1
桜堤1丁目	台地 1	0.49	4282	1	0.01	4293	1	0.15	0.08	4284	1
桜堤2丁目	谷底低地 2	0.76	3820	1	0.02	3747	1	0.18	0.14	3691	1
桜堤3丁目	台地 1	1.65	2152	2	0.15	2043	2	0.10	0.17	3375	1
閑前1丁目	台地 1	0.25	4666	1	0.03	3617	1	0.20	0.06	4468	1
閑前2丁目	台地 1	0.95	3432	1	0.08	2645	2	0.14	0.14	3664	1
閑前3丁目	台地 1	0.71	3919	1	0.03	3606	1	0.10	0.08	4285	1
閑前4丁目	台地 1	1.13	3052	1	0.06	2910	1	0.14	0.16	3472	1
閑前5丁目	台地 1	1.15	2981	1	0.10	2434	2	0.14	0.17	3401	1
中町1丁目	台地 1	1.14	3014	1	0.02	3936	1	0.11	0.13	3770	1
中町2丁目	台地 1	0.90	3507	1	0.09	2626	2	0.18	0.18	3307	1
中町3丁目	台地 1	1.13	3048	1	0.30	1422	2	0.27	0.39	1961	2
西久保1丁目	台地 1	1.19	2910	1	0.21	1744	2	0.19	0.27	2596	2
西久保2丁目	台地 1	1.80	1976	2	0.38	1255	2	0.21	0.46	1638	2
西久保3丁目	台地 1	1.78	1999	2	0.28	1502	2	0.19	0.39	1943	2
緑町1丁目	台地 1	1.12	3057	1	0.09	2618	2	0.18	0.21	3042	1
緑町2丁目	台地 1	0.19	4780	1	0.00	4820	1	0.10	0.02	4882	1
緑町3丁目	台地 1	0.47	4324	1	0.01	4228	1	0.12	0.06	4469	1

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動 困難係 数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
八幡町1丁目	台地 1	0.89	3530	1	0.06	2921	1	0.16	0.16	3527	1
八幡町2丁目	台地 1	0.20	4744	1	0.00	4856	1	0.13	0.03	4781	1
八幡町3丁目	台地 1	1.01	3290	1	0.06	2915	1	0.16	0.17	3398	1
八幡町4丁目	台地 1	2.40	1499	2	0.48	1051	3	0.10	0.29	2442	2

参考資料第3 武藏野市 市民防災意識調査報告書

文書管理機関名：防災安全部

武藏野市
市民防災意識調査
報告書

令和4年2月

武藏野市

武藏野市民防災協会

目 次

I 調査の概要	3
1. 調査実施の目的	3
2. 調査方法と回収状況	3
3. 調査項目	3
4. 調査結果をみる上での注意事項	3
II 調査結果の詳細	4
1. 回答者の基本属性	4
(1) 年代	4
(2) 家族構成	4
(3) 要配慮者同居有無	4
(4) 居住形態	4
2. 防災準備度	5
3. 災害時の行動について	8
(1) 大地震発生時の行動	8
4. 災害の備えについて	10
(1) 家庭内備蓄状況	10
(2) 集合住宅にある共用備蓄品	12
(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策	13
(4) 過去3年間に参加した地震防災訓練	14
(5) 自主防災組織の活動	15
(6) 実施している災害への備え	16
5. 配慮が必要な方への助け合いについて	18
(1) 近所の要配慮者のために協力できること	18
6. 市の防災対策について	19
(1) 優先的に取り組むべき市の防災対策	19
III 調査票	22

I

調査の概要

1. 調査実施の目的

市民の災害への備えや意識を把握し、地域防災計画の修正、市民防災協会の運営及び今後の防災施策の基礎資料として活用するためアンケート調査を実施した。

2. 調査方法と回収状況

調査対象：武蔵野市の世帯

調査期間：令和3年10月15日（金）～11月15日（火）

配付・回収：市民防災協会防災推進員により市内 50,000 戸に戸別配布し、郵送にて回収した。

配布は市内全域を対象とし、各地域の居住形態（一戸建て、集合住宅）の構成を確認し、偏りが生じないように配慮した。なお、回答は市 HP を通じたインターネット回答も併用した。

回収はインターネット回答 727 件を含む 5,520 件の回収（回収率 11.0%）となった。これは、類似の方法による市内他調査に比べても高い回収率であり、市民の防災への関心の高さがうかがえる結果である。

<配付・回収状況>

配付数	回収数	回収率
50,000 件	5,520 件	11.0%

※回収数にはインターネット回答の 727 件を含む。

3. 調査項目

- ・災害時の行動について
- ・災害の備えについて
- ・配慮が必要な方への助け合いについて
- ・市の防災対策について

4. 調査結果を見るまでの注意事項

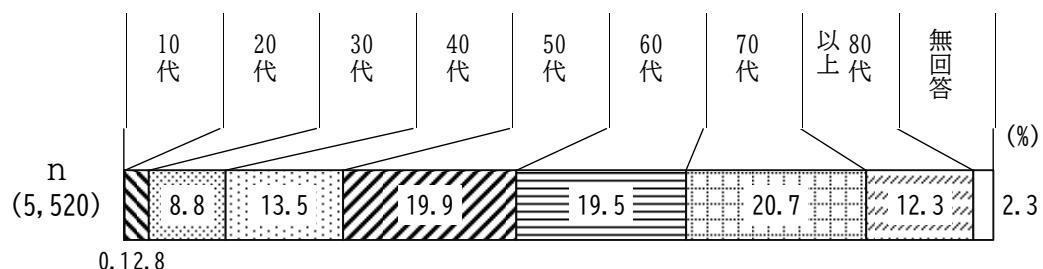
- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて 100%にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が 100%を超える場合がある。
- ・図表内では、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・回答者数が 30 未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向をみるにとどめ、本文中では触れていない場合がある。
- ・本調査は世帯を対象とした調査内容であるが、設問によっては世帯の回答者の状況を問うもののが含まれる。またその際の「全体」は回答者の全体である。

II

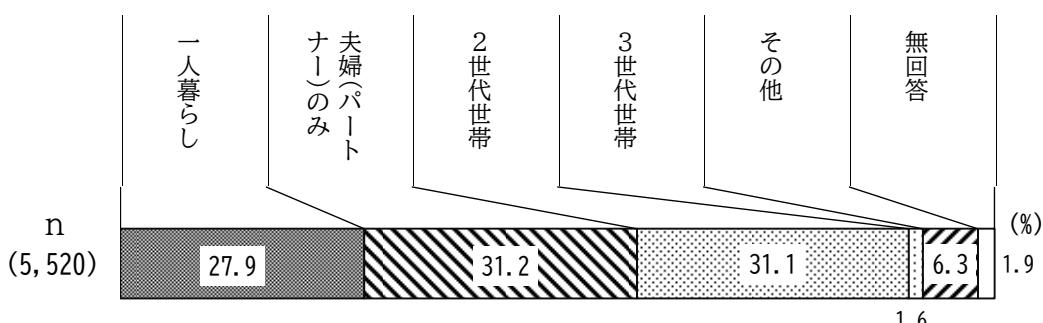
調査結果の詳細

1. 回答者の基本属性

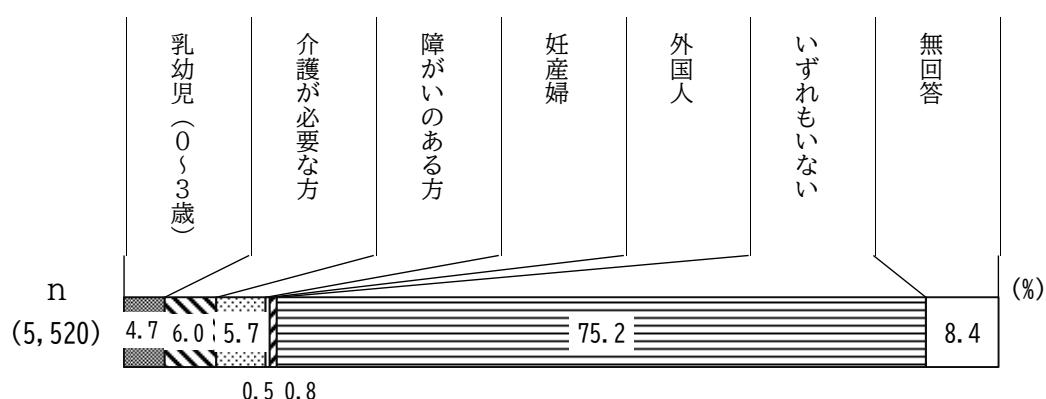
(1) 年代



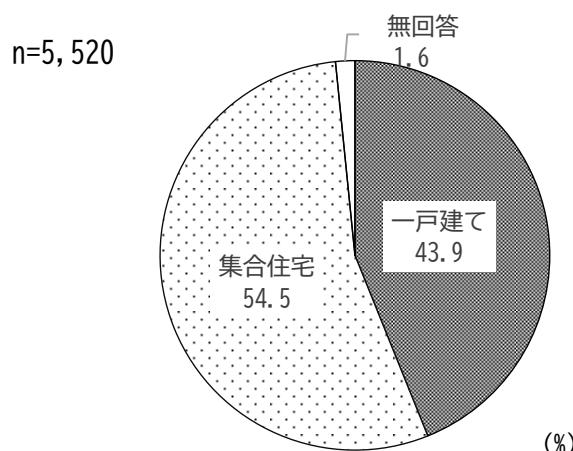
(2) 家族構成



(3) 要配慮者同居有無



(4) 居住形態



2. 防災準備度

各設問の回答を下記の表のように点数化し、最低 0 点から最高 20 点で算出した。
点数が高いほど防災への準備度が高い。

項目	設問	選択肢内容	得点
1 食料備蓄量	問 2	1 1 日分	1 点
		2 2 日分	
		3 3 日分	2 点
		4 4 日分	
		5 5 日分	
		6 6 日分	
		7 7 日分以上	
		8 用意していない	0 点
2 飲料水備蓄量	問 3	同上	同上
3 携帯トイレ備蓄量	問 4	同上	同上
4 カセットコンロ用 カセットボンベ備蓄量	問 5	同上	同上
5 家具類の固定	問 7	1 全て固定	2 点
		2 大部分固定	
		3 一部固定	1 点
		4~6 していない	
6 地震防災訓練への参加	問 8	1~5 参加した	各 1 点 (計 5 点)
		6~8 参加しなかった	
7 自主防災組織での活動	問 9	1 すでに活動している	1 点
		2~7 活動していない	
8 災害への備え	問 10	選択肢 1~14 への 記入数	1~3 個 4~7 個 8~11 個 12~14 個
		15	何もしていない
			1 点
			2 点
			3 点
			4 点
合 計			0~20 点

※各設問の無回答は「0 点」として計算

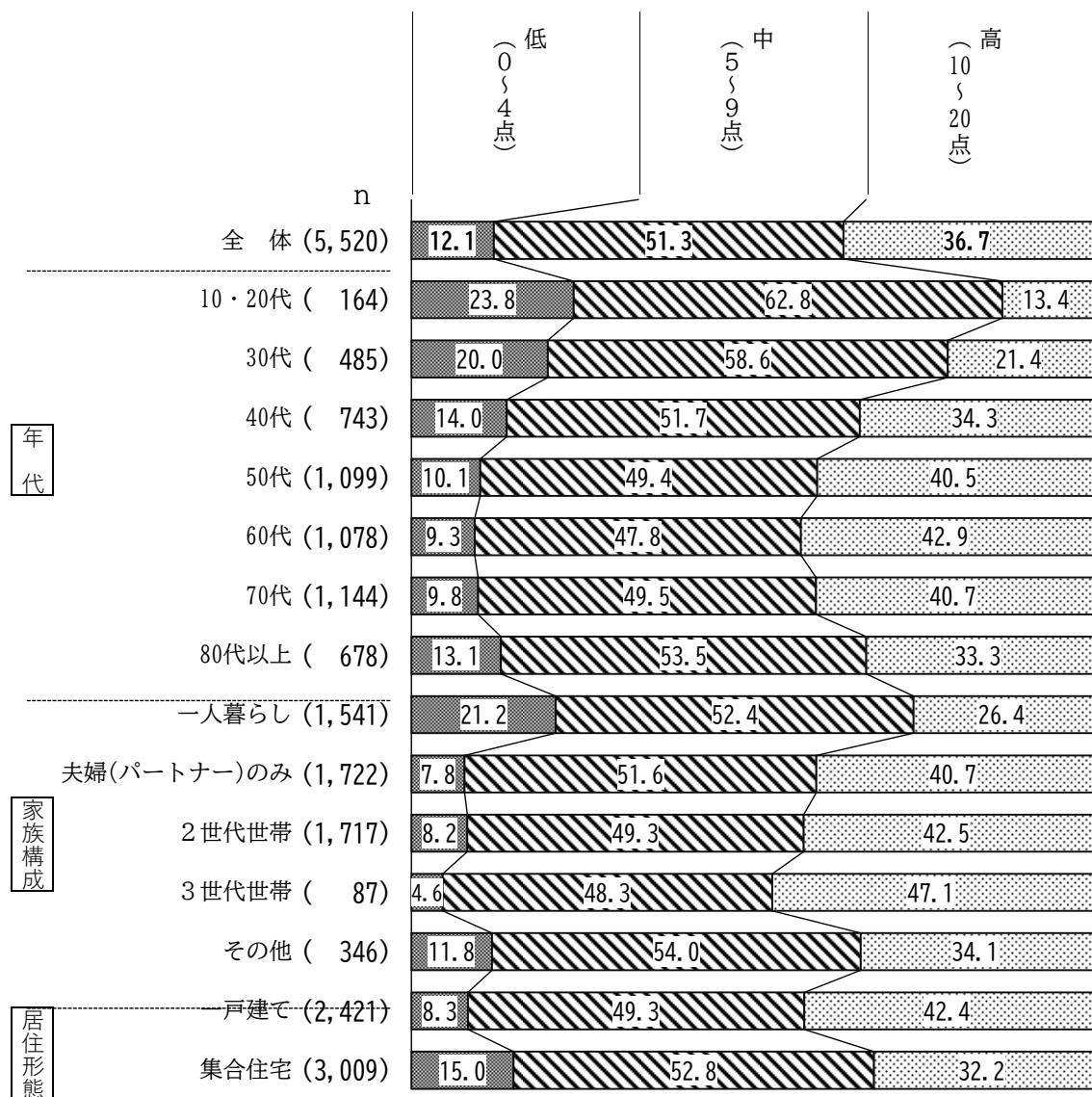
- 得点合計が「10~20 点」 : 防災準備度「高」
- 「5~9 点」 : 防災準備度「中」
- 「0~4 点」 : 防災準備度「低」

全体としては防災準備度「高（10～20 点）」が 36.7%、「中（5～9 点）」が 51.3%、「低（0～4 点）」が 12.1%となっており、約半数を「中」程度が占める。

年代別にみると、10・20 代及び 30 代では「低」が 2 割台だが、50 代から 70 代にかけての年代では「高」が 4 割台となっており、年代による違いが顕著である。

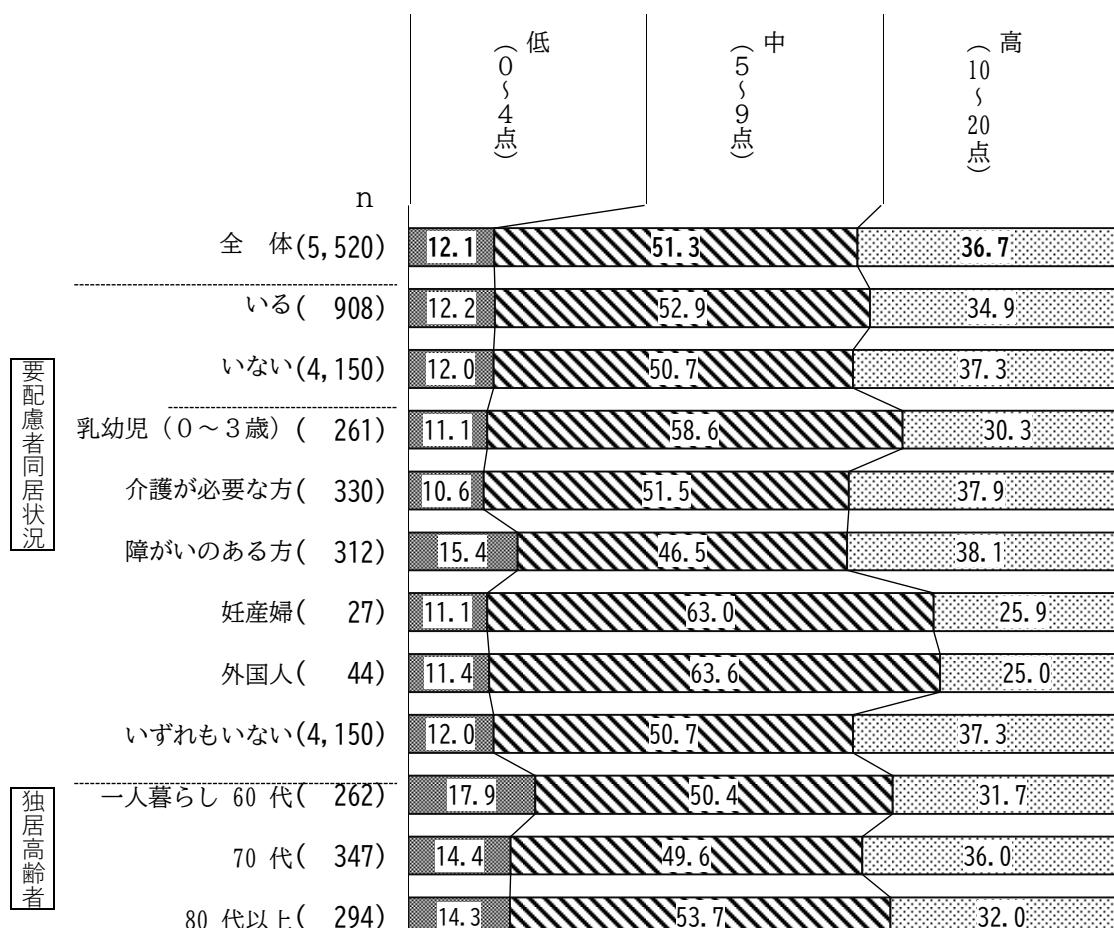
家族構成別にみると、一人暮らしでは「低」が 2 割台と比較的高く、「高」が唯一 2 割台にとどまる。それ以外の家族構成では「高」が 4 割台となっており、世帯人数による防災準備度が大きく異なる結果となっている。

居住形態別にみると、防災準備度は集合住宅でやや低くなっている。



要配慮者の同居状況でみても、要配慮者有無で準備度に大きな違いは見られない。同居者別では、乳幼児（0～3歳）のいる家庭では「中」程度の準備度が多くなっている。

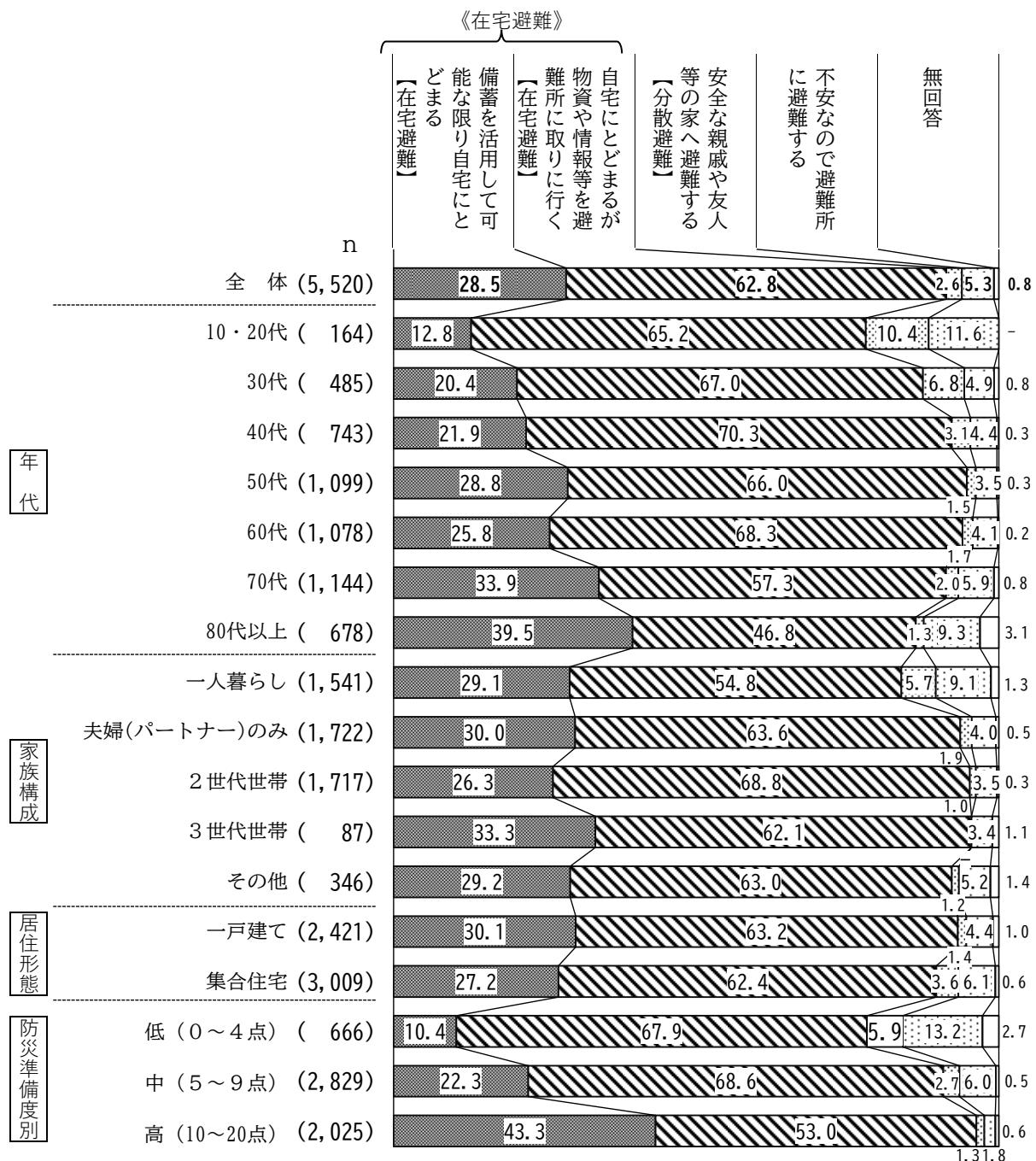
独居高齢者の状況をみても、防災準備度は必ずしも高くはないが、一人暮らし 60代から一人暮らし 70代にかけては、「低」が減少し「高」が増加しており、準備度が上昇している。



3. 災害時の行動について

(1) 大地震発生時の行動

問1 大地震発生時に、電気・ガス・水道などの供給が停止した場合で、ご自宅が倒壊や火災延焼の危険がないときに、あなたはどのような行動をしますか。(回答は1つ)



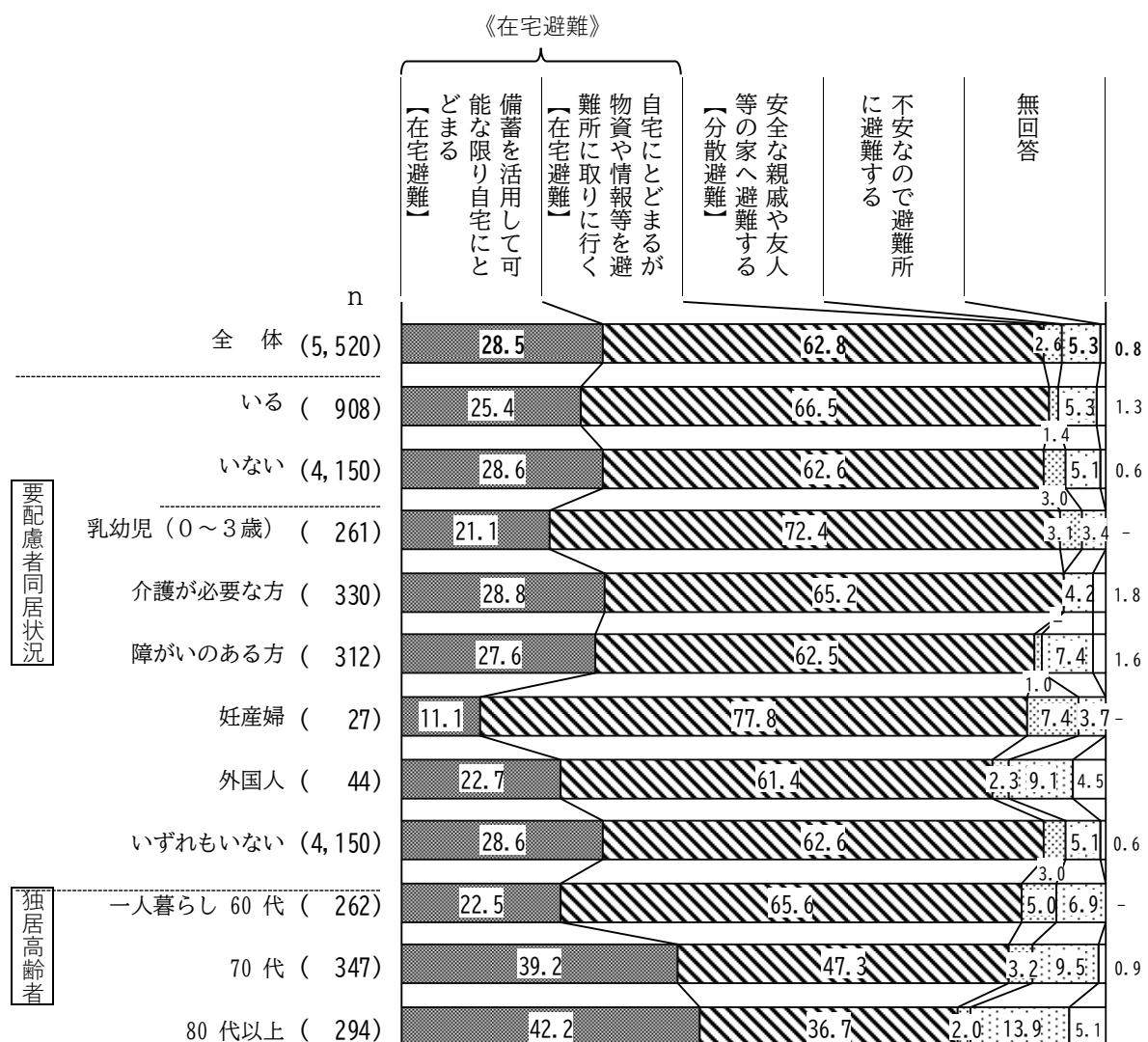
大地震発生時の行動としては、「備蓄した食料や携帯トイレなどを活用して可能な限り自宅にとどまる【在宅避難】」が 28.5%、「基本的に自宅にとどまるが食料などの必要物資や情報等を避難所に取りに行く【在宅避難】」が 62.8%で、両者をあわせた《在宅避難》が 8割を超える。

年代別、家族構成別、居住形態別にみても、《在宅避難》はいずれも 8割程度を占める。特に高齢層では可能な限りの【在宅避難】が他の年代以上に多くなっている。

防災準備度別にみると、準備度が高いほど在宅避難を選択していることがわかる。

要配慮者の同居状況でみても《在宅避難》は9割以上と多くなっているが、同居者がいる層では「基本的に自宅にとどまるが食料などの必要物資や情報等を避難所に取りに行く【在宅避難】」がやや多い。同居者別でみると乳幼児（0～3歳）では避難所を活用した【在宅避難】、介護が必要な方、障がいのある方では可能な限りの【在宅避難】が比較的多くなっている。

独居高齢者の状況では、可能な限りの【在宅避難】は70代以降で上昇し4割前後に高まっている。また同時に、《在宅避難》全体としては年代が上がるにつれて減少し、代わって「不安なので避難所に避難する」が増加している。



4. 災害の備えについて

(1) 家庭内備蓄状況

問2～5の物品について、家庭内に備蓄している量で災害時に何日程度暮らせると思いますか。

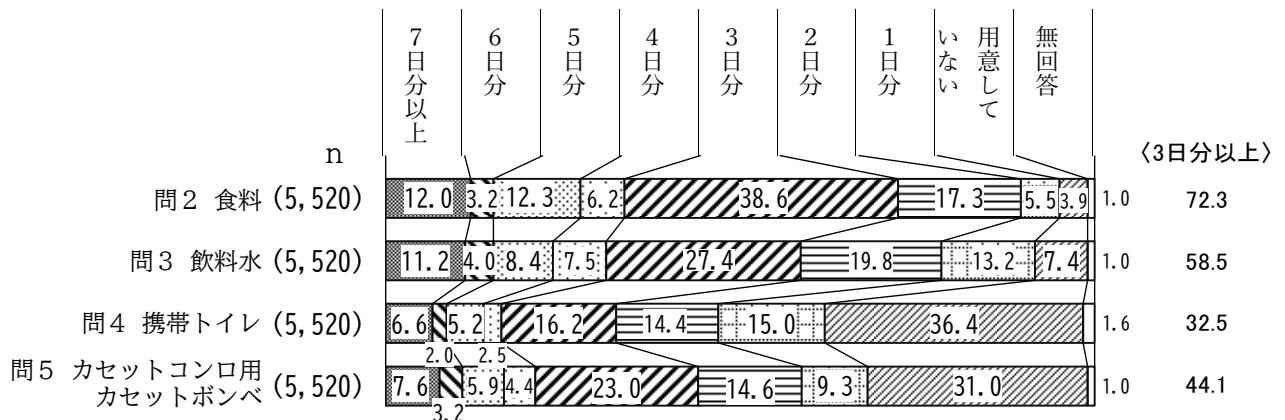
(回答はそれぞれ1つ)

問2 食料

問3 飲料水（ご家族ひとりあたり1日3リットルで計算）

問4 携帯トイレ（ご家族ひとりあたり1日5回分で計算）

問5 カセットコンロ用カセットボンベ（ボンベ1本の燃焼時間をカセットコンロ強火1時間として、1日の必要本数を計算）



3日分以上の家庭内備蓄状況は、食料 72.3%、飲料水 58.5% となっている。これに対し、携帯トイレは 32.5%、カセットコンロ用カセットボンベは 44.1% にとどまり、「用意していない」が3割台と比較的多くなっている。

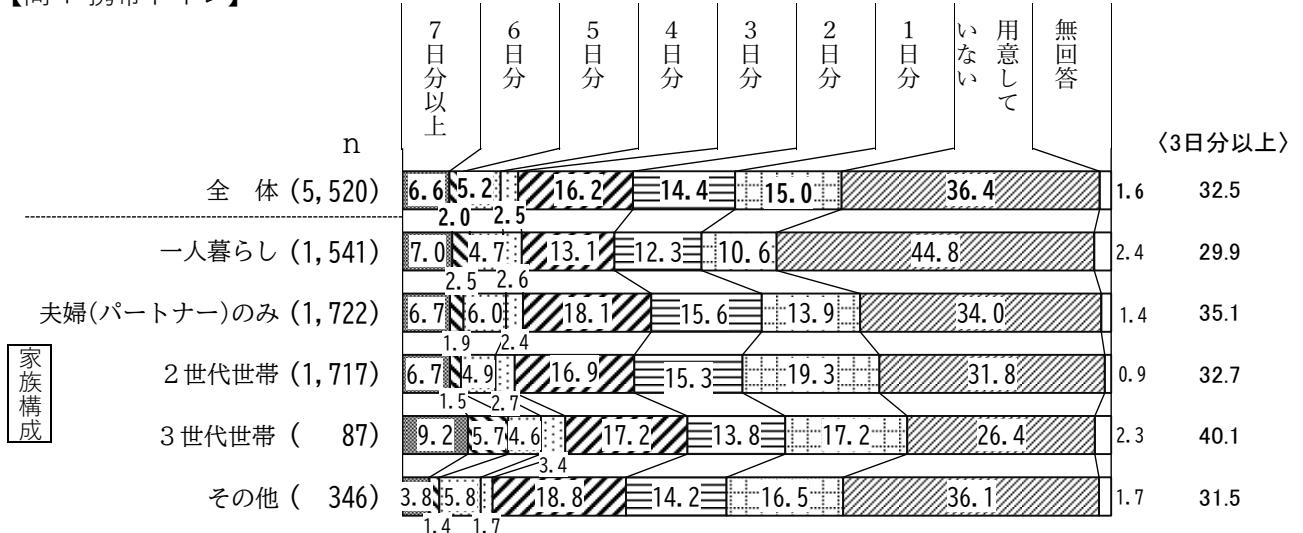
家族構成別にみると、いずれの家族構成も食料は6割以上、飲料水は5割以上が3日分以上の備蓄となっている。また、携帯用トイレ、カセットコンロ用カセットボンベの備蓄は一人暮らしで少ない。



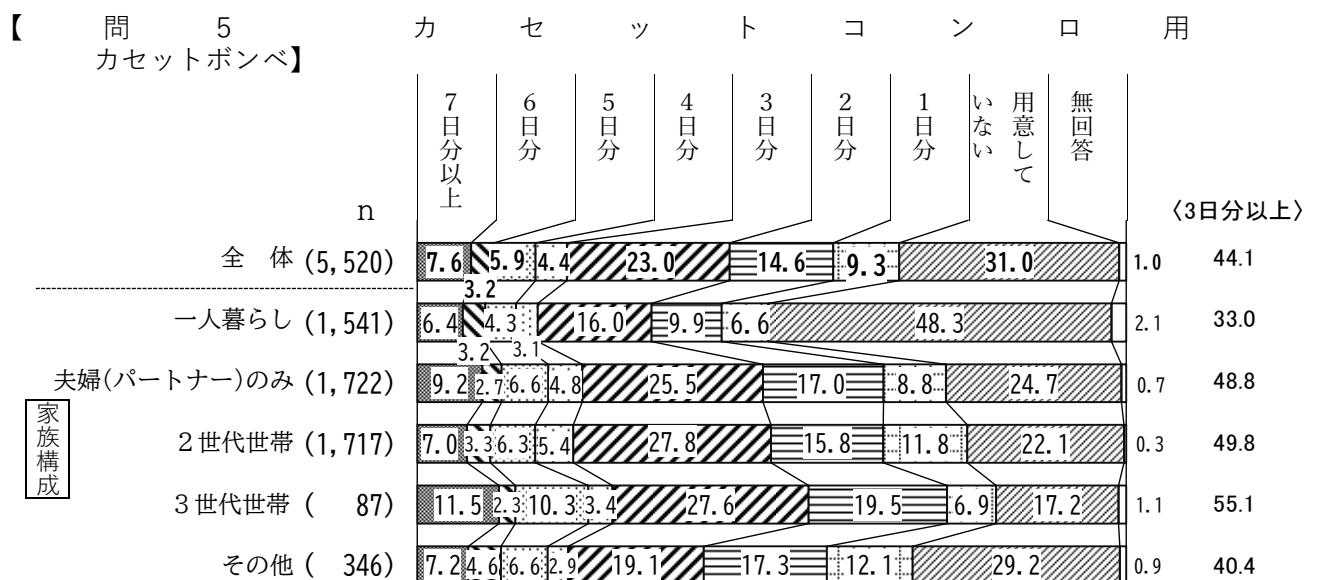
【問3 飲料水】



【問4 携帯トイレ】

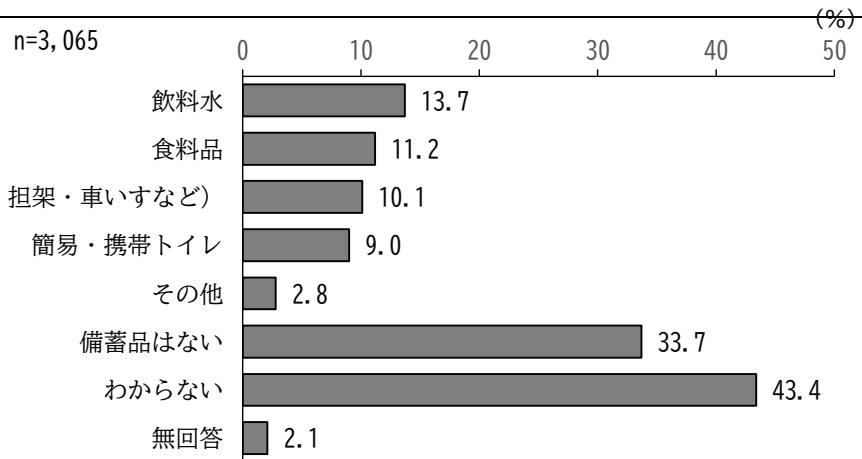


【問5 カセットポンベ】



(2) 集合住宅にある共用備蓄品

問6 あなたがお住まいの集合住宅にある共用の備蓄品を教えてください。（複数回答可）



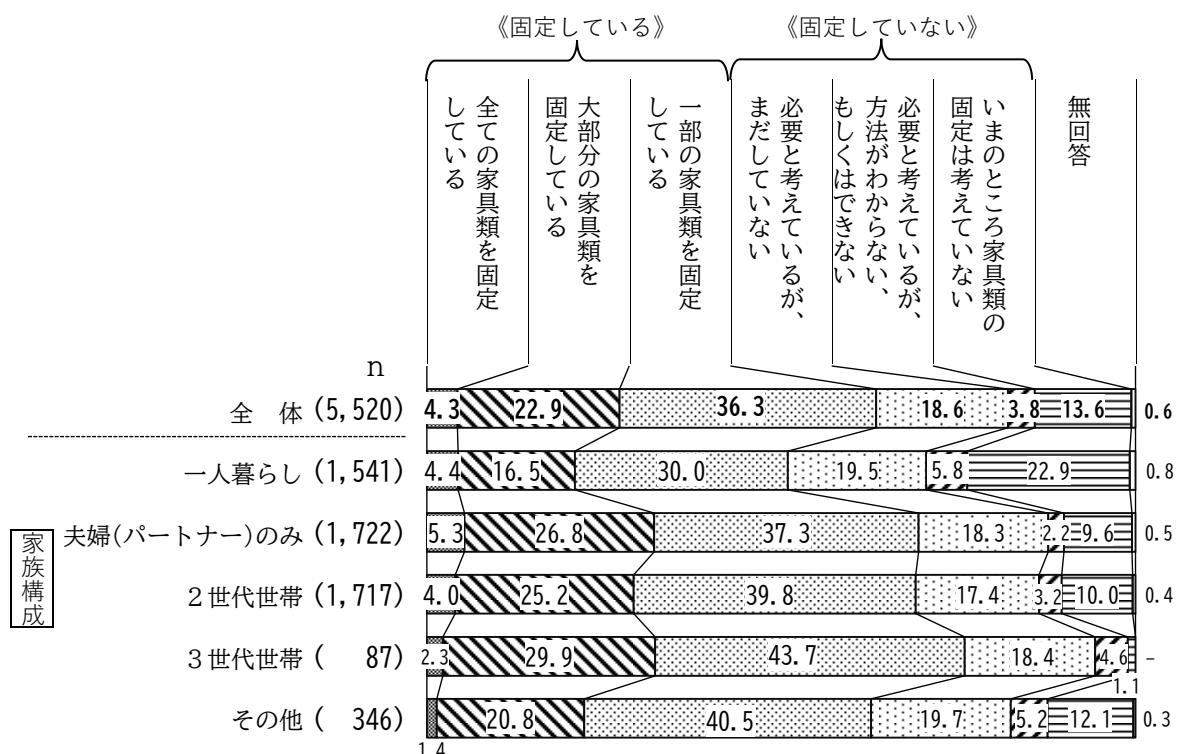
注)「集合住宅」の居住者に限定して算出している。

住まいの集合住宅にある共用備蓄品を聞いたところ、「飲料水」が 13.7%で最も多く、「食料品」(11.2%)、「救助工具(担架・車いすなど)」(10.1%)、「簡易・携帯トイレ」(9.0%)が 1 割前後となっている。

なお、「備蓄品はない」が 33.7%、「わからない」が 43.4%となっている。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

問7 あなたのご自宅で家具類の転倒・落下・移動防止のための対策を講じていますか。
(回答は1つ)



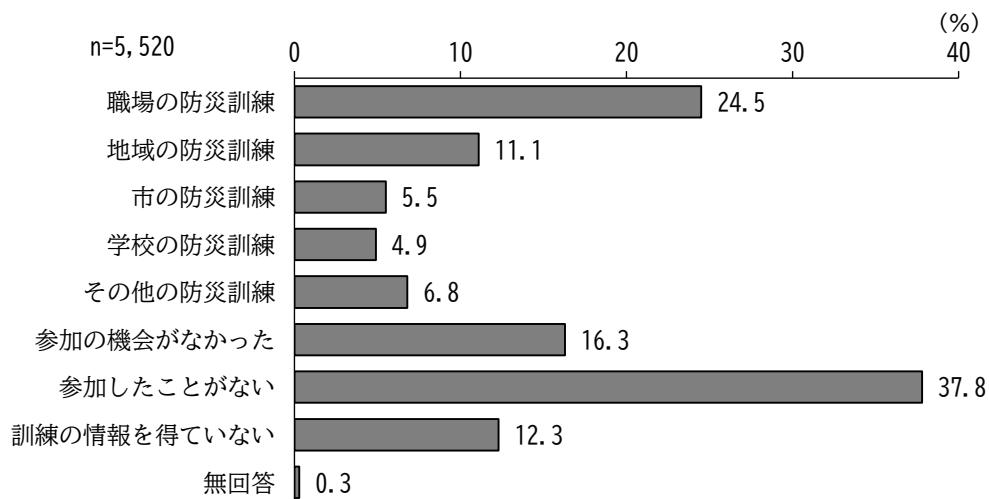
自宅での家具類の転倒・落下・移動防止対策は、「全ての家具類を固定している」は4.3%と少ないが、「大部分の家具類を固定している」(22.9%)、「一部の家具類を固定している」(36.3%)をあわせた《固定している》では63.5%となっている。

一方、《固定していない》(「家具類の固定が必要と考えているが、方法がわからない、もしくはできない」、「家具類の固定が必要と考えているが、まだしていない」、「いまのところ家具類の固定は考えていない」の計)は36.0%となっている。

家族構成別にみると、《固定している》は3世代世帯で75.9%と比較的多く、夫婦(パートナー)のみ、2世代世帯でも7割弱となっている。一方、一人暮らしでは《固定していない》が半数近くとなっている。

(4) 過去3年間に参加した地震防災訓練

問8 あなたが過去3年間に参加した地震を対象とした防災訓練はどのような訓練ですか。
(複数回答可)



過去3年間に参加した地震防災訓練は、「職場の防災訓練」が24.5%で最も多く、以下、「地域の防災訓練」が11.1%、「市の防災訓練」が5.5%、「学校の防災訓練」が4.9%となっている。

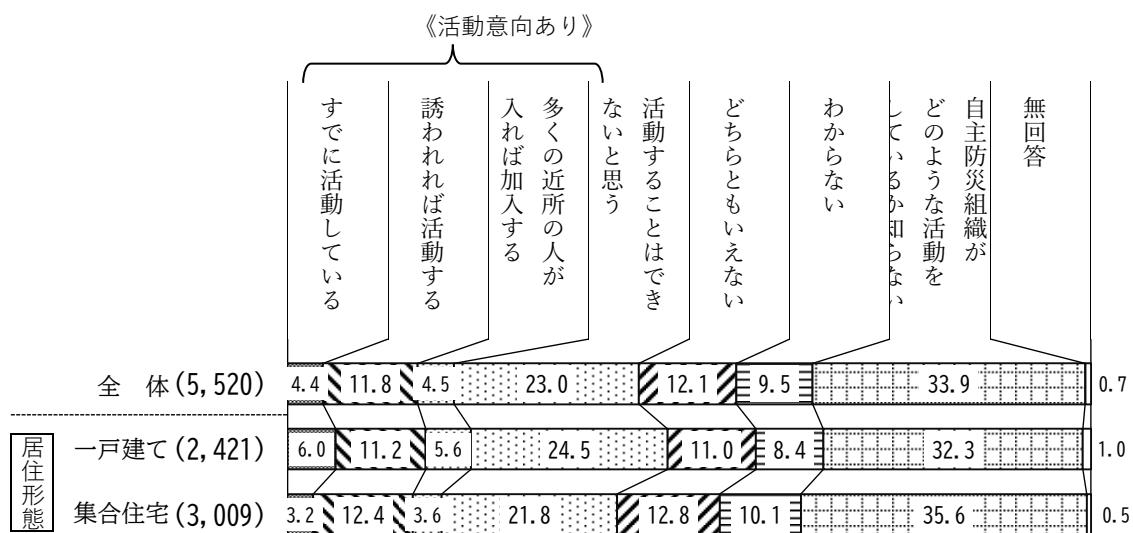
なお、何らかの理由で「参加しなかった」（「参加の機会がなかった」、「参加したことがない」、「訓練の情報を得ていない」）は57.4%と6割近くを占める。

年代別にみると、「職場の防災訓練」は若い年代での参加が多く、40代以下で4割台となっている。「地域の防災訓練」は60代以上で、「学校の防災訓練」は10・20代と40代で1割台と他の年代より多くなっている。なお、「参加したことがない」は60代以上の年代で4割以上となっている。

調査数	職場の防災訓練	地域の防災訓練	市の防災訓練	学校の防災訓練	その他の防災訓練	な参加の機会が	な参加したことが	得訓練の情報を得た	無回答
全 体	5,520	24.5	11.1	5.5	4.9	6.8	16.3	37.8	12.3
10・20代	164	45.1	3.7	1.8	16.5	1.8	16.5	17.1	14.0
30代	485	48.2	3.3	2.1	5.8	4.9	18.4	21.6	11.5
40代	743	40.2	7.3	3.2	10.9	5.8	18.3	26.4	8.9
50代	1,099	36.6	8.7	3.1	6.3	5.1	17.0	29.8	10.1
60代	1,078	21.2	10.9	5.2	1.9	9.1	16.1	40.9	13.0
70代	1,144	6.0	17.2	9.4	2.3	8.2	14.9	51.0	14.8
80代以上	678	1.9	17.1	9.7	1.8	8.4	13.6	52.2	14.7

(5) 自主防災組織の活動

問9 あなたは自主防災組織に入って活動することができますか。(回答は1つ)

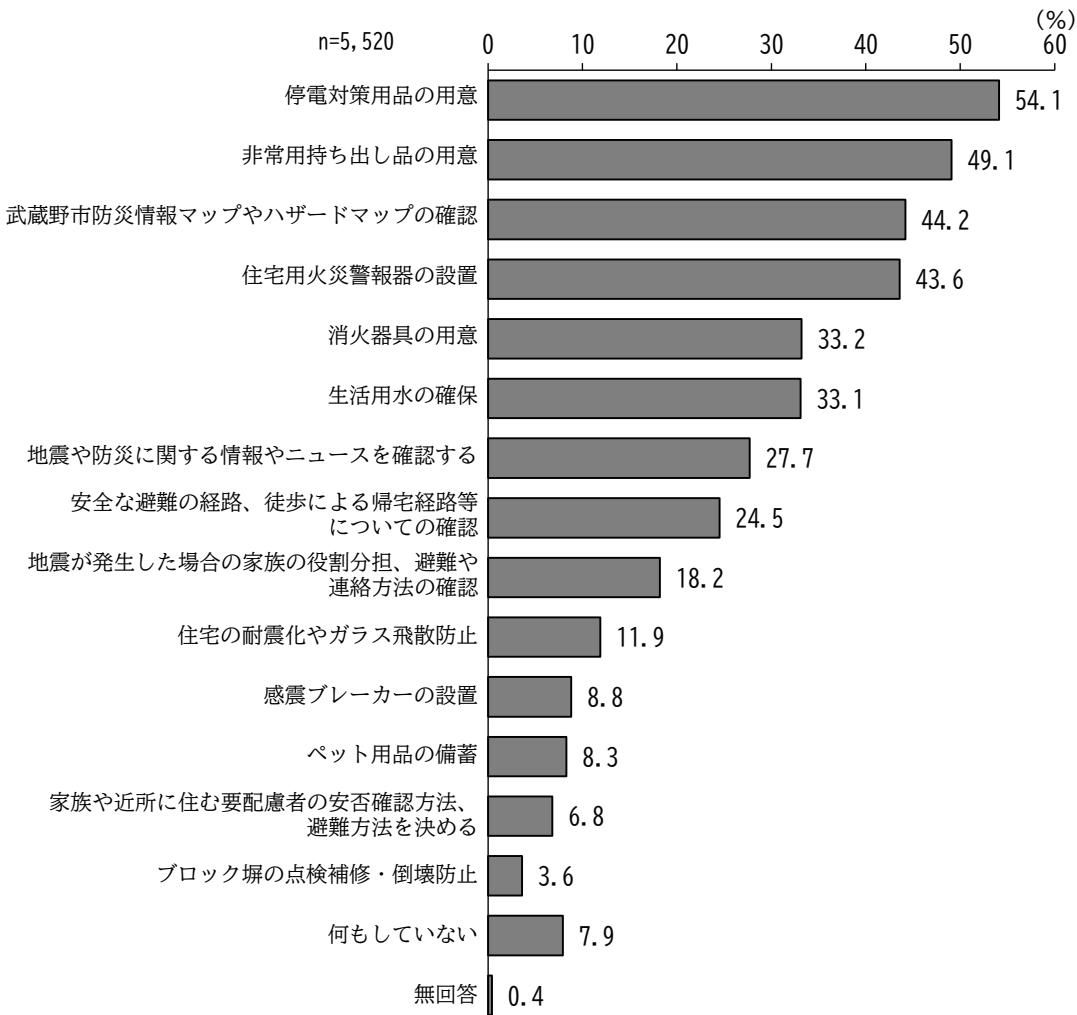


自主防災組織に入って活動することができるか聞いたところ、「すでに活動している」(4.4%)、「誘われれば活動する」(11.8%)、「多くの近所の人が入れば加入する」(4.5%)をあわせた《活動意向あり》は 20.7% となっている。一方、「活動することはできないと思う」も 23.0% となっている。なお、「自主防災組織がどのような活動をしているか知らない」が 33.9% と比較的多くなっている。

居住形態別にみると、《活動意向あり》は一戸建てでは 22.8%、集合住宅では 19.2% となっている。一方、「活動することはできないと思う」は一戸建てで 24.5%、集合住宅では 21.8% と一戸建ての方がより多くなっている。集合住宅では「自主防災組織がどのような活動をしているか知らない」も一戸建てより多くなっている。

(6) 実施している災害への備え

問 10 問 2～9 以外で災害への備えとして行っていることを教えてください。（複数回答可）



問 2～9（家庭内備蓄品、家具類の固定、防災訓練、自主防災組織活動）以外で実施している災害への備えは、「停電対策用品(電池、モバイルバッテリーなど)の用意」が 54.1%で最も多く、以下、「非常用持ち出し品の用意」(49.1%)、「武藏野市防災情報マップやハザードマップの確認」(44.2%)、「住宅用火災警報器の設置」(43.6%) が 4 割台、「消火器具の用意」(33.2%)、「生活用水(風呂の水をためておくなど) の確保」(33.1%) が 3 割台、「地震や防災に関する情報やニュースを確認する (むさしの防災・安全メールや市公式 SNS への登録など)」(27.7%)、「自宅や勤め先付近の安全な避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認」(24.5%) が 2 割台となっている。

家族構成別にみると、いずれも「停電対策用品(電池、モバイルバッテリーなど)の用意」や「非常用持ち出し品の用意」を中心として取り組んでいるが、全体的に一人暮らしの備えは低く1割強の人が「何もしていない」と回答している。「地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認」は2世代世帯で3割台、3世代世帯では2割台となっている。

要配慮者の同居状況でみると、乳幼児（0～3歳）では「非常用持ち出し品の用意」が6割近くと特に高く、「地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認」も4割台と高い。介護が必要な方、障がいのある方では「住宅用火災警報器の設置」、「消火器具の用意」、「生活用水の確保」の備えが高くなっている。

居住形態別にみると、一戸建てでは「生活用水の確保」、「住宅の耐震化やガラス飛散防止」、「ブロック塀の点検補修・倒壊防止」、「住宅用火災警報器の設置」などが比較的多くなっている。

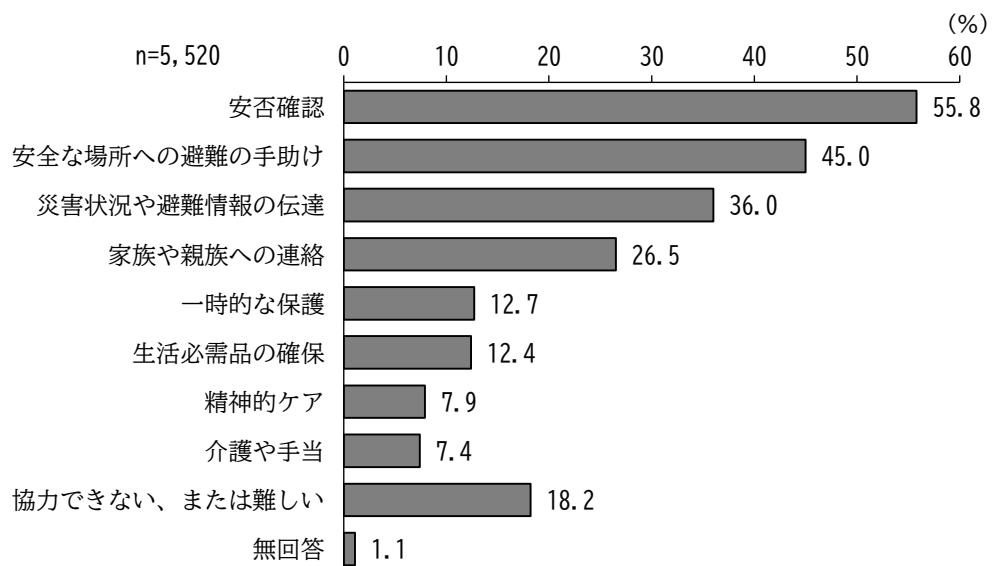
大地震発生時の行動（問1）別にみると、《在宅避難》では全ての取り組みで《避難》より高い一方、《避難》では「何もしていない」が2割弱となっているなど、災害への備えに大きな差が生じている。なお、《在宅避難》でも「停電対策」、「非常用持ち出し品」以外は5割未満であり、「ハザードマップの確認」をはじめとした準備行動はなお向上の余地がある。

	調査数	停電対策用品の用意	非常用持ち出し品の用意	ハザードマップ情報マップや武蔵野市防災マップの確認	住宅用火災警報器の設置	消火器具の用意	生活用水の確保	ニュースを確認する情報や	地震や防災に関する情報や	役割分担等の確認	安全な避難につづける経路、徒歩確認による	住宅の耐震化やガラス飛散防止	地震が発生した場合の家族の確認	感震ブレーカーの設置	ペット用品の備蓄	家族や近所に住む要配慮者のための確認方法を決める	倒壊防止・ブロック塀の点検補修	何もしていない	無回答 (%)		
全 体	5,520	54.1	49.1	44.2	43.6	33.2	33.1	27.7	24.5	18.2	11.9	8.8	8.3	6.8	3.6	7.9	0.4				
一人暮らし	1,541	49.9	41.3	40.4	35.1	27.3	28.2	23.5	22.5	3.8	6.9	5.6	4.6	4.8	2.0	13.2	0.6				
夫婦(パートナー)のみ	1,722	57.4	52.9	47.6	46.7	37.7	37.0	28.1	23.3	15.3	13.2	11.8	9.3	7.3	4.2	5.8	0.1				
家族構成	2世代世帯	1,717	55.5	53.3	46.1	47.2	33.8	33.0	30.5	28.1	33.7	14.7	8.8	10.1	7.5	4.3	5.2	0.3			
	3世代世帯	87	56.3	46.0	35.6	66.7	42.5	41.4	24.1	28.7	23.0	23.0	17.2	13.8	9.2	8.0	4.6	-			
	その他	346	51.7	47.4	41.9	44.5	32.7	34.4	30.9	19.9	18.5	12.1	7.5	9.0	8.1	4.3	7.5	-			
要配慮者	乳幼児（0～3歳）	261	53.3	59.4	47.1	36.0	22.6	21.8	25.7	32.2	44.8	6.9	6.1	3.4	6.9	1.9	5.4	-			
	介護が必要な方	330	53.3	47.0	37.9	55.8	42.7	44.5	18.8	15.8	10.6	18.2	10.6	7.6	12.1	5.2	4.8	1.2			
	障がいのある方	312	52.9	41.7	40.4	50.3	34.3	38.1	29.5	17.3	18.3	19.9	9.9	5.4	10.6	4.8	6.4	0.6			
	妊娠婦	27	51.9	70.4	70.4	33.3	29.6	33.3	51.9	37.0	33.3	11.1	7.4	-	18.5	-	3.7	-			
	同居有	外国人	44	54.5	40.9	34.1	38.6	38.6	40.9	25.0	22.7	36.4	13.6	4.5	9.1	13.6	-	9.1	-		
	無	いざれもいない	4,150	54.1	49.3	45.6	43.5	32.9	32.3	28.5	25.5	17.5	11.3	8.7	8.9	6.0	3.6	8.3	0.3		
形態	一戸建て	2,421	54.4	50.9	44.3	49.2	35.4	38.1	26.6	22.3	18.1	19.2	11.4	10.7	7.7	7.8	6.2	0.4			
	集合住宅	3,009	54.1	47.8	44.6	39.1	31.2	28.9	28.5	26.2	18.2	6.1	6.8	6.3	6.0	0.4	9.2	0.3			
大	備蓄を活用して可能な限り自宅にとどまる【在宅避難】	1,575	63.6	57.8	46.2	45.8	39.9	40.3	30.4	24.5	20.1	16.0	12.2	10.3	9.3	4.8	4.5	0.1			
地	自宅にとどまるが物資や情報を避難所に取りに行く【在宅避難】	3,465	52.0	47.1	44.4	44.2	31.5	31.2	27.5	25.1	18.4	11.0	7.9	7.9	5.6	3.3	8.2	0.2			
震	安全な親戚や友人等の家へ避難する【分散避難】	142	49.3	38.0	35.9	35.9	19.0	20.4	23.9	26.8	9.9	3.5	3.5	5.6	5.6	1.4	17.6	-			
発	不安なので避難所に避難する	294	34.7	35.0	35.7	30.3	25.5	22.1	18.7	18.0	10.5	3.7	4.8	3.1	7.5	1.0	18.4	0.7			

5. 配慮が必要な方への助け合いについて

(1) 近所の要配慮者のために協力できること

問 11 大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の要配慮者（介護が必要な方、障がいのある方など）のためにどのような助け合いや協力ができますか。（複数回答可）



災害時に近隣に住む要配慮者のために協力できることとしては、「安否確認」が 55.8%で最も多く、次いで「安全な場所への避難の手助け」が 45.0%、「災害状況や避難情報の伝達」が 36.0%、「家族や親族への連絡」が 26.5%となっている。

6. 市の防災対策について

(1) 優先的に取り組むべき市の防災対策

問 12 次にあげる市の防災対策について、今後優先的に取り組むべき対策はなにですか
(回答は 3 つまで)

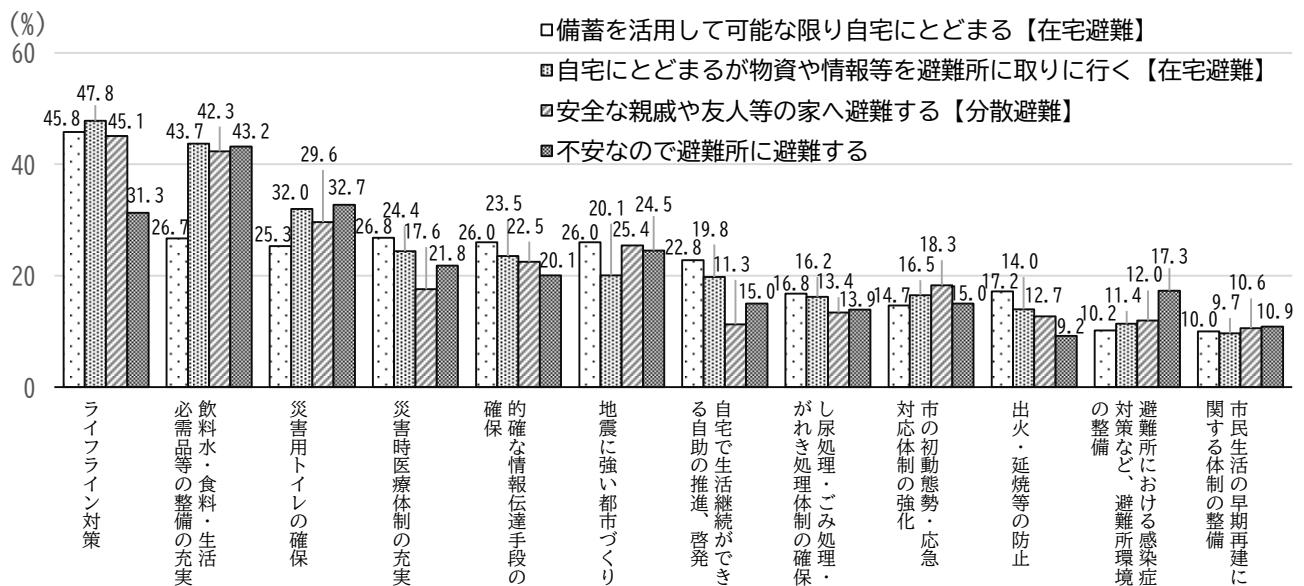


優先的に取り組むべき市の防災対策としては、「ライフライン対策」が 46.1% で最も多く、以下「飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実」(38.6%)、「災害用トイレの確保」(30.1%) が 3 割台、「災害時医療体制の充実」(24.7%)、「的確な情報伝達手段の確保」(24.0%)、「地震に強い都市づくり」(22.1%)、「自宅で生活継続ができる自助の推進、啓発」(20.2%) が 2 割台となっている。

年代別に上位5位をみると、「ライフライン対策」、「飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実」、「災害用トイレの確保」は年代を通じて上位となっているほか、「災害時医療体制の充実」も多くの年代からあげられている。また、30代と50代以上からは「的確な情報伝達手段の確保」が比較的多くあげられている。

						(%)
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
全体 n=5,520	ライフライン対策 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	46.1	38.6	30.1	24.7	24.0
年代(上位5位)						
10・20代 n=164	飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	57.9	40.2	26.2	24.4	23.2
30代 n=485	ライフライン対策 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	49.9	43.3	27.2	25.2	23.3
40代 n=743	ライフライン対策 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	53.7	38.6	34.1	21.5	21.4
50代 n=1,099	ライフライン対策 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	54.7	34.1	32.4	25.9	25.4
60代 n=1,078	ライフライン対策 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	50.9	37.8	30.4	27.2	26.3
70代 n=1,144	飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	39.0	38.8	28.1	24.8	24.2
80代以上 n=678	飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実	39.5		28.6	27.3	24.3

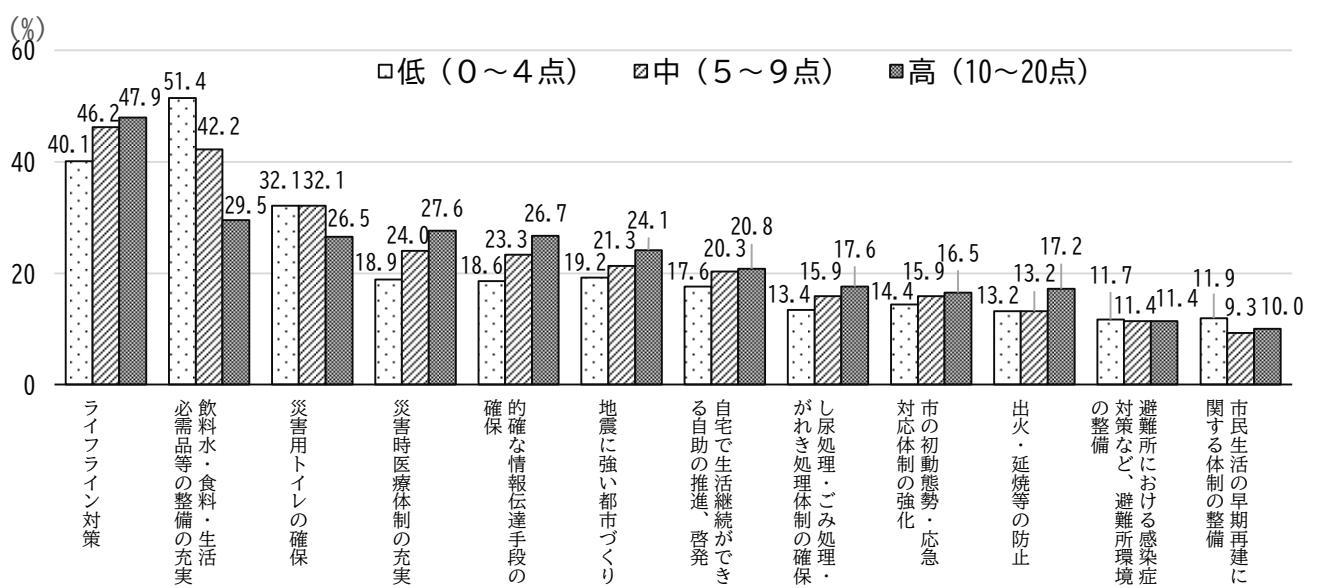
大地震発生時の行動（問1）別にみると、《在宅避難》では「ライフライン対策」、「地震に強い都市づくり」、「的確な情報伝達手段の確保」、「災害時医療体制の充実」といった取り組みとともに「自宅で生活継続ができる自助の推進、啓発」が多くなっている。一方、《避難》を中心とする層では「飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実」が顕著に多くなっている。



※「全体」が10.0%以上のものを表示

防災準備度別にみると、準備度が高いほど「ライフライン対策」、「地震に強い都市づくり」、「的確な情報伝達手段の確保」、「災害時医療体制の充実」といった施策への要望が多くなっている。

一方、準備度が低い層では「飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実」が顕著に多くなっている。



※「全体」が10.0%以上のものを表示

質問

あなた自身もしくはご家庭の状況について、以下の質問にご回答ください。

災害時の行動について

問 1 大地震発生時に、電気・ガス・水道などの供給が停止した場合で、ご自宅が倒壊や火災延焼の危険がないときに、あなたはどのような行動をしますか。（回答は 1 つ）

- ① 備蓄した食料や携帯トイレなどを活用して可能な限り自宅にとどまる【在宅避難】
- ② 基本的に自宅にとどまるが食料などの必要物資や情報を避難所に取りに行く【在宅避難】
- ③ 安全な親戚や友人等の家へ避難する【分散避難】
- ④ 不安なので避難所に避難する

災害の備えについて

問 2～5 の物品について、家庭内に備蓄している量で災害時に何日程度暮らせると思いますか。（回答はそれぞれ 1 つ）

問 2 食料

問 3 飲料水（ご家族ひとりあたり 1 日 3 リットルで計算）

問 4 携帯トイレ（ご家族ひとりあたり 1 日 5 回分で計算）

問 5 カセットコンロ用カセットボンベ（ボンベ 1 本の燃焼時間をカセットコンロ強火 1 時間として、1 日の必要本数を計算）

- ① 1 日分
- ② 2 日分
- ③ 3 日分
- ④ 4 日分
- ⑤ 5 日分
- ⑥ 6 日分
- ⑦ 7 日分以上
- ⑧ 用意していない

問 6 あなたがお住まいの集合住宅にある共用の備蓄品を教えてください。（複数回答可）

- ① 集合住宅ではない
- ② 食料品
- ③ 飲料水
- ④ 簡易・携帯トイレ
- ⑤ 救助工具(担架・車いすなど)
- ⑥ その他
- ⑦ 備蓄品はない
- ⑧ わからない

問 7 あなたのご自宅で家具類の転倒・落下・移動防止のための対策を講じていますか。（回答は 1 つ）

- ① 全ての家具類を固定している
- ② 大部分の家具類を固定している
- ③ 一部の家具類を固定している
- ④ 家具類の固定が必要と考えているが、まだしていない
- ⑤ 家具類の固定が必要と考えているが、方法がわからない、もしくはできない
- ⑥ いまのところ家具類の固定は考えていない

問 8 あなたが過去 3 年間に参加した地震を対象とした防災訓練はどのような訓練ですか。（複数回答可）

- ① 市の防災訓練
- ② 地域の防災訓練
- ③ 学校の防災訓練
- ④ 職場の防災訓練
- ⑤ その他の防災訓練
- ⑥ 参加の機会がなかった
- ⑦ 参加したことがない
- ⑧ 訓練の情報を得ていない

問 9 あなたは自主防災組織に入って活動することができますか。（回答は 1 つ）

- ① すでに活動している
- ② 誘われれば活動する
- ③ 多くの近所の人が入れば加入する
- ④ 活動することはできないと思う
- ⑤ どちらともいえない
- ⑥ わからない
- ⑦ 自主防災組織がどのような活動をしているか知らない

問 10 問 2～9 以外で災害への備えとして行っていることを教えてください。（複数回答可）

- ① 地震が発生した場合の家族の役割分担(通園・通学する子どもの引き取り方法など)、避難や連絡方法の確認
- ② 家族や近所に住む要配慮者(介護が必要な方、障がいのある方など)の安否確認方法、避難方法を決める
- ③ 自宅や勤め先付近の安全な避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- ④ 非常用持ち出し品の用意
- ⑤ 停電対策用品(電池、モバイルバッテリーなど)の用意
- ⑥ 生活用水(風呂の水をためておくなど)の確保
- ⑦ ペット用品の備蓄
- ⑧ 住宅の耐震化やガラス飛散防止
- ⑨ ブロック塀の点検補修・倒壊防止
- ⑩ 消火器具の用意
- ⑪ 住宅用火災警報器の設置
- ⑫ 感震ブレーカーの設置
- ⑬ 地震や防災に関する情報やニュースを確認する
(むさしの防災・安全メールや市公式 SNS への登録など)
- ⑭ 武蔵野市防災情報マップやハザードマップの確認
- ⑮ 何もしていない

配慮が必要な方への助け合いについて

問 11 大地震などの災害が起ったときに、あなたは近隣に住む家族以外の要配慮者（介護が必要な方、障がいのある方など）のためにどのような助け合いや協力ができるですか。（複数回答可）

- ① 安否確認
- ② 安全な場所への避難の手助け
- ③ 災害状況や避難情報の伝達
- ④ 家族や親族への連絡
- ⑤ 生活必需品の確保
- ⑥ 一時的な保護
- ⑦ 介護や手当
- ⑧ 精神的ケア
- ⑨ 協力できない、または難しい

市の防災対策について

問 12 次にあげる市の防災対策について、今後優先的に取り組むべき対策はなにですか（回答は 3 つまで）

- ① 地震に強い都市づくり
- ② ライフライン対策
- ③ 出火・延焼等の防止
- ④ 消防団による活動体制の充実
- ⑤ 自宅で生活継続ができる自助の推進、啓発
- ⑥ 共助の推進による地域防災力の向上
- ⑦ 市の初動態勢・応急対応体制の強化
- ⑧ 応援協力・連携体制の強化
- ⑨ 緊急輸送体制の確保
- ⑩ 的確な情報伝達手段の確保
- ⑪ 帰宅困難者対策
- ⑫ 災害時医療体制の充実
- ⑬ 災害時要配慮者対策
- ⑭ 避難所における感染症対策など、避難所環境の整備
- ⑮ 飲料水・食料・生活必需品等の整備の充実
- ⑯ 災害用トイレの確保
- ⑰ し尿処理・ごみ処理・がれき処理体制の確保
- ⑱ 市民生活の早期再建に関する体制の整備

お読みいただきありがとうございました。
回答ハガキにご記入をお願いいたします。



属性項目

郵便はがき	
料金受取人払郵便	
武藏野局 承認 3138	
180-8790	
武藏野市緑町2-2-28 武藏野市役所 武藏野市民防災協会 行	
差出有効期間 2022年2月 28日まで (切手不要)	
[Barcode]	
※統計処理に必要ですので、 下欄の該当するものに○をつけてください。	
年代	①~10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代~
家族構成	①一人暮らし ②夫婦(パートナー)のみ ③2世代世帯 ④3世代世帯 ⑤その他
要配慮者 同居有無	①乳幼児(0~3歳) ②介護が必要な方 ③障がいのある方 ⑤妊娠婦 ⑥外国人 ⑦いずれもいない
居住形態	①一戸建て ②集合住宅

武藏野市 市民防災意識調査 報告書

令和4（2022）年2月

武藏野市・武藏野市民防災協会

編集・発行 武藏野市民防災協会

〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28 武藏野市役所西棟1階

電話 | 0422-60-1926 FAX | 0422-51-9523

協定資料

協定第1 武藏野市と酒田市との災害相互援助協定書

協定相手： 山形県酒田市

武藏野市と酒田市との災害相互援助協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と酒田市（以下「乙」という。）は、友好都市及び友好消防団盟約の精神に基づき、甲乙のいずれか一方に大規模な災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、災害対策について相互に応援することを約束し、ここに災害相互援助協定を締結する。

（援助要請）

第1条 大規模災害が発生し、援助を求めようとする甲又は乙（以下「被災市」という。）は、災害応急対策及び災害復旧対策その他必要な措置について要請することができる。

2 前項により要請を受けた甲又は乙（以下「応援市」という。）は、その要請内容に従って援助するよう努める。

（援助）

第2条 援助の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (2) 被災者の救命、救助、救出に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 応急復旧に必要な車両及び資機材等の提供
- (5) 被災者を一時収容する施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたもの

（手続）

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により援助を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を要する物資、車両、資機材の品名及び数量
- (3) 援助を要する人員及び期間
- (4) 援助の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、原則として被災市が負担する。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

（災害補償等）

第5条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担する。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責

めを負うものとする。

(連絡担当)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ災害援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

(期限)

第7条 この協定の有効期間は、平成18年9月1日から3年間とする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月1日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

武蔵野市長 邑上守正

乙 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 阿部寿一

協定第2 武蔵野市と安曇野市との災害相互援助協定書

協定相手： 長野県安曇野市（旧豊科町）

武蔵野市と安曇野市との災害相互援助協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と安曇野市（以下「乙」という。）は、友好都市の精神に基づき、甲乙のいずれか一方に大規模な災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、災害対策について相互に応援することを約束し、ここに災害相互援助協定を締結する。

（援助要請）

第1条 大規模災害が発生し、応援を求めようとする甲又は乙（以下「被災市」とい　う。）は、災害応急対策及び災害復旧対策その他必要な措置について要請することができる。

2 前項により要請を受けた甲又は乙（以下「応援市」という。）は、その要請内容に従って援助するよう努める。

（援助）

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活物資並びにその供給に必要な車両及び資器材の提供
- (2) 被災者の救命、救助、救出に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 応急復旧に必要な車両及び資器材等の提供
- (5) 被災者を一時収容する施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたもの

（手続）

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により援助を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を要する物資、車両、資器材の品名及び数量
- (3) 援助を要する人員及び期間
- (4) 援助の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第4条 援助に要する経費の負担は、法令その他、特別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、原則として被災市が負担する。

（災害補償等）

第5条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担する。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ災害援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

(期限)

第7条 この協定の有効期限は、平成18年4月2日から3年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙いいずれからも何ら申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月2日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

乙 長野県安曇野市豊科4932番地46
安曇野市
代表者 安曇野市長 平林伊三郎

協定第3 震災時の相互応援に関する協定書

協定相手： 東京都市長会、東京都町村会

震災時等の相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応答を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実 施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野 重雄
立川市長	青木 久
武藏野市長	土屋 正忠
三鷹市長	安田 養次郎
青梅市長	田辺 栄吉
府中市長	吉野 和男
昭島市長	伊藤 彦
調布市長	吉尾 勝征
町田市長	寺田 和雄
小金井市長	大久保 慎七
小平市長	前田 雅尚
日野市長	森田 喜美男
東村山市長	細渕 一男
国分寺市長	本多 良雄
国立市長	佐伯 有行
田無市長	末木 達男

保谷市長	保谷 高範
福生市長	石川 彌八郎
狛江市長	石井 三雄
東大和市長	尾又 正則
清瀬市長	星野 繁
東久留米市長	稻葉 三千男
武蔵村山市長	志々田 浩太郎
多摩市長	臼井 千秋
稲城市長	石川 良一
羽村市長	井上 篤太郎
あきる野市長	田中 雅夫
瑞穂町長	関谷 久
日の出町長	青木 國太郎
奥多摩町長	大館 誉
檜原村長	鈴木 陸寅

協定第4 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

協定相手： 全国青年市長会

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、この要綱の趣旨に賛同した会員市とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第6条の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 第1条の規定にかかわらず、本会会长が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

- 2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。
- 4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- 1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
- 2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
- 3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

- 2 前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

全国青年市長会会長様

市
市長

災害発生による応援要請について

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項目	内容
1 被害状況	
2 応援種類及び内容	
3 応援を要する職種別人員	
4 応援場所及び到達経路	
5 応援を受ける期間	
6 その他応援に必要な事項	

別表（第2条関係） 平成25年1月現在

NO.	都道府県名	会員市名	加入年月日	退会年月日	備考
1	岩手県	陸前高田市	平成23年6月1日		現会員
2	秋田県	仙北市	平成22年3月17日		現会員
3	茨城県	水戸市	平成24年6月28日		現会員
4	栃木県	足利市	平成21年7月1日		現会員
5	埼玉県	本庄市	平成18年3月1日		現会員
6	埼玉県	ふじみ野市	平成22年1月15日		現会員
7	千葉県	東金市	平成10年5月13日	平成14年4月24日	継続
8	千葉県	鎌ヶ谷市	平成14年8月26日		現会員
9	東京都	文京区	平成19年8月31日		現会員
10	東京都	武蔵野市	平成17年11月4日	平成21年10月8日	継続
11	東京都	稲城市	平成23年5月30日		現会員
12	神奈川県	鎌倉市	平成23年6月6日		現会員
13	神奈川県	茅ヶ崎市	平成19年11月19日		現会員
14	新潟県	三条市	平成22年12月20日		現会員
15	富山県	氷見市	平成10年5月1日	平成18年4月6日	継続
16	石川県	金沢市	平成23年2月15日		現会員
17	福井県	敦賀市	平成7年11月22日	平成15年4月29日	継続
18	岐阜県	関市	平成23年12月2日		現会員
19	愛知県	小牧市	平成23年6月14日		現会員
20	愛知県	尾張旭市	平成24年5月28日		現会員
21	愛知県	あま市	平成22年5月19日		現会員
22	愛知県	知立市	平成23年8月25日		継続
23	三重県	松阪市	平成23年7月5日		現会員
24	三重県	伊勢市	平成22年1月28日		現会員
25	三重県	亀山市	平成21年5月1日		現会員
26	京都府	京丹後市	平成16年6月23日		現会員
27	大阪府	高槻市	平成23年5月27日		現会員
28	大阪府	泉佐野市	平成24年5月14日		現会員
29	奈良県	五條市	平成23年5月24日		現会員
30	奈良県	葛城市	平成20年12月10日		現会員
31	和歌山県	有田市	平成21年5月11日		現会員
32	島根県	益田市	平成24年9月25日		現会員
33	岡山県	玉野市	平成17年12月1日		現会員
34	山口県	柳井市	平成21年5月15日		現会員
35	香川県	高松市	平成20年10月1日	平成23年5月1日	継続
36	香川県	観音寺市	平成7年11月20日	平成11年6月29日	継続
37	愛媛県	八幡浜市	平成24年6月19日		現会員
38	愛媛県	四国中央市	平成23年7月12日		現会員
39	福岡県	古賀市	平成24年6月19日		現会員
40	佐賀県	多久市	平成9年10月13日		現会員
41	熊本県	宇土市	平成22年6月14日		現会員
42	熊本県	上天草市	平成19年12月20日		現会員
43	宮崎県	えびの市	平成21年12月7日		現会員
44	鹿児島県	阿久根市	平成23年4月13日		現会員
45	鹿児島県	垂水市	平成23年7月6日		現会員
46	沖縄県	石垣市	平成22年4月7日		現会員

別表第2（第3条関係）

ブロック別都道府県

(順不同)

ブロック別	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

協定第5 武藏野市及び杉並区の災害時相互協力に関する協定

協定相手： 東京都杉並区

武藏野市及び杉並区の災害時相互協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 隣接自治体である武藏野市及び杉並区（以下「両自治体」という。）は、両自治体の区域内において大規模な地震等の災害が発生した場合、それぞれの区域にかかわらず互いの区域内においても被災者を保護するとともに、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(相互協力の内容)

第2条 この協定に基づく相互協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 両自治体の区域内における避難所等の運営
- (2) 被災者の救命、救助及び救出に必要な物資等の提供
- (3) 被災者を一時収容する施設、救援物資の集積場所等の提供
- (4) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 応急復旧に必要な車両、資機材等の提供
- (6) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 仮設住宅建設用地の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体から要請のあった事項

(協力の要請)

第3条 被災した自治体（以下「被災自治体」という。）は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による相互協力に要した経費は、原則として被災自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ、速やかに精算するものとする。

(災害補償等)

第5条 第2条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、援助自治体の負担とする。

2 派遣職員が応援業務中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

(情報交換)

第6条 両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力に関する連絡担当部署とし、防災対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、5年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときは同様とする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々1通を保管する。

平成23年12月20日

所在地

武藏野市緑町二丁目2番28号

代表者 武藏野市長 邑 上 守 正

所在地

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

代表者 杉並区長 田 中 良

協定第6 練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

協定相手： 東京都練馬区

練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と武蔵野市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市の地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出および救護、被災者に対する医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資およびそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他の応急対策に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成および掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎに掲げる事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、この協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

(連絡の窓口)

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練への参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成24年1月30日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成24年1月30日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

東京都武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
武藏野市長 邑上守正

協定第7 武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について

(安曇野市サミット宣言)

協定相手： 武蔵野市交流市町村協議会（富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町、東京都武蔵野市）

武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について

(安曇野市サミット宣言)

(主旨)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震による大津波などにより、2万3,000人を超える死者、行方不明者をもたらし、今なお8万人を超える人々が避難生活を送っている。

今回の震災で、武蔵野市交流市町村協議会（以下、「協議会」という。）の会員自治体の地域内では直接の犠牲者は出なかったが、岩手県遠野市は岩手県沿岸の被災地の後方支援という極めて重要な役割を担い、被災地の支援に大きく貢献している。

協議会会員の自治体は、遠野市の後方支援活動に対し、いち早く物的・人的支援活動、義捐金活動などを行い、国や県の支援とは別に、現地のニーズに応じた素早い支援を実現した。

こうした支援の形を今後も続く東日本大震災の支援・復興や、将来別の地域でも起こりうる災害に活かすため、ここに協議会を構成する10の自治体が、災害時における相互支援の仕組みを確認し、長年の友好交流が創り出した絆を大きな力として、相互に助け合い、支えあうことを行なうことをここに宣言する。

(災害時相互支援の骨子)

- 1 災害時相互支援は、協議会会員10市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で自主的に行なう。
- 2 災害時相互支援は、会員自治体が被災した場合に限らず、他の被災した自治体を会員自治体が後方支援する場合も含むものとする。
- 3 災害時相互支援の種類は物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援とするが、事情によりこれらを直接行なうことができない場合は、他の会員自治体を通じて間接的に行なうものとする。

平成23年7月6日

武蔵野市交流市町村協議会

富山県 南砺市	長野県 安曇野市	長野県 川上村
千葉県 南房総市	岩手県 遠野市	新潟県 長岡市
広島県 大崎上島町	山形県 酒田市	鳥取県 岩美町
東京都 武蔵野市		

協定第8 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書)

協定相手： 東京都、都内 23 特別区、都内 26 市、都内 13 町村

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協織（以下「要求等」という。）ができるものとする。

- (1) 灾害時等の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 協力の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会长と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等

の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行こうとができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会长が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和 3 年 12 月 27 日

東京都
代表者東京都知事

小池百合子

都内 23 特別区（別表のとおり）
代表者江東区長（特別区長会会长）

山崎孝明

都内 26 市（別表のとおり）
代表者町田市長（東京都市長会会长）

石阪丈一

都内 13 町村（別表のとおり）
代表者瑞穂町長（東京都町村会会长）

杉浦裕之

(別表)

都内 23 特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内 26 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内 13 町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

協定第9 災害時の医療救護活動についての協定書

協定相手： 一般社団法人 武蔵野市医師会

災害時の医療救護活動についての協定書

武蔵野市を「甲」とし、社団法人武蔵野市医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、武蔵野市地域防災計画第一次計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、武蔵野市地域防災計画第一次計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医 師
- (2) 看 護 婦 若干名
- (3) その他補助事務

3 補助事務者は「甲」が手配しておくものとする。

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、原則として医師会長が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用する

ものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第 9 条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、乙が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第 10 条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の各号の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第 13 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する武藏野市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細 目)

第 14 条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協 議)

第 15 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 55 年 4 月 1 日

甲 武藏野市中町 3 丁目 9 番 11 号

武藏野市

代表者 武藏野市長 藤元政信

乙 武藏野市中町 2 丁目 15 番 5 号

社団法人 武藏野市医師会

代表者 武藏野市医師会長 永沢淳夫

災害時の医療救護活動実施細目

昭和 55 年 4 月 1 日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 14 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第 2 条第 1 項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動期において甲の要請があつたものとみなす。

（救護所設置の特例）

第 2 条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、甲と乙と協議のうえ、乙が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第 3 条 前条により救護所を設置した医療施設における医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第 4 条 協定書第 12 条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次の各号により請求・報告するものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式 1）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告、医療救護班員名簿（様式 1-1）及び医療救護診察記録（様式 1-2）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医療器具及び医療材料等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式 1 に薬品、衛生材料使用報告書（様式 2）を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式 3）に事故傷病者概要（様式 3-1）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の定めを準要する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、前 1 号による様式 1 に物件損傷等報告書（様式 4）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要な請求書等の様式については、災害救助法施行細則（昭和 38 年規則第 136 号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第 5 条 甲は、前条により請求、報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適當と認めたときは、協定書第 12 条第 2 項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

協定第 10 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

協定相手： 公益社団法人 武蔵野市歯科医師会

災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

武蔵野市を甲とし、社団法人東京都武蔵野市歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、武蔵野市市民防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、武蔵野市市民防災計画に基づき救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(救護計画の策定)

第3条 乙は、前条の規定による救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、社団法人武蔵野市医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(救護班の活動場所)

第4条 乙所属の救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所等において、救護活動を実施するものとする。

(救護班の業務)

第5条 救護班は、次の業務を行う。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 救護所における軽易な患者に対する治療
- (3) その他救護に当たり必要な業務

(指揮命令)

第6条 救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行なうものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における医療費は無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力によって提供された医薬品等については、その実費を負担するものとする。

(扶助費)

第9条 この協定に基づく救護活動に従事した者が当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかったときの扶助金については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額を甲が補償する。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細 目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙審議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年2月28日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 土屋正忠

乙 武藏野市吉祥寺南町2丁目4番7号

社団法人 東京都武藏野市歯科医師会

代表者 会長 手塚裕文

協定第11 災害時の救護活動についての協定書

協定相手： 一般社団法人 武蔵野市薬剤師会

災害時の救護活動についての協定書

武蔵野市を「甲」とし、武蔵野市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締する。

(総 則)

第1条 この協定は、武蔵野市市民防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対して乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、武蔵野市市民防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における、医薬品の仕分け及び管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該

訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の前号にかかる経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細 目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 13 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保管する。

付 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 28 日から効力を生ずる。

2 災害時における応急医薬品等の供給に関する協定（昭和 60 年 7 月 22 日締結）は、廃止する。

平成 8 年 8 月 28 日

甲 武藏野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

武藏野市

代表者 武藏野市長 土屋正忠

乙 武藏野市吉祥寺南町 1 丁目 8 番 6 号

武藏野市薬剤師会

代表者 会長 小安武

協定第12 災害時における接骨師会の協力に関する協定書
協定相手： 公益社団法人 東京都柔道整復師会武藏野支部武藏野地区

災害時における接骨師会の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道接骨師会武藏野支部（以下「乙」という。）との間において次の条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、武藏野市内に地震その他の災害が生じた場合、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力をを行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲に限る）の実施

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して、この協定の規定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙の協力により使用した衛生材料等について、その実費を弁償するものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動に係る従事者の災害補償について、武藏野市非常勤消防団等公務災害補償条例（昭和41年7月武藏野市条例第20号）の規定を準用して補償するものとする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までの期間とする。ただし、協定の有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれかから何らかの申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、これ以降もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年5月2日

甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 三鷹市牟礼1丁目8番7号

公益社団法人東京都柔道接骨師会武藏野支部

代表者 武藏野支部長 高橋邦章

協定第13 大規模災害時における武藏野市内の緊急医療体制に関する覚書

協定相手： 日本赤十字社東京都支部武藏野赤十字病院、社団法人武藏野市医師会、社団法人東京都武藏野市歯科医師会、武藏野市薬剤師会、社団法人東京都柔道接骨師会武藏野支部武藏野市接骨師会、東京消防庁武藏野消防署

大規模災害時における武藏野市内の緊急医療体制に関する覚書

武藏野市と日本赤十字社東京都支部武藏野赤十字病院（以下「日赤病院」という。）、社団法人武藏野市医師会（以下「医師会」という。）、社団法人東京都武藏野市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、武藏野市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）、東京都接骨師会武藏野市接骨師会（以下「接骨師会」という。）及び東京消防庁武藏野消防署（以下「消防署」という。）は、武藏野市で大規模災害が発生した場合の緊急医療体制について、傷病者の迅速かつ適切な医療措置ができるよう各機関が相互に支援、協力するため、別紙の武藏野市災害時医療体制基本計画を共通の認識として、下記の各々の役割を確認しこの覚書を締結する。

記

1. 武藏野市

- 災害時の緊急医療体制の総合調整
- 緊急医療に必要な資材の調達（各医療機関が貰えないもの）
- 通信連絡手段の確保整備
- 機関が有する傷病者搬送車以外の搬送車の確保
- 避難所救護室の設置及び人員配置
- 避難所救護所の設置及び医師、看護師以外の人員の配置
- 地域拠点病院への水道水、自家発電用燃料の補給支援

2. 日赤病院

- 災害拠点病院としての緊急医療の総合調整
- 傷病者の適切な後方移送等の手配実施
- 可能な範囲での医師、看護師、事務員等の地域拠点病院、避難所救護所への応援派遣

3. 医師会

- 避難所救護所への医師、看護師の派遣
- 避難所救護所の運営調整
- 地域拠点病院の運営支援
- 必要に応じ各地区の地域拠点病院への医師、看護師の応援派遣

4. 歯科医師会

- 保健センターにおける常設医療
- 避難所救護所での巡回医療

5. 薬剤師会

避難所救護所で使用する医薬品の調達、管理

避難所救護所への薬剤師の派遣

6. 接骨師会

避難所救護所への接骨師の派遣

必要に応じ各地区の地域拠点病院への接骨師の応援派遣

7. 消防署

市域内及び広域での傷病者の搬送

必要な消防部隊の東京消防庁（警防本部）への応援要請

災害時支援ボランティア等の活用

平成21年2月17日

武藏野市

市長 邑上守正

日本赤十字社東京都支部武藏野赤十字病院

院長 富田博樹

社団法人武藏野市医師会

会長 瀧澤一樹

社団法人東京都武藏野市歯科医師会

会長 小山捷三

武藏野市薬剤師会

会長 河村元毅

社団法人東京都柔道接骨師会武藏野支部武藏野市接骨師会

会長 前田光範

東京消防庁武藏野消防署

署長 崎野新一

協定第14 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

協定相手： アルフレッサ株式会社 調布支店

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、アルフレッサ株式会社調布支店を「乙」とし、甲乙間において、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の搬送等)

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月8日

甲 武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市

代表者 武蔵野市長 邑上 守正

乙 東京都府中市西原町1丁目5番1号

アルフレッサ株式会社 調布支店

代表者 支店長 近藤 健司

協定第15 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

協定相手： 東邦薬品株式会社 東久留米営業所

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、東邦薬品株式会社東久留米営業所を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の搬送等)

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月8日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 東京都東久留米市八幡町3丁目16番42号

東邦薬品株式会社 東久留米営業所

代表者 所長 安部 瑞之

協定第16 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

協定相手： 株式会社メディセオ

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、株式会社メディセオを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の搬送等)

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号

株式会社メディセオ

代表者 取締役副社長東京支社長 嶋路 博昭

協定第17 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

協定相手： 酒井薬品株式会社三鷹営業所

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、酒井薬品株式会社三鷹営業所を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の搬送等)

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 東京都三鷹市野崎1丁目11番22号

酒井薬品株式会社 三鷹営業所

代表者 所長 下川 成昭

協定第18 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

協定相手： 株式会社 スズケン 小平支店

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、株式会社スズケン小平支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の搬送等)

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(委任)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月24日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 東京都小平市御幸町44番1号
株式会社 スズケン 小平支店
代表者 支店長 大平 大介

協定第19 武藏野市災害時医療救護本部に関する協定書

協定相手： 武藏野赤十字病院

武藏野市災害時医療救護本部に関する協定書

武藏野市を「甲」とし、武藏野赤十字病院を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、武藏野市地域防災計画に基づき甲が乙施設内に設置する武藏野市災害時医療救護本部（以下「本部」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(設置基準)

第2条 甲は、原則として武藏野市内（以下「市内」という。）において震度6弱以上の地震を感じたときに本部を乙施設内に設置する。ただし、震度6弱に満たない地震の場合であっても、市内で多数の傷病者が発生している等、本部が必要と認められる場合は本部を設置する。

(組織)

第3条 甲が設置する本部の本部長は、甲災対健康福祉部長が務める。

2 甲が設置する本部の事務局は、甲災対健康福祉部医療班が務める。

(役割)

第4条 甲は、本部を設置し、災害時における市内の医療ニーズとそれに対する医療資源を把握し、必要な人、物、情報を供給する役割を担う。

(協力要請)

第5条 甲が乙に対して前条の活動を実施するために要請できる内容は、次のとおりとする。

(1)本部設置のため、乙施設を使用すること。

(2)情報収集及び機関連携のため、連絡員を本部に派遣すること。

(3)武藏野市災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を本部に派遣すること。

(4)その他、本部の活動に必要なこと。

(施設の使用)

第6条 乙は、甲から要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を使用させるものとする。

2 その他施設の使用に関する必要な事項については、別に定める。

(連絡員)

第7条 乙は、甲からの要請に基づき、情報収集及び機関連携のため、連絡員を本部に派遣する。

2 乙は、一定時間経過後に交代要員に引き継げるよう、あらかじめ複数の連絡員を確保する。

(コーディネーターの派遣)

第8条 乙は、市内被害状況把握及び医療資源の適切な配置等について、医学的な助言等を行うコーディネーターを本部に派遣する。

(費用弁償等)

第9条 コーディネーターの費用弁償等については、別に定める。

(資器材)

第10条 甲は、本部の運営に必要な資器材の整備を行う。

(訓練)

第11条 甲及び乙は、本部を円滑に運営するために、本部運営訓練を年1回以上実施する。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年9月27日

甲) 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 邑上守正

乙) 東京都武蔵野市境南町一丁目26番1号
武蔵野赤十字病院
院長 泉並木

協定第20 災害時における助産師会の協力に関する協定書

協定相手： 公益社団法人東京都助産師会三鷹・武蔵野地区分会

災害時における助産師会の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会三鷹・武蔵野地区分会（以下「乙」という。）との間において次の条項により協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、武蔵野市内に地震、その他の災害が生じた場合、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力をを行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日号外法律第203号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 医療救護所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面のケアの支援を行うこと。

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は乙の協力により使用した医療資器材、衛生材料等について、その実費を弁償するものとする。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動に係る従事者の損害賠償について、武蔵野市非常勤消防団等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第20号）の規定を準用して補償するものとする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、初年度については協定締結の日から平成32（2020）年3月31日までとし、これ以降は4月1日から翌年3月31日までに期間とする。ただし、期間満了の日の3ヵ月までに、甲乙いずれかから何らかの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、これ以降もこの例によるものとする。

（協 議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月28日

甲 武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 公益社団法人東京都助産師会三鷹・武藏野地区分会
代表者 武藏野市助産師会会长 大田静香

協定第21 災害時における動物救護活動に関する協定書

協定相手： 公益社団法人 東京都獣医師会武蔵野三鷹支部

災害時における動物救護活動に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会武蔵野三鷹支部（以下「乙」という。）は、武蔵野市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における動物救護活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。
(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、被災地内の犬、ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動物救援本部の設置及び運営管理に関する事項
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請）

第4条 甲は、活動を実施する必要があるときは、乙に対して乙の会員の派遣を要請することができる。

（派遣）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において乙の会員を派遣するものとする。

（活動の実施）

第6条 前条の規定により派遣される乙の会員は、速やかに活動を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定による活動に要する費用は、乙の負担とする。ただし、乙が当該活動において携行した医薬品等を使用した場合は、その実費を甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条の規定によりなされた派遣に伴う活動が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条ただし書の実費を請求するものとする。

（損害補償）

第9条 災害時における活動において、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月武蔵野市条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（訓練への参加）

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、

その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月4日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市吉祥寺本町2丁目30番9号
社団法人東京都獣医師会武藏野三鷹支部

支部長 大村知之

協定第22 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

協定相手： 武蔵野建設業協会

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、武蔵野市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、武蔵野市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野建設業協会（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策活動の協力について、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、武蔵野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員に要請することができる。

(要請の内容)

第3条 甲は乙に災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、資機材等必要な事項を連絡する。

(応急対策活動)

第4条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策活動を実施するものとする。

2 応急対策活動の円滑な実施を図るための緊急資機材の管理については、甲、乙間において別途協議して定める。

(報告)

第5条 乙は、応急対策活動終了後ただちに活動状況の概要を甲に報告する。

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策活動の内容により、別途協議するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、甲の要請により行った応急対策活動に要した経費の明細書を添付しなければならない。

(損害の負担)

第8条 応急対策活動の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(応急対策活動従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち、甲の指示した応急対策活動に従事していた者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「武蔵野市非常勤消防団等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第20号）」の規定に基づき、これを補償する。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、昭和59年4月3日から昭和60年3月31日までとする。ただし、期間満

了の日の3カ月前までに甲乙いはずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和59年4月3日

甲 武藏野市長 土屋正忠
乙 武藏野建設業協会
会長 林達夫

協定第23 災害時における横河電機株式会社の協力に関する協定書

協定相手： 横河電機株式会社

災害時における横河電機株式会社の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）は、災害対策にあたっては不断の努力を続けてきた。しかし、阪神・淡路大震災規模の災害が発生した場合、市単独での救助・救出は不可能であることも教訓として学んだ。

一方、横河電機株式会社（以下「乙」という。）は、武藏野市内にあって医療機器の提供を行うなど、甲との間で友好的な協力関係にある。さらに、被災者の救援等の応急対策及び被災地の支援についての申出を行うに至り、ここに甲と乙との間に次のとおり協定を締結するものである。

（総 則）

第1条 この協定は、地震その他の災害の発生時（以下「災割時」という。）に甲が行う次のことをについて、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 武藏野市市民防災計画に基づく応急対策
- (2) 武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成7年3月武藏野市条例第12号）に基づく支援

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の規定に関わる対応の必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

（協力の範囲）

第3条 乙は、乙の復旧及び事業再開に支障のない範囲で協力をを行う。

（管理責任）

第4条 甲は、乙の協力により提供されたものについて、管理の責任を負うものとする。

（連絡担当）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ災害協力に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合、又は支援を開始した場合は、相互に情報を連絡し合うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙の協力により提供されたものについては、乙の請求に基づきその実費を負担するものとする。

（損害賠償）

第7条 本協定書に基づく協力の結果、乙が施設等の被害を被った場合、甲は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（訓練への参加）

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、3年とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、1年間延期されるものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協定)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 8 年 9 月 20 日

甲 武藏野市縁町 2 丁目 2 番 28 号
武藏野市
代表者 武藏野市長 土屋正忠

乙 武藏野市中町 2 丁目 9 番 32 号
横河電機株式会社
代表者 代表取締役社長 美川英二

協定第24 災害時等における遺体安置・検視等の業務の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社ヨシノ

災害時等における遺体安置・検視等の業務の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社ヨシノ（以下「乙」という。）とは、災害時における遺体安置、検視、検案、遺体の親族への引渡し等の業務（以下「遺体安置業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、武藏野市内において大規模な地震災害又はその他の災害が発生し、多数の死者が発生したため、甲が遺体安置所を設置し、遺体安置業務を行う場合、乙の協力を得ることにより、円滑な遺体安置業務を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に遺体安置業務で乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次の事項について要請書（別記様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）期間及び施設名

（2）協力業務の内容

（3）その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 乙が協力する主な業務は次による。

（1）遺体安置所の設営

（2）遺体安置所としてふさわしい装飾

（3）遺体の清拭

（4）遺体の保管措置（棺、ドライアイスの調達については甲が協力する。）

（5）遺体の運搬

（6）その他遺体安置業務に関して甲が依頼する業務

（遺体安置所の施設）

第4条 遺体安置所は、武藏野市立武藏野市民会館（武藏野市境2-3-7）を予定するが、甲は、災害の状況等により別の場所に設置することができる。

（他の事業者の斡旋、紹介）

第5条 乙は、甲の協力要請を受けた場合に、乙のみでは業務が遂行できないときは、同様の業務を行う他の事業者を可能な限り甲に斡旋、紹介するように努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定により、甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲は乙に通常業務における金額を基準として経費を支払う。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合、速やかに乙に支払うものとする。

(災害補償)

第8条 乙は、この協定に基づく業務に従事した者が、その業務に起因して、その責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、所定の手続きを経て労働災害補償を行う。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力をを行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに、甲又は乙から協定締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年6月16日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市境南町2丁目28番9号
株式会社ヨシノ
代表者 代表取締役 吉野茂

協定第25 災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書

協定相手： 東京都下水道局流域下水道本部

災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「武蔵野市地域防災計画」に基づき、災害時に武蔵野市の区域内に設置する避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が、災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入し、乙がこれを受入れるに当たり、必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、年度当初に避難所等の設置予定地の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに、乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに、甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ相互に届け出るものとし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに、通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受入れができないときは、その旨を甲に通知するとともに新たに受入れが可能な水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定める。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの覚書の改定について書面による申し出がないときは、さらに1年

間継続するものとし、以降も同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月10日

甲 武藏野市長 邑上 守正

乙 東京都下水道局流域下水道本部

本部長 松浦 將行

協定第26 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

協定相手： 東京都下水道局、多摩地城市町村、東京都都市づくり公社、全国上下水道コンサルタント協会

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地城市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

(対象)

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

(技術支援協力の範囲)

- 1 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。
- 2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

(支援要請)

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請

をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。

6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告す

るものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護))

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫
- 乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志
- 乙 2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平
- 乙 3 東京都武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市長 松下 玲子
- 乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝
- 乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙 6 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 高野 律雄
- 乙 7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 白井 伸介
- 乙 8 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙 9 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石阪 丈一

- 乙 10 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙 11 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙 12 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 13 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 14 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 15 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 16 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育夫
- 乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 18 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 19 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 20 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

東久留米市長 並木 克巳

乙 21 東京都武藏村山市本町一丁目 1 番地の 1

武藏村山市長職務代理者

武藏村山市総務部長 石川 浩喜

乙 22 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1

多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏

乙 23 東京都稻城市東長沼 2111 番地

稻城市長 高橋 勝浩

乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

羽村市長 並木 心

乙 25 東京都あきる野市二宮 350 番地

あきる野市長 村木 英幸

乙 26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西東京市長 池澤 隆史

乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

瑞穂町長 杉浦 裕之

乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

日の出町長職務代理者

日の出町副町長 木崎 孝二

乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号

檜原村長 坂本 義次

乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町冰川 215 番地 6

奥多摩町長 師岡 伸公

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号

公益財団法人 東京都都市づくり公社

理事長 長谷川 明

丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

関東支部長 間山 一典

協定第27 災害時における協力に関する協定書

協定相手： 日本電信電話株式会社情報流通基盤総合研究所

災害時における協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と、日本電信電話株式会社情報流通基盤総合研究所（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う被災者の救援等の応急対策及び被災地の支援に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 本協定に基づき、乙は、甲が行う次に掲げる対応について、協力するものとする。

(1) 武藏野市地域防災計画に基づく応急対策

(2) 武藏野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成7年3月武藏野市条例第12号）に基づく支援

（協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する対応に伴い、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（協力の範囲）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の復旧及び事業再開に支障のない範囲で協力をを行う。

（管理責任）

第4条 甲は、乙の協力により提供されたものについて、管理の責任を負うものとする。

（情報連絡）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における協力に関する担当部署を定め、相互に情報交換を行うものとする。災害が発生した場合又は支援を開始した場合も同様とする。

（費用弁償）

第6条 甲は、協力により乙から提供されたものについては、乙の請求に基づきその実費を負担するものとする。

（損害賠償）

第7条 本協定書に基づく協力の結果、乙がその施設等に被害を被った場合、甲は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（有効期限）

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

（協定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 24年 2月 13日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市

代表者 武藏野市長 邑 上 守 正

乙 武藏野市緑町3丁目9番11号
日本電信電話株式会社
情報流通基盤総合研究所

代表者 所長 小 林 清 澄

協定第28 災害時における協力に関する協定書

協定相手： 横河ソリューションサービス株式会社

災害時における協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と横河ソリューションサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う被災者の救援活動等の応急対策及び被災地の支援に対する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う次に掲げる対応について、乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1） 武蔵野市地域防災計画に基づく応急対策

（2） 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成7年3月武蔵野市条例第12号）に基づく支援

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対して行う協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1） 被災者の救出、救助及び救援活動に関する支援

（2） 被災状況に関する情報の収集及び提供

（3） 被災地に関する支援

（4） 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める活動又は支援

（協力の要請）

第4条 甲は、前条に掲げる対応の必要が生じる場合は、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、緊急を要するなど、文書による要請を行う時間的余裕がないときは、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の範囲）

第5条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の復旧、事業再開等に支障のない範囲で協力を行うものとする。

（連絡担当）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における協力に関する担当部署を定め、相互に情報交換を行うものとする。災害が発生した場合又は協力を開始した場合も同様とする。

（管理責任）

第7条 甲は、乙の協力により提供された物品等について、管理の責任を負うものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力により提供された物品等について、乙の請求に基づきその実費を弁償するものとする。

(損害賠償)

第 9 条 この協定に基づく協力の結果、乙がその施設等に損害を被った場合は、甲は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(防災訓練等)

第 10 条 この協定の目的達成のため、甲は乙に対して、甲が実施する防災訓練等に、乙の職員の参加及び物品等の提供を要請することができる。

2 乙は甲に対して、乙が実施する防災訓練等に協力を求めることができる。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は 1 年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

(協定)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 9 日

甲 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市

代表者 武蔵野市長 邑 上 守 正

乙 東京都武蔵野市中町 2 丁目 9 番 32 号
横河ソリューションサービス株式会社

代表者 代表取締役社長 奈 良 寿

協定第29 災害時における各種衛生サービスの提供に関する協定

協定相手： 東京都環境衛生協会武蔵野地区

災害時における各種衛生サービスの提供に関する協定

武蔵野市（以下、「甲」という。）と東京都環境衛生協会武蔵野地区（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の理容、美容等各種環境衛生サービス業務の提供に関し必要な事項を定め、市民の安定した生活確保を図ることを目的とする。

（提供の内容）

第2条 提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 理容サービス業務及び理容サービス業務に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 美容サービス業務及び美容サービス業務に必要な資機材及び消耗品の提供
- (3) 公衆浴場での入浴サービス業務
- (4) その他環境衛生に関するサービス業務

（要請）

第3条 甲は、甲が開設した避難所において、環境衛生サービス業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対しサービス業務の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに環境衛生サービス業務内容に即した班を編成し、避難所への派遣等、業務の提供を実施するものとする。

（費用）

第4条 理容、美容及び入浴のサービスは、無料で提供する。

（費用負担）

第5条 乙が提供した資機材及び消耗品については、甲が費用を負担する。
この場合の価格は、災害発生前の価格とする。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき、各種環境衛生サービス業務に従事する者の損害に対する補償は、「武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例」の規定に基づき支給される額に相当する額を補償する。

（様式）

第7条 甲が乙に対して要請を行う場合、乙が甲に対して業務の活動報告を行う場合及び活動に要した費用を請求する場合においては、別途定める様式を用いて行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協議締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前

までに甲乙いはずれからも申し入れがない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

第10条 本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を補完する。

平成27年1月26日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

乙 東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目6番6号
公益社団法人環境衛生協会武蔵野地区
代表者 会長 福崎昭生

協定第30 災害時の資機材等の供給についての協定書

協定相手： 武蔵野建設業協会、株式会社アクティオ

災害時の資機材等の供給についての協定書

武蔵野市を「甲」とし、武蔵野建設業協会を「乙」とし、株式会社アクティオを「丙」とし、甲、乙及び丙の三者間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙が昭和 59 年 4 月 3 日に締結した「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づく甲の要請による乙の応急対策活動について、甲、乙及び丙の三者間における協力に関し、必要な事項を定める。

(協力)

第2条 乙は、甲の要請に基づき、災害時における応急対策活動を実施する必要が生じた場合は、丙に対し、丙が保有する資機材等の提供を要請できるものとし、丙は、特別な理由がない限り、乙に協力するものとする。

2 丙は、前項に規定する乙の要請があった場合、直ちに資機材等を丙の災害時の業務組織に従い、可能な範囲内において、乙の指定する場所に搬送するものとする。

(要請方法)

第3条 乙の丙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行うことができるものとする。

- (1) 資機材等要請の理由
- (2) 資機材の台数
- (3) 搬送場所
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第4条 この協定により、丙が実施する業務に要した次に掲げる費用は、原則として、甲が負担する。

- (1) 丙が供給した資機材等の使用料金
- (2) その他甲が負担すべき費用

2 防災訓練等甲の要請により、丙が訓練に参加した場合の甲の費用負担については、別途甲丙間の協議により決定する。

(費用の請求)

第5条 丙は、業務が終了した後、速やかに甲及び乙に報告し、業務に要した費用は、明細を記した請求書により、甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による丙の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 本協定に伴う業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(業務従事者の災害補償)

第7条 甲は、本協定に伴う業務に従事した丙の職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「武藏野市非常勤消防団等公務災害補償条例(昭和 41 年 7 月条例第 20 号)」の規定に基づき、これを補償する。

(貸出資機材等の報告)

第8条 丙は、毎年 4 月に、災害時に供給可能な資機材等について総合カタログ等により、甲及び乙に報告するものとする。

(協定の期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 3 通を作成し、甲、乙、及び丙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 29 日

甲 東京都武藏野市緑町二丁目 2 番 28 号
武藏野市長 邑 上 守 正

乙 東京都武藏野市境南町五丁目 3 番 22 号
武藏野建設業協会
会長 船木功

丙 東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号朝日ビルディング 7 F
株式会社 アクティオ
代表取締役社長 小沼光雄

協定第31 武蔵野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書

協定相手： 警視庁武蔵野警察署

武蔵野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と警視庁武蔵野警察署（以下「乙」という。）は、武蔵野市地域防災計画に定める避難行動要支援者の名簿の提供について必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の人命安全確保を行うため、乙に対して避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
- (2) 災害時要援護者 避難行動要支援者のうち、乙への事前の情報提供に同意している者
- (3) 未同意の避難行動要支援者 避難行動要支援者のうち、乙への情報提供に未同意の者
- (4) 災害時要援護者名簿 災害時要援護者の情報が記載された名簿
- (5) 避難行動要支援者名簿 災害時要援護者及び未同意の避難行動要支援者を合わせた避難行動要支援者の情報が記載された名簿

（名簿の提供）

第3条 甲から乙に提供する名簿情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

- 2 甲は、2か月に1回、乙に対して災害時要援護者名簿を提供するものとする。
- 3 甲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、乙に対して避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

（名簿の使用目的）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者に対する支援活動又は緊急対応に必要な範囲内で名簿を使用するものとする。

（避難行動要支援者名簿に記載する情報）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、市内に在宅で生活している者を避難行動要支援者として名簿に記載するものとする。

- (1) 要介護3～5に認定されている者
 - (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種（心臓・腎臓機能障害のみを除く）の者
 - (3) 愛の手帳1・2度の者
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯の者
 - (5) 市の生活支援を受けている難病患者
 - (6) その他市長が認める者
- 2 避難行動要支援者名簿のうち災害時要援護者名簿に記載する災害時要援護者の個人情報

は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 避難支援等を必要とする事由
- (6) 年齢
- (7) 台帳保管避難所名
- (8) 民生委員氏名
- (9) 担当在宅介護支援センター名
- (10) 支援者氏名
- (11) 世帯状況
- (12) 独居時間の有無
- (13) 電話番号その他の連絡先

3 未同意の避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者の個人情報は、前項各号のうち第 10 号から第 13 号までを除いたものとする。

(名簿の管理)

第 6 条 乙は、避難行動要支援者名簿の管理又は使用に当たり、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）、警視庁個人情報取扱事務要綱（平成 18 年 3 月 15 日通達甲第 3 号）及び次に掲げる事項を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

- (1) 名簿情報及び本件事業の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らさないこと。事業に従事する役割を離れた後も同様とする。
- (2) 名簿情報を目的以外に使用したり、第三者に提供しないこと。
- (3) 名簿情報を複製し、及び複写しないこと。ただし、避難行動要支援者への支援を行ううえで必要な事情があり、かつ、事前に甲の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他の事故の危険を防止すること。

2 乙は、名簿の管理について、管理責任者を置き、名簿の適正な管理に万全を期すとともに、毎月 1 回以上個人情報が適正に管理されていることの確認を名簿適正管理確認結果報告書（様式第 3 号）により行うものとする。

3 乙は、名簿の盗難、紛失、漏洩その他前項の適正な管理に支障が生じたときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(名簿の受渡し)

第 7 条 甲と乙は、名簿の受渡しに際して、名簿送付書（様式第 1 号）、名簿受領書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 乙は更新した名簿の受領に際して、更新前の名簿を甲に返却するとともに、第 6 条第 2 項に定める名簿適正管理確認結果報告書（様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は 1 年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月17日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 武藏野市中町2丁目1番2号
警視庁武藏野警察署
代表者 武藏野警察署長 米次 孝

名簿送付書

〇〇武防防第〇号
平成 年 月 日

警視庁武藏野警察署長 殿

武藏野市長 邑上 守正

武藏野市と警視庁武藏野警察署との「武藏野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第7条第1項の規定により、下記のとおり名簿を送付します。

記

1 送付する名簿

名簿の種類 (該当する名簿 に○をすること)	災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿
送付件数	件
備考	協定書第6条各項を遵守すること。

名簿受領書

平成 年 月 日

武蔵野市長 殿

警視庁武蔵野警察署

警察署長

印

武蔵野市と警視庁武蔵野警察署との「武蔵野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第7条第1項の規定により、下記のとおり名簿を受領します。

記

1 受領する名簿

名簿の種類 (該当する名簿 に○をすること)	災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿
受領件数	件
備考	協定書第6条各項を遵守する。

名簿適正管理確認結果報告書

平成 年 月 日

武蔵野市長 殿

警視庁武蔵野警察署

警察署長

印

武蔵野市と警視庁武蔵野警察署との「武蔵野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第6条第2項の規定により、下記のとおり管理責任者及び適正管理確認結果を報告します。

記

1 管理責任者及び適正管理確認日

名簿の種類 (該当する名簿 に○をすること)	災害時要援護者名簿 ・ 避難行動要支援者名簿
管理責任者	
適正管理確認日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
備考	協定書第6条第2項による毎月に1回以上の適正管理確認を遵守する。

協定第32 武蔵野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書

協定相手： 東京消防庁武蔵野消防署

武蔵野市避難行動要支援者名簿提供と支援に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京消防庁武蔵野消防署（以下「乙」という。）は、武蔵野市地域防災計画に定める避難行動要支援者の名簿の提供について必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に人命安全確保を行うため、乙に対して避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

2 甲は、災害時要援護の人命に関わる緊急時に安全確保を行うため、平常時から乙に対して災害時要援護者名簿を提供するものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
- (2) 災害時要援護者 避難行動要支援者のうち、乙への事前の情報提供に同意している者
- (3) 未同意の避難行動要支援者 避難行動要支援者のうち、乙への情報提供に未同意の者
- (4) 災害時要援護者名簿 災害時要援護者の情報が記載された名簿
- (5) 避難行動要支援者名簿 災害時要援護者及び未同意の避難行動要支援者を合わせた避難行動要支援者の情報が記載された名簿

（名簿の提供）

第3条 甲から乙に提供する名簿情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

2 甲は、2か月に1回、乙に対して災害時要援護者名簿を提供するものとする。

3 甲は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、乙に対して避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

（名簿の使用目的）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は避難行動要支援者に対する支援活動又は緊急対応に必要な範囲内で避難行動要支援者名簿を使用するものとする。

2 乙は、人命が関わる緊急時は災害時要援護者に対する支援活動又は緊急対応に必要な範囲内で災害時要援護者名簿を使用するものとする。

（避難行動要支援者名簿に記載する情報）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、市内に在宅で生活している者を避難行動要支援者として名簿に記載するものとする。

- (1) 要介護3～5に認定されている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種（心臓・腎臓機能障害のみを除く）の者
- (3) 愛の手帳1・2度の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者

(6) その他市長が認める者

2 避難行動要支援者名簿のうち災害時要援護者名簿に記載する災害時要援護者の個人情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 避難支援等を必要とする事由
- (6) 年齢
- (7) 台帳保管避難所名
- (8) 民生委員氏名
- (9) 担当在宅介護支援センター名
- (10) 支援者氏名
- (11) 世帯状況
- (12) 独居時間の有無
- (13) 電話番号その他の連絡先

3 未同意の避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者の個人情報は、前項各号のうち第10号から第13号までを除いたものとする。

(名簿の管理)

第6条 乙は、避難行動要支援者名簿の管理又は使用に当たり、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、東京消防庁個人情報取扱事務要綱（平成17年4月15日16総総第1478号総務部長依命通達）及び次に掲げる事項を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

- (1) 名簿情報及び本件事業の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らさないこと。事業に従事する役割を離れた後も同様とする。
- (2) 名簿情報を目的以外に使用したり、第三者に提供しないこと。
- (3) 名簿情報を複製し、及び複写しないこと。ただし、避難行動要支援者への支援を行ううえで必要な事情があり、かつ、事前に甲の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他の事故の危険を防止すること。

2 乙は、名簿の管理について、管理責任者を置き、名簿の適正な管理に万全を期すとともに、毎月1回以上個人情報が適正に管理されていることの確認を名簿適正管理確認結果報告書（様式第3号）により行うものとする。

3 乙は、名簿の盗難、紛失、漏洩その他前項の適正な管理に支障が生じたときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(名簿の受渡し)

第7条 甲と乙は、名簿の受渡しに際して、名簿送付書（様式第1号）、名簿受領書（様式第2号）により行うものとする。

2 乙は更新した名簿の受領に際して、更新前の名簿を甲に返却するとともに、第6条第2項に定める名簿適正管理確認結果報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月17日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上 守正

乙 武藏野市吉祥寺北町4丁目6番1号
東京消防庁武藏野消防署
代表者 武藏野消防署長 清塚 光夫

名簿送付書

〇〇武防防第〇号
平成 年 月 日

東京消防庁武藏野消防署長 殿

武藏野市長 邑上 守正

武藏野市と東京消防庁武藏野消防署との「武藏野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第7条第1項の規定により、下記のとおり名簿を送付します。

記

1 送付する名簿

名簿の種類 (該当する名簿に○をすること)	災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿
送付件数	件
備考	協定書第6条各項を遵守すること。

名簿受領書

平成 年 月 日

武蔵野市長 殿

東京消防庁武蔵野消防署

消防署長

印

武蔵野市と東京消防庁武蔵野消防署との「武蔵野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第7条第1項の規定により、下記のとおり名簿を受領します。

記

1 受領する名簿

名簿の種類 (該当する名簿 に○をすること)	災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿
受領件数	件
備考	協定書第6条各項を遵守する。

名簿適正管理確認結果報告書

平成 年 月 日

武蔵野市長 殿

東京消防庁武蔵野消防署
消防署長 印

武蔵野市と東京消防庁武蔵野消防署との「武蔵野市避難行動要支援者名簿の提供と支援に関する協定書」第6条第2項の規定により、下記のとおり管理責任者及び適正管理確認結果を報告します。

記

1 管理責任者及び適正管理確認日

名簿の種類 (該当する名簿 に○をすること)	災害時要援護者名簿 ・ 避難行動要支援者名簿
管理責任者	
適正管理確認日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
備考	協定書第6条第2項による毎月に1回以上の適正管理確認を遵守する。

協定第33 災害時における罹災証明書発行に関する協定書

協定相手： 東京消防庁武藏野消防署

災害時における罹災証明書発行に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東京消防庁武藏野消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時における火災被害に係る罹災証明書の発行（以下「罹災証明書の発行」という。）及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（連絡会の開催）

第3条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携して罹災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催し、次に掲げる項目を定める。

- (1)被害状況調査開始時期に関すること。
- (2)被害状況調査体制に関すること。
- (3)情報の共有に関すること。
- (4)発行場所に関すること。
- (5)発行窓口業務に関すること。
- (6)発行開始時期及び終期に関すること。
- (7)その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第4条 甲は、乙が火災調査業務を行う場合に、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供する等、必要に応じて当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第5条 甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報のうち被害状況調査に必要となる被災者の情報を提供する。

2 乙は、甲が罹災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の

実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。) の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害に対する被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

(窓口発行業務)

第6条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じ、罹災証明書の発行についての必要な支援業務を行うものとする。

(情報管理)

第7条 甲及び乙は、第5条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な処置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第8条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第5条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第5条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目6番1号
東京消防庁武蔵野消防署
代表者 武蔵野消防署長 中嶋武弘

協定第34 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

協定相手： 株式会社ゼンリン

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき、又は武藏野市の区域内で地震等による災害が発生し、災害対策本部が設置されるまでの間、災害応急対策を円滑に遂行するための緊急初動態勢を確保したとき、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、武藏野市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、武藏野市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき、または緊急初動態勢を確保したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置または緊急初動態勢を確保したときの閲覧

(2) 災害対策本部設置または緊急初動態勢を確保したときの、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年9月1日

甲) 武藏野市

市長 邑上 守正

乙) 株式会社ゼンリン 東京エリア統括部

統括部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の府内LANに接続された端末機器及び府内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中止・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
 - (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
 - (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
 - (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
 - (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
 - (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
 - (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - 二) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズは A3 判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属

するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

協定第35 災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

協定相手： 社団法人東京都自動車整備振興会武蔵野支部

災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会武蔵野支部（以下「乙」という。）とは、武蔵野市地域防災計画に定める災害応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、武蔵野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲のみでは十分な災害応急対策が講じられないときにおいて、乙に対し救出救助業務、障害物除去・収容業務等に関する協力（以下「協力業務」という。）を要請することができるものとする。

（協力業務の要請手続）

第2条 甲は、前条の規定により、乙に対し協力業務の実施を求めるときは、日時、場所、業務内容その他必要な事項を明らかにして、協力業務に必要な資機材及び人員の提供を求めるものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙は、甲の要請を待たずに協力業務を実施し、実施後、直ちに甲に協力業務内容を報告するものとする。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がある場合を除き、最大限必要な協力業務を実施するものとする。

（協力業務の方法）

第4条 乙が実施する協力業務の方法に関する連絡調整については、あらかじめ甲が指定した者が行うものとする。

2 現場における指示は、甲の派遣する職員が行い、乙はその指示に従うものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙の判断で協力業務を行うものとする。

（協力業務の完了報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施する協力業務で要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、甲の要請により行った協力業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求をする場合、協力業務に要した費用の明細書を添付し、甲はその内容を確認のうえ、支払うものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰するとのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償

条例（昭和41年7月条例第20号）の規定の限度において補償するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方から何らの申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後においても同様とする。

（委任）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（疑義）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月18日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市八幡町三丁目1番1号
社団法人 東京都自動車整備振興会
武藏野支部
代表者 支部長 鈴木一美

協定第36 災害時における応急対策業務に関する協定書

協定相手： 東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部

災害時における応急対策業務に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等大規模災害が発生した場合における甲が実施する災害応急対策活動について、甲が乙に対して行う協力要請、乙が協力を実施した場合の費用負担等、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請内容）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる災害応急対策業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出・救助活動に要する人員及び資機材の提供に関する事。
- (2) 道路上の障害物の除去活動に要する人員及び資機材の提供に関する事。
- (3) 避難施設及び市施設の応急修繕に関する事。
- (4) 被災建物に関する相談・助言に関する事。
- (5) その他甲が必要と認める業務。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の協力要請は、口頭により行うことができるものとする。口頭により要請を行った場合は、甲は、事後に要請した内容を記載した文書を送付するものとする。

2 甲の協力要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（協力者名簿）

第4条 乙は、甲からの協力要請に備え、協力者名簿（以下「名簿」という。）を甲に提出するものとする。名簿を変更した場合も同様とする。

2 名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害応急活動に従事する人員
- (2) 災害時における調達可能な資機材
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第5条 甲の申請に基づき、乙が協力を実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、甲に対し費用を請求するときは、「東京都設計労務単価」等を基準に、甲乙協議の上、決定した額とし、その費用の明細書等を添付するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請に基づき災害応急対策に従事した者が負傷し、又は死亡した場合は、「武蔵野市非常勤消防団等公務災害補償条例(昭和41年7月条例第20号)」の規定に基づき、これを補償する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から申出がない場合、この協定は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定める必要性を生じるとき又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月3日

(甲) 東京都武蔵野市緑町二丁目2番地28号

武蔵野市長 邑上守正

(乙) 東京都三鷹市上連雀七丁目33番地8号

東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
執行委員長 金子昭二

協定第37 災害時における応急対策活動に関する協定書

協定相手： 一般財団法人武藏野市給食・食育振興財団

災害時における応急対策活動に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と一般財団法人武藏野市給食・食育振興財団（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、震災、風水害、火災等大規模な災害が市内で発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が武藏野市地域防災計画に基づき行う応急対策活動に対して、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の要請に応じ、可能な範囲で市の給食施設及び市が備蓄している炊飯器等を使用し、炊出し及び配送を行うものとする。

2 乙は、甲から本協定に基づく要請があったときに備え、平常時から、速やかにその要請に応じることができる態勢を整備するよう努めるものとする。

3 乙は、甲からその他の応急対策活動の要請を受けた場合、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し本協定に基づく協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

2 要請に際しては、甲が指定する者が、乙の指定する者と連絡調整を行うものとする。

（報 告）

第4条 乙は、応急活動終了後、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の応急対策活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。

（経費の請求）

第6条 乙は、甲の要請により行った応急対策活動に要した経費について、明細書を添付して甲に請求するものとする。

（応急対策活動従事者の災害補償）

第7条 甲は、乙に属する職員が、甲の要請に基づく応急対策活動により負傷し、疾病にかかり、死亡し、又は障害の状態になった場合は、「武藏野市非常勤消防団等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第20号）」の規定に基づき、これを補償する。ただし、同一の事故について、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、補償の責を免れる。

（防災訓練等への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力をを行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年3月 31 日までとする。ただし、期間の満了の日の1か月前までに甲乙いづれかから申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番30号
一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団
代表者 理事長 佐々木輝雄

協定第38 災害等発生時における帰宅困難者等対策のための路線バス利用に関する 協定書

協定相手： 関東バス株式会社

災害等発生時における帰宅困難者等対策のための 路線バス利用に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と関東バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する路線バス（以下「設備」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における設備の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者への対策（以下「帰宅困難者等対策」という。）のため、現地対策本部等として利用するために設備提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、口頭により行うものとする。

(設備の使用)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、設備利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、設備を使用させるものとする。

2 提供要請に基づき設備を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

3 その他設備の使用に関する必要な事項については、別に定める。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき設備を利用したときは、利用時間等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、設備の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(平時の協力)

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等への協力について甲の要請があった場合は、設備利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、設備を使用するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年7月3日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 中野区東中野五丁目23番14号
関東バス株式会社
代表取締役社長 内藤 泉

協定第39 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

協定相手： NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第 2 条 甲乙ともに平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第 3 条 甲の区域内において災害等が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 3（捜索、救助等のための特例）に規定する国土交通省令で定める者として、乙は自主的な判断に基づき次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（連絡窓口）

第 4 条 甲乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 3 条各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力をを行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市長 松下 玲子

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン
理 事 長 古橋 大地

協定第40 災害時における下水道施設の応急復旧に関する協力協定書

協定相手： 武蔵野市管工事業協同組合

災害時における下水道施設の応急復旧に関する協力協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他自然及び人為に起因する災害（以下「災害」という。）の発生時における下水道施設の応急復旧（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武蔵野市内で災害が発生した時の下水道機能の早期回復のため、甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生した時に下水道施設の応急復旧を実施する場合、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定は、武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例に基づき被災市町村に対して甲が実施する支援の場合にも準用することができる。

（要請の手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害等の状況、場所、応急復旧の内容、必要人員、期間、資機材等について、書面で乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は、後日、乙に対して書面を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための必要人員、資機材等の体制を整え、甲に報告するとともに出動し、甲の実施する応急復旧に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が別に定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の支払いは、乙からの請求により、甲は遅滞なく支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 応急復旧の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失に起因する場合を除き甲の負担とする。

（労災の補償）

第7条 応急復旧の作業により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は災害等の情報の伝達を正確かつ迅速に行うため、連絡責任者を定めて情報を共有する。

(作業の報告)

第9条 乙は応急復旧の作業完了後、内容、協力した人員及び資機材等を速やかに甲に報告しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月までに甲又は乙いずれかから解除の申出がない場合には、更に1年間延長されたものとし、以後においても同様とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下 玲子

乙 武藏野市中町1丁目28番1号 矢島ビル101
武藏野市管工事業協同組合
代表理事 中嶋 弘幸

協定第41 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

協定相手： 東京都下水道局、多摩地域市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）、府中市（以下「乙30」という。）（以下「乙」から「乙30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成29年3月31日付で甲、乙1から乙29まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多

摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

- 2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。
- 3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務
(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

- 2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。
- 3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

- 5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難い場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施について必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 30 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 石森 孝志

乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 清水 庄平

乙 3 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 松下 玲子

乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶子

乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長 浜中 啓一

乙 6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 真井 伸介

乙 7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長 長友 貴樹

乙 8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一

乙 9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎

- 乙 10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙 11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳

乙 20 東京都武藏村山市本町一丁目 1 番地の 1

武藏村山市長 藤野 勝

乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸

乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩

乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心

乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和

乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一

乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之

乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二

乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次

乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町冰川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文夫

乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長 高野 律雄

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行

丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

協定第42 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

協定相手： 東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武藏野市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。

ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。

ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用す

る。

(2) 原則として、武藏野市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 8 月 17 日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下 玲子

乙 東京都目黒区鷺番一丁目 4 番 7 号
東日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

協定第43 災害時における相互連携に関する基本協定

協定相手： 東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社

災害時における相互連携に関する基本協定

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関する体制確保状況などの情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月17日

東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

甲 武蔵野市
武蔵野市長

松下 玲子

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長

鳥越 千尋

協定第44 災害時における給電車両貸与に関する協定書

協定相手： トヨタモビリティ東京株式会社

災害時における給電車両貸与に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V(150W)のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与える、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の

意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月19日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下 玲子

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役 片山 守

協定第45 災害時における被災者支援に関する協定書

協定相手： 東京都行政書士会武鷹支部

災害時における被災者支援に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会武鷹支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、武藏野市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 署名証明書申請書類に関する相談・手続業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談

2 甲が要請する支援内容は、前項各号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条第2項に定める方法により行うものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた武藏野市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 前号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けたときは、行政書士業務相談に従事する者を選定し、可能な限り派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をするときは、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、第2条に規定する行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告

書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の実施にあたって、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を各自定めなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月21日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都三鷹市深大寺二丁目23番30号
東京都行政書士会武蔵野支部
支部長 田中勉

協定第46 災害時における米穀調達に関する協力協定書

協定相手： 武蔵野市米穀小売商組合

災害時における米穀調達に関する協力協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震・風水害その他における災害（以下「災害時」という。）が市内に発生した場合、武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市米穀小売商組合（以下「乙」という。）との間において、被災者への食糧提供の協力に関して必要な事情を定めるものとする。

(災害時協力店舗)

第2条 乙は、災害時において、甲に対する円滑な米穀の提供を図るため、災害時食糧協力店（以下「協力店舗」という。）を設置する。

2 甲は、前項の協力店舗に対し、災害時協力の店である旨の表示を行う。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合乙に対し、米穀（精米）の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した数量の精米を甲の指定した場所に、できる限り優先供給するものとする。

(精米の確保)

第4条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から所属組合員 1 店舗平均 400kg、全體で 24,000kg（60kg 入り 400 倍）の精米を確保しておくこと。

2 精米は、運搬が容易なよう包装されているものとする。

(米穀の価格)

第5条 第3条第2項により、乙が甲に供給した米穀の価格は、当該米穀を必要とする災害が発生した直前の小売価格とする。

(請求)

第6条 乙は、米穀納人後甲に対して、米穀の代金を請求するものとする。

(支 払)

第7条 甲は、乙より請求された米穀の代金を、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、昭和 56 年 7 月 1 日から効力を有するものとし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効期間満了 1箇月前までに、甲乙いずれからも何等異議の申出のないときは、更に 1 年間自動的に延長されるものとし、その後もこれに準じて延長される。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

昭和 56 年 6 月 22 日

甲 武藏野市長 藤元政信
乙 武藏野市米穀小売商組合
組合長 高橋秀雄

協定第47 災害時における燃料等の供給に関する協力協定書

協定相手： 東京都燃料小売商業組合武藏野支社

災害時における灯油等燃料類供給に関する協定書

災害時における燃料の確保に関し、東京都武藏野市（以下「甲」という。）と東京都燃料小売商業組合武藏野支部（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に燃料を必要とする災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、市内燃料小売業者の積極的な協力を得ることにより、東京都武藏野市地域防災計画に基づき応急燃料を提供し、市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の応急燃料の供給要請に対し積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は災害が発生し応急燃料を調達する必要が生じた場合に、乙に対して応急燃料の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に供給要請する場合は、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を指示するものとする。

（納入手続き）

第4条 甲の要請により甲の指定場所に到着した乙の組合員は市職員の指示により応急燃料を納入し市職員の確認を受けるものとする。

（価格および請求）

第5条 乙は甲の要請により、応急時納入した応急燃料の価格は、原則として災害発生直前における販売価格とする。

2 乙は、甲の要請により応急燃料を納入したときは、甲にその代金および輸送経費を請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から応急燃料の代金および輸送経費の請求があったときは、その内容を確認のうえすみやかに支払うものとする。

（協力店の表示）

第7条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「武藏野市災害時応急燃料類協力店」の看板を掲示することができる。

（細目）

第8条 この協定の実施に関する必要事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、または、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定する。

（不足）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただ

し、有効期間満了 1 ヶ月前までに、甲・乙いずれからも何等異議の申し出のないときは、更に 1 年間自動的に延長されるものとし、その後もこれに準じて延長される。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 東京都武藏野市
(代表者) 東京都武藏野市長

乙 東京都燃料小売商業組合武藏野支部
(代表者) 支部長

災害時における灯油等燃料類供給に関する協定細目

「災害時における灯油等燃料類供給に関する協定（以下「協定」という。）第8条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（要請手続）

第1条 協定第3条に定める要請は、灯油等燃料類供給要請書（別記第1号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって養成するいとまがないときは、口頭で要請し後日文書をもって処理するものとする。

（請求手続）

第2条 協定第5条に定める請求は、灯油等燃料類供給に係る請求書（別記第2号形式）に受取確認印のある甲の要請書を添えて請求するものとする。

別記

第1号様式

応急燃料等供給要請書

昭和 年 月 日

東京都燃料小売商業組合武藏野支部

支部長 殿

東京都武藏野市長

「災害時における灯油等燃料類供給に関する協定」第3条に基づき、応急燃料の供給を、下記のとおり要請します。

記

1. 数量	灯油	1
	プロパンガス	kg
	木炭 (6kg)	袋
	煉炭 (いっぱい14ヶ入)	袋
	豆炭 (12kg)	袋
	薪	把

2. 納入日時 昭和 年 月 日 時
納入場所 武藏野市 丁目 番 号

受取確認

所属	部	課(所)
氏名		印

第2号様式

灯油等燃料類供給に係る請求書

年　月　日

東京都武藏野市長

東京都燃料小売商業組合武藏野支部
支部長 印

「災害時における灯油等燃料類供給に関する協定」第5条に基づき、年　月日から
年　月　日までに供給した灯油等燃料類の代金を、下記のとおり請求します。

記

金	円也
内訳	
灯油	1
プロパンガス	kg
木炭	袋
煉炭	袋
豆炭	袋
薪	把

協定第48 災害時における石油等の供給に関する協定書

協定相手： 東京都石油商業組合多摩東支部（旧武藏野支部）

災害時における石油等の供給に関する協定書

武藏野市を甲とし、東京都石油商業組合武藏野支部を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、武藏野市市民防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための石油等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、石油等の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に石油等の供給を要請する場合は、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、災害時における甲の応急対策のための石油等の供給要請に対し積極的に協力するものとする。

(業 務)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ石油等を納入するものとし、市職員の納入の確認を受けるものとする。

(価格および請求)

第5条 乙は、甲の要請により供給する石油等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、石油等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(期 間)

第8条 この協定の有効期間は、3か年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市

代表者 武蔵野市長 土屋正忠

乙 武蔵野市境4丁目14番15号

東京都石油商業組合武蔵野支部

代表者 支部長 太田和雄

協定第49 災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書

協定相手： 東京むさし農業協同組合

災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

(2) 協力農地 武藏野市内にある生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域農地であって、当該農地を所有する乙の組合員が本協定に基づく災害時の使用に同意しているものをいう。

ただし、果樹園、植木畠、ハウス野菜栽培地、傾斜地等本協定第3条第1号に規定する地区災害時待避所に適さないものを除く。

(3) 生鮮食料品 乙の組合員が生産している食料品をいう。

（協定の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

(1) 市民が、災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時集合場所・避難所又は広域避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「地区災害時待避所」という。）として協力農地を斡旋すること。

(2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、乙の組合員のうちから本協定に基づく農地の使用の協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時待避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋要請書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時待避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。

3 甲は、災害時に生鮮食料品の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。

4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品調達要請書を提出するものとする。
(台帳の記載内容の変更等)

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力者から取り消しの申し出があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、協力農地・取消通知書（様式第5号）により速やかに台帳の内容を修正又は取り消すものとする。

(現状回復)

第7条 甲は、協力農地が地区災害待避所として使用されたのち、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方法を決定することとする。

(損失補償)

第8条 甲は、地区災害時待避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第9条 甲は、第5条に規定する生鮮食料品調達要請書に基づき調達した生鮮食料品の費用を弁償するものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

第10条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 14 年 12 月 11 日

甲 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 土屋正忠

乙 東京都小金井市中町 4 丁目 16 番 24 号
東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 涩美武夫

協定第50 災害時における応急物資の調達に関する協定書

協定相手： 株式会社イトヨーカ堂

災害時における応急物資の調達に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社イトヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における応急物資の調達に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、武藏野市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

（物資の範囲及び報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- (1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。

- ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
- 2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資等の費用)

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。

3 第4条第1項の物資の運搬について、乙が引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 本協定は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

【附則 甲乙間で平成20年3月1日付締結された「災害時における応急物資の調達に関する協定書」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。】

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

甲 武蔵野市

武蔵野市長

松下 玲子

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社イトーヨーク堂

代表取締役社長 山本 哲也

協定第51 災害時における物資供給に関する協定書

協定相手： NPO法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するため必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年3月1日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
代表者 理事長 捧賢一

協定第52 災害時におけるパーテーション等の調達に関する協定書

協定相手： 株式会社ニード

災害時におけるパーテーション等の調達に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社ニード（以下「乙」という。）は、災害時におけるパーテーション等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武藏野市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるパーテーション等（以下「物資」という。）の円滑な調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資供給について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとし、乙において供給可能な品目及び数量とする。

- (1) パーテーション
- (2) 簡易トイレ、携帯トイレ
- (3) 遺体収納輸送袋
- (4) その他、乙の取扱商品で甲が必要であると認めたもの

（物資の引取り）

第4条 物資の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を、引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

3 引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、物資の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第5条 物資の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙（前項ただし書の場合にあっては、甲）は、物資の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、物資の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の協力により調達された物資の代金及び運搬の費用を負担するものとする。

2 前項の物資の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

3 乙は、第1項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づいて、乙がこの協定に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月16日

東京都武藏野市緑町二丁目2番28号

甲 武藏野市

代表者 武藏野市長 松下 玲子

東京都世田谷区北沢二丁目36番14号

乙 株式会社ニード

代表者 代表取締役社長 上保 隆徳

協定第53 災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

協定相手： 興亜紙業株式会社

災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武藏野市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における段ボール製品等の円滑な調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資供給について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。

（段ボール製品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は、次のとおりとし、乙において供給可能な品目及び数量とする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他、乙の取扱商品で甲が必要であると認めたもの

（段ボール製品等の引取り）

第4条 段ボール製品等の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

2 乙は、段ボール製品等を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を、引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

3 引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、段ボール製品等の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第5条 段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙（前項ただし書の場合にあっては、甲）は、段ボール製品等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、段ボール製品等の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。

2 前項の段ボール製品等の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づいて、乙がこの協定に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月30日

東京都武藏野市緑町二丁目2番28号

甲 武藏野市

代表者 武藏野市長 松下 玲子

東京都北区赤羽北一丁目16番3号

乙 興亜紙業株式会社

代表者 代表取締役社長 平岡 利章

協定第54 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

協定相手： 社団法人東京都トラック協会多摩支部

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、武藏野市内において大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生した場合、武藏野市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次の事項について要請書（別記様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）業務の期間

（2）輸送する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（車両等の供給）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃料金

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の料金は、前条に基づく業務実施時点で締結されている東京都と社団法人東京都トラック協会との間で契約する運賃及びその他の条件を準用する。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合、速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当

該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(供給可能車両等の報告)

第10条 乙は、甲に対し毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書（別記様式第2号）により報告しなければならない。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力をを行うものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに、甲又は乙から協定締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

付 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定（昭和60年7月20日締結）は、廃止する。

平成 15 年 4 月 1 日

甲 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 土屋正忠

乙 国立市北三丁目 27 番 11 号
社団法人東京都トラック協会多摩支部
支部長 岩田敏雄

協定第55 災害等発生時における緊急物資輸送等に関する協定書

協定相手：佐川急便株式会社

災害等発生時における緊急物資輸送等に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害等発生時における緊急物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時における緊急物資の輸送等について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、甲が災害対策本部を立ち上げたものをいう。
- (2) 緊急物資 甲が災害等発生時において、被災者への支援を目的に甲が調達及び受け入れを行った、被災者の生命保護と生活環境の維持に不可欠な物資をいう。
- (3) 緊急物資輸送拠点 甲が災害等発生時に緊急物資を集積し、市の指定する避難所等の災害活動拠点（以下、「避難所等」という。）へ当該物資を配送するため管理する施設をいう。
- (4) 防災備蓄品 甲が災害対応のために市の拠点倉庫及び防災倉庫に備蓄している水、食料及び資機材をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、次に掲げる事項について甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 災害等発生時の防災備蓄品及び緊急物資の避難所等への配達
- (2) 緊急物資輸送拠点における緊急物資の荷捌き、管理、配送に関する技術的助言
- (3) 緊急物資輸送拠点運営に必要な資機材の提供
- (4) 緊急物資輸送拠点運営における指導者及び人員の派遣
- (5) 甲が設置する災害対策本部への物資管理及び供給にかかる助言
- (6) 平時の防災備蓄品管理及び緊急物資輸送訓練等における助言並びに参加
- (7) その他甲及び乙が協定による支援協力として行うことが相当と認めたもの

（協力期間）

第4条 災害等発生後から甲が緊急物資輸送拠点を閉鎖するまでの間で、乙が協力可能な期間とする。

（協力の要請等）

第5条 甲は乙に協力の要請をする場合には、次の事項を記載した要請書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法

により協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 業務の期間
- (2) 第3条各号に基づき協力を依頼する内容
- (3) 甲の連絡責任者

(事前の情報提供)

第6条 甲は乙の協力を円滑に進めるため、平時から以下の情報を乙に提供するものとする。

- (1) 避難所等の住所
- (2) 武蔵野市地域防災計画に基づく避難者数
- (3) 防災備蓄品の品目、数量、備蓄場所の住所
- (4) 武蔵野市物資供給マニュアルに基づく市の物資管理体制及び受援想定

(経費の負担)

第7条 この協定により、甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は甲が負担する。

- (1) 第3条第1号に基づき使用した車両等の運用にかかる人件費及び燃料費
- (2) 第3条第3号に基づき提供した資機材費用
- (3) 第3条第2号、第4号及び第5号に基づき人員を派遣した場合の指導者及び人員の人件費
- (4) その他第3条に基づく業務のうち甲への費用請求が適当なもの

(経費の請求及び支払い)

第8条 乙は協力が終了したときは、速やかに甲に費用の内訳を示し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合、速やかに乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請に基づき従事した乙の指導者及び人員が、当該業務に起因する事象により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供する

よう努めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月2日

甲 東京都武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号
佐川急便株式会社 関東支店
支店長 本田恵一

災害等発生時における緊急物資輸送等協力要請書

年　月　日

佐川急便株式会社 関東支店
支店長 殿

武藏野市長 印

災害等発生時における緊急物資輸送等に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

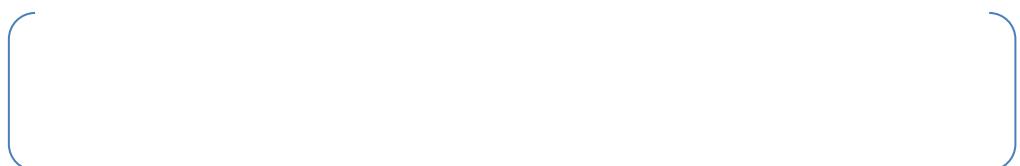
1 業務の期間

年　月　日　時　分から

2 協力要請内容

災害等発生時における緊急物資輸送等に関する協定書第3条第　号に定める協力

3 協力要請内容の詳細



4 甲の連絡責任者

所属部署	役職名	氏名	①電話番号 ②ファクシミリ番号 ③Eメールアドレス
			①
			②
			③

協定第56 災害時における水道施設の応急復旧等に関する協力協定書

協定相手： 武蔵野市管工事業協同組合

災害時における水道施設の応急復旧等に関する協力協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他自然及び人為に起因する災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧及び応急給水（以下「復旧等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武蔵野市内で災害が発生した時の給水機能の早期回復のため、甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する復旧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生した時に水道施設の復旧等を実施する場合、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定は、武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例に基づき被災市町村に対して甲が実施する支援の場合にも準用することができる。

（要請の手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害等の状況、場所、復旧等の内容、必要人員、期間、資機材等について、書面で乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は、後日、乙に対して書面を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに復旧等を行うための必要人員、資器材等の体制を整え、甲に報告するとともに出動し、甲の実施する復旧等に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が別に定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の支払いは、乙からの請求により、甲は遅滞なく支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 復旧等の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失に起因する場合を除き甲の負担とする。

（労災の補償）

第7条 復旧等の作業により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は災害等の情報の伝達を正確かつ迅速に行うため、連絡責任者を定めて情報を共有する。

（作業の報告）

第9条 乙は復旧等の作業完了後、内容、協力した人員及び資機材等を速やかに甲に報告しなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成18年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の3カ月前までに甲又は乙いずれかから解除の申出がない場合には、更に1年間延長されたものとし、以後においても同様とする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年8月25日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 土屋正忠

乙 武藏野市中町1丁目28番1号 矢島ビル101
武藏野市管工事業協同組合
代表理事 中島弘幸

協定第57 災害等発生時における給水施設利用に関する協定書

協定相手： 一般財団法人武藏野市開発公社、エフエフビル管理組合

災害等発生時における給水施設利用に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）、一般財団法人武藏野市開発公社（以下「乙」という。）及びエフエフビル管理組合（以下「丙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙若しくは丙が所有し、又は管理する給水施設（以下「設備」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時における設備の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の内容）

第2条 災害等発生時において、乙又は丙は甲からの要請により、設備によって給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- (1) 飲料水、生活用水の供給
- (2) 飲料水、生活用水の供給に必要な資機材の設置

（設備の所在）

第3条 甲が乙又は丙に利用を求める設備は、次に掲げるものとする。

所在地 武藏野市吉祥寺本町一丁目11番5号
武藏野市開発公社ビル内地下4階給水施設

（設備利用の要請）

第4条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者への対策のために設備利用するよう乙又は丙に要請することができる。

- 2 前項の規定による要請（以下「利用要請」という。）は、口頭により行うものとする。

（設備の利用）

第5条 乙又は丙は、甲から利用要請があったときは、設備利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、設備を利用させるものとする。

- 2 利用要請に基づき設備を利用する期間（以下「利用期間」という。）は、利用要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から利用期間の延長の要請があり、乙又は丙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに利用期間の延長する場合もまた同様とする。
- 3 その他設備の利用に関する必要な事項については、別に定める。

（報告）

第6条 乙又は丙は、甲からの利用要請に基づき設備を利用したときは、利用時間等を甲に報告するものとする。

2 甲は、利用要請に基づき設備を利用したときは、利用時間等を乙及び丙に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 設備の利用に要した経費については、甲の負担とし、その額については、甲乙丙別途協議するものとする。

(平時の協力)

第8条 甲、乙及び丙は、発災時に運用できるよう、平時から訓練するものとする。

2 乙又は丙は、甲が実施する防災訓練等への協力について甲の要請があった場合は、設備利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、設備を利用するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙丙からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 武藏野市吉祥寺本町1丁目13番11号
一般財団法人 武藏野市開発公社
理事長 小森岳史

丙 武藏野市吉祥寺本町1丁目8番16号
エフエフビル管理組合
理事長 小森岳史

協定第58 災害時における緊急放送に関する協定書

協定相手： 株式会社 エフエムむさしの

災害時における緊急放送に関する協定書

武藏野市と株式会社エフエムむさしのは、武藏野市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、相互に協力して災害の状況、水・食糧等の配給状況その他ライフラインの復旧状況等必要な情報を、市民に迅速かつ正確に伝えることを目的とし、緊急放送に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、武藏野市内における地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合、武藏野市市民防災計画に基づき、武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムむさしの（以下「乙」という。）との間に、市民に対する緊急放送について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急放送 自動放送、要請による放送をいう。
- (2) 自動放送 甲が行う緊急無線放送を、乙が自己の所有する放送設備を用いて自動的かつ同時に行う放送をいう。
- (3) 要請による放送 甲が行う避難勧告等緊急を要する事項で、放送内容を事前に通知して行う放送をいう。

(自動放送の要件)

第3条 甲は、甲の所有する地震計が 80 ガル（震度 5 相当）以上を計測したとき、自動放送をすることができる。この場合、乙は放送中の番組を中断する。

(要請による放送の条件)

第4条 甲は、別表に掲げる事項が発生した場合、乙に対し放送を要請することができる。

(手続)

第5条 甲は、前条に定める放送を要請するときは、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときは、電話等によることができるものとする。

(放送の実施)

第6条 乙は、第4条の規定により乙から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容等をそのままのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第7条 緊急放送が確実、円滑に実施できるよう甲及び乙はそれぞれ連絡責任を定め、相互に届け出ておくこととする。

(費用)

第8条 緊急放送にかかる費用は無償とする。

(工事費用)

第9条 甲及び乙の所有する機器の接続に要する費用については、甲が負担する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成7年9月1日から平成8年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲乙いづれからも協定解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 武蔵野市長 土屋正忠

乙 株式会社エフエムむさしの

代表取締役 上田正夫

(様式略)

(別表略)

協定第59 災害時の情報交換に関する協定

協定相手： 国土交通省関東地方整備局

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 森北佳昭（以下「甲」という。）と、武藏野市長 邑上守正（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、武藏野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 武藏野市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 武藏野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 24 年 11 月 1 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省
関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑 上 守 正

協定第60 非常通信の運用に関する協定書

協定相手： 東京消防庁武蔵野消防署

非常通信の運用に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）及び東京消防庁武蔵野消防署（以下「乙」と・いう。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

甲 武蔵野市

代表者 武蔵野市長 邑 上 守 正

東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目6番1号

乙 東京消防庁武蔵野消防署

代表者 武蔵野消防署長 崎 野 新 一

協定第61 災害に係る情報発信等に関する協定

協定相手： ヤフー株式会社

災害に係る情報発信等に関する協定

武蔵野市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、武蔵野市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、武蔵野市が武蔵野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ武蔵野市の行政機能の低下を軽減させるため、武蔵野市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、武蔵野市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、武蔵野市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、武蔵野市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 武蔵野市が、武蔵野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 武蔵野市が、武蔵野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 武蔵野市が、災害発生時の武蔵野市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 武蔵野市が、武蔵野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて武蔵野市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 武蔵野市が、武蔵野市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 武蔵野市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、武蔵野市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく武蔵野市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、武蔵野市から提供を受ける情報について、武蔵野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上の掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、武蔵野市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、武蔵野市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、武蔵野市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年3月31日

武蔵野市：
東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 邑上 守正

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

協定第62 広告付避難場所等電柱看板に関する協定

協定相手： 東電タウンプランニング株式会社多摩総支社

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

武藏野市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、武藏野市内（以下「市内」という。）における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に必要な事項について次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示すること及び平時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導、協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び市民等からの申し出に対して対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況について、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合は、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、甲乙協議のうえ決定することとする。

(広告の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、看板には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、看板に掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

武蔵野市長 邑上守正

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番7号

N T B八王子ビル

東電タウンプランニング株式会社

多摩総支社長 望月 優

協定第63 災害時における情報収集等の協力に関する協定書

協定相手： 武蔵野市アマチュア無線通信ボランティア連絡会

災害時における情報収集等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市アマチュア無線通信ボランティア連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時の情報収集等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定における乙の業務の遂行は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（協力要請等）

第3条 甲は、災害発生時等において、公衆通信網その他通常の方法及び手段による通信連絡が困難又は不可能な場合であって、情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信」という。）の必要があると認めたときは、乙に対し、情報の収集伝達について必要な協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信に協力する。

3 災害状況により公衆通信網等による通信連絡が困難又は不可能な場合であって、緊急を要すると乙が判断した場合は、第1項の要請を待たずに甲へ情報を伝達するように努め、

これにより乙が災害情報通信を行ったときは、甲の要請があったものとみなすものとする。

（災害情報通信）

第4条 乙は、災害情報通信を行うときは、甲の災害対策本部に報告する。

（訓練の参加と実施等）

第5条 乙は、防災訓練等、甲が実施する行事に積極的に参加し、乙自らも通信訓練を適宜行うものとする。

（便宜の供与）

第6条 甲は、乙がこの協定による業務を行うため市庁舎や避難所等へ通信基地となるアマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間

満了の日の3カ月前までに甲乙のいずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないとき

は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号

武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市境南町三丁目5番1号

武藏野市アマチュア無線通信ボランティア連絡会
代表者 会長 伊藤善文

協定第64 災害時における放送等に関する協定書

協定相手： 株式会社ジェイコム東京

災害時における放送等に関する協定書

武藏野市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム東京(以下「乙」という。)は、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、武藏野市内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、市民等に正確な情報を伝達するための災害情報の放送等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して放送を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う際は、甲は、災害情報放送要請書(別記様式。以下「要請書」という。)を行い、次の各号に掲げる事項を記載し、乙の指定する部署等にメール又はファックスにより行う。ただし、これにより難い場合には、甲は、乙に対し口頭又は電話で要請し、その後できる限り速やかに要請書を送付するものとする。

- (1) 要請に係る災害情報
- (2) 希望する放送の日時
- (3) 依頼する放送の内容
- (4) 放送要請の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(災害情報の放送)

第3条 乙は、前条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

2 この協定に基づき乙が放送を実施する地域は、乙のケーブルテレビ提供エリア内(武藏野・三鷹局の放送エリア内)とする。

(情報の活用)

第4条 乙は、甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安全安心情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性のいかんにかかわらず、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第5条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において必要に応じて情報の交換を行う。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定の締結に伴い、甲と武藏野三鷹ケーブルテレビ株式会社が締結した「災害時等における緊急放送に関する協定書」（平成20年4月9日締結）及び「災害等発生時における緊急文字放送に関する協定書」（平成24年8月17日締結）は、廃止する。

令和2年10月5日

甲 東京都武藏野市緑町二丁目2番28号

武藏野市
武藏野市長 松下 玲子

乙 東京都練馬区高野台五丁目22番1号

株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長 足立 好久

協定第65 J : COM 緊急地震速報サービス加入者に向けた防災行政無線放送の再送信に関する協定書

協定相手： 株式会社ジェイコム東京

J : COM 緊急地震速報サービス加入者に向けた防災行政無線放送の再送信に関する協定書

(目的)

第1条 武藏野市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し再送信を行うため、本協定を締結する。

(再送信の同意)

第2条 甲及び乙は、防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知 放送を乙の設備（第5条に定義する）を利用して、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

(提供エリア)

第3条 本協定書で合意した再送信の提供エリアは、武藏野市全域とする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

(費用)

第4条 本協定書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
3 甲及び乙は、再送信を実施するにあたり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

(設備の維持管理)

第5条 甲及び乙の設備は、別紙1に規定する。

2 甲及び乙は、設備について各自の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有かつ管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り、甲の立会いの下点検を実施することができるものとする。この場合、速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(免責事項)

第6条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、災害等により、再送信が実施できなかった場合、責任を負わないものとする

2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りではない。

(権利義務)

第8条 甲及び乙は、相手方に事前の承諾なく、本協定書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(解除)

第9条 甲又は乙が、第10条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

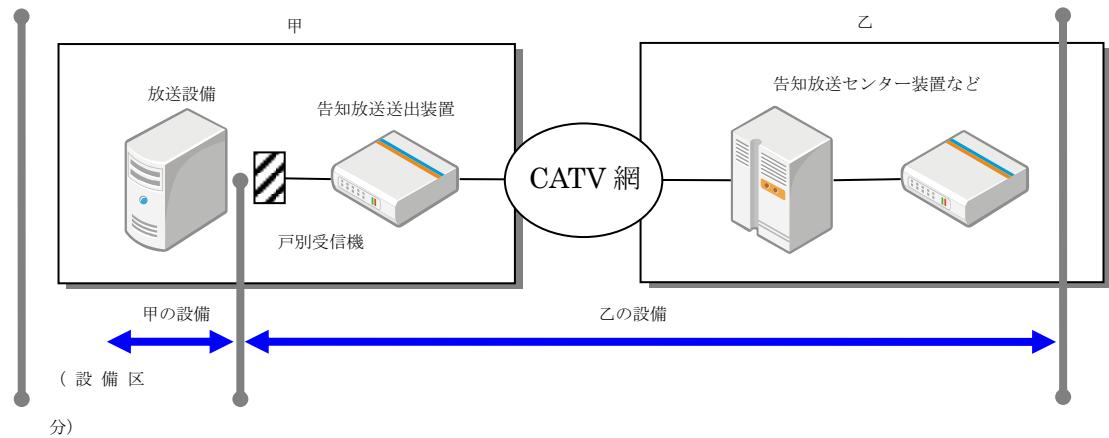
この協定の締結に伴い、甲と株式会社ジェイコム武藏野三鷹が締結した「J:COM 緊急地震速報サービス加入者に向けた防災行政無線放送の再送信に関する協定書」（平成27年4月21日締結）は廃止する。

令和2年10月5日

甲 東京都武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下 玲子

乙 東京都練馬区高野台5丁目22番1号
株式会社ジェイコム東京
代表者 代表取締役社長 足立 好久

別紙1 甲及び乙の設備



協定第66 避難所施設利用に関する協定書

協定相手： 東京都立武蔵高等学校

避難所施設利用に関する協定書

武蔵野市を「甲」とし、東京都立武蔵高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条により避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設できるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(初動要員の配置)

第6条 甲は、休日・夜間等における災害発生時の緊急初動態勢に関する規程（平成3年2月武蔵野市訓令（甲）第1号）により、初動要員を配置する。

(防災倉庫等の設置)

第7条 甲は、乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可を申請し、許可された場所に防災倉庫等を設置することができる。

2 防災倉庫等の管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年5月16日

甲　　武藏野市緑町2丁目2番28号
　　　　武藏野市
代表者　　武藏野市長　土屋正忠

乙　　武藏野市境4丁目13番28号
　　　　東京都立武藏高等学校
代表者　　校長　嵐田薰

協定第67 避難所施設利用に関する協定書

協定相手： 東京都立武蔵野北高等学校

避難所施設利用に関する協定書

武蔵野市を「甲」とし、東京都立武蔵野北高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設できるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(初動要員の配置)

第6条 甲は、休日・夜間等における災害発生時の緊急初動態勢に関する規程（平成3年2月武蔵野市訓令（甲）第1号）により、初動要員を配置する。

(防災倉庫等の設置)

第7条 甲は、乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可を申請し、許可された場所に防災倉庫等を設置することができる。

2 防災倉庫等の管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年5月16日

甲　　武藏野市緑町2丁目2番28号
　　　　武藏野市
　　代表者　　武藏野市長　土屋正忠

乙　　武藏野市八幡町2丁目3番10号
　　　　東京都立武藏野北高等学校
　　代表者　　校　　長　服　部　昌　晃

協定第68 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 学校法人武蔵野東学園

社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）

により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が学校法人武蔵野東学園（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。
- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。
- (4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第6条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した経費を負担するものとする。

(受入可能人數等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、平成22年3月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成22年3月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑 上 守 正

(乙) 武藏野市緑町2丁目1番10号

学校法人武藏野東学園

代表者 理事長 寺 田 欣 司

協定第69 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 社会福祉法人武蔵野

**社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）

により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人武蔵野（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 武蔵野障害者総合センター 吉祥寺北町4丁目11番16号
- (2) 武蔵野市障害者福祉センター 八幡町4丁目28番13号
- (3) 障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野 吉祥寺北町5丁目7番5号

(協力要請手続き)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するために、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。

- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。
- (4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第7条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、令和3年3月18日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 3年 3月 18日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

(乙) 武藏野市吉祥寺北町4丁目11番16号
社会福祉法人武藏野
代表者 理事長 安藤真洋

協定第70 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 社会福祉法人武藏野千川福祉会

社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）

により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人武藏野千川福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。
- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。
- (4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第6条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した経費を負担するものとする。

(受入可能人數等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、平成22年3月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成22年3月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号

武藏野市

代表者 武藏野市長 邑 上 守 正

(乙) 武藏野市境南町4丁目20番5号

社会福祉法人武藏野千川福祉会

代表者 理事長 月 村 己佐夫

協定第71 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 特定非営利活動法人ミュー

**社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）

により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が特定非営利活動法人ミュー（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する

場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。
- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。
- (4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第6条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した

経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、平成22年3月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成22年3月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市西久保1丁目6番25号
特定非営利活動法人ミュー
代表者 理事長 橋田精一

協定第72 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 特定非営利活動法人ゆうあいセンター

**社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）

により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が特定非営利活動法人ゆうあいセンター（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(協力要請手続き)

第4条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する

場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。
- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。
- (4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第6条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した

経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、平成22年3月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成22年3月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市中町3丁目10番7号ヴィラトレジャー1F-N
特定非営利活動法人ゆうあいセンター
代表者 理事長 木下博

協定第73 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書
協定相手： 社会福祉法人 至誠学舎東京

**災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉
施設等を使用することに関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人至誠学舎東京（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 吉祥寺ナーシングホーム 武藏野市吉祥寺北町2丁目9番2号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 西東京市新町1丁目11番25号
社会福祉法人 至誠学舎東京
代表者 理事長 阿亜紀良

協定第74 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 武蔵野

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人武蔵野（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) ゆとりえ 武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号
- (2) 武蔵野市桜堤ケアハウス 武蔵野市桜堤1丁目9番9号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。

3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。
- 5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

- 2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市吉祥寺北町4丁目11番16号
社会福祉法人 武藏野
代表者 理事長 安藤真洋

協定第75 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 プラットホーム

**災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉
施設等を使用することに関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人プラットホーム（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 武藏野館 武藏野市関前2丁目16番5号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 武蔵野市関前2丁目16番5号
社会福祉法人 プラットホーム
代表者 理事長 島田孝弘

協定第76 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 親の家

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人親の家（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 親の家 武藏野市八幡町3丁目4番18号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 武蔵野市八幡町3丁目4番18号
社会福祉法人 親の家
代表者 理事長 本郷一典

協定第77 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 正寛会

**災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉
施設等を使用することに関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人正寛会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) ケアコート武藏野 武藏野市境南町5丁目10番7号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 武蔵野市境南町5丁目10番7号
社会福祉法人 正寛会
代表者 理事長 吉田正一

協定第78 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 徳心会

**災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉
施設等を使用することに関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人徳心会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) さくらえん 武藏野市桜堤2丁目8番31号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成22年7月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年7月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 青梅市成木2丁目44番地
社会福祉法人 徳心会
代表者 理事長 関根得太郎

協定第79 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 財団法人 武蔵野市福祉公社

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が財団法人武蔵野市福祉公社（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 武蔵野市立高齢者総合センター 武蔵野市緑町2丁目4番1号
- (2) 武蔵野市立北町高齢者センター 武蔵野市吉祥寺北町4丁目1番16号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。

3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。
- 5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

- 2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、期間満了の日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年3月18日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市吉祥寺本町4丁目10番10号
財団法人 武藏野市福祉公社
代表者 理事長 会田恒司

協定第80 災害時に要援護者（高齢者）の福避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 とらいふ

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人とらいふ（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) ぐっどういる境南 武藏野市境南町3丁目25番4号

（要援護者の受け入れと手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年3月18日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(丙) 武蔵野市境南町3丁目25番4号
社会福祉法人 とらいふ
代表者 理事長 黒竹光弘

協定第81 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 とらいふ武藏野

**災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉
施設等を使用することに関する協定書**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が社会福祉法人とらいふ（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホームとらいふ武藏野 武藏野市関前1丁目2番20号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の活動に支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者の受け入れ期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年5月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 29 年 5 月 1 日

(甲) 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑 上 守 正

(乙) 武蔵野市関前 1 丁目 2 番 20 号
社会福祉法人 とらいふ武蔵野
代表者 理事長 黒 竹 光 弘

協定第82 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 医療法人社団 陽和会

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が医療法人社団陽和会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 介護老人保健施設ハウスグリーンパーク 武藏野市緑町2丁目3番21号

（要援護者の受け入れと手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年3月18日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(乙) 武藏野市緑町2丁目1番33号
医療法人社団 陽和会
代表者 理事長 小林敦子

協定第83 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 一般財団法人 天誠会

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が財団法人天誠会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 介護老人保健施設あんず苑 武藏野市境1丁目18番5号
- (2) 介護老人保健施設あんず苑アネックス 武藏野市境1丁目19番20号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。

3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。
- 5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

- 2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年3月18日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

(丁) 武藏野市境1丁目18番6号
財団法人 天誠会
代表者 理事長 天野久美子

協定第84 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 株式会社アライブメディケア

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が株式会社アライブメディケア（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) アライブ武藏野御殿山 武藏野市御殿山2丁目10番9号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年5月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年5月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

(乙) 渋谷区神宮前6丁目19番20号
株式会社 アライブメディケア
代表者 代表取締役 関谷聰

協定第85 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武蔵野市（以下「甲」という。）が有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) ナースケアたんぽぽの家 武蔵野市閑前2丁目24番13号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。

3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。
- 5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の活動に支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

- 2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。
- 4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成30年12月1日から平成31年11月30日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月1日

(甲) 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

(乙) 武蔵野市閑前2丁目24番13号
有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター
代表者 代表取締役 千葉信子

協定第86 災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

協定相手： 医療法人社団美誠会

災害時に要援護者（高齢者）の福祉避難所として社会福祉 施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が医療法人社団美誠会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協議を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、避難所生活による精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者等で、原則として次に掲げる高齢者とする。なお、受け入れる要援護者にはその介助者を含めることができる。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準ずる者のうち甲の認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、要援護者の受け入れのために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 介護老人保健施設サンセール武藏野 武藏野市桜堤1丁目9番7号

(要援護者の受け入れと手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況、負傷者の状況、事業継続の可否を確認のうえ、福祉避難所開設の要請を判断する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に対して福祉避難所を開設できる旨の連絡をするものとする。
- 3 甲は、当該施設への要援護者の受け入れを要請する際には、以下に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- 4 乙は、前項の受け入れ要請があったときは、受け入れの可否を判断して甲に連絡しなければ

ならない。なお、受け入れの際に移送が必要な場合は双方で協議する。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について、災害時の活動に支障をきたさないように体制を整えるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第3条に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、乙の福祉避難所のライフライン等の早期復旧のため、各機関に対する要請に努めなければならない。

2 甲は、要援護者及び介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように必要な福祉用具等の調達に努めるものとする。

4 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるように看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担等)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障を来たさないための措置に努めるものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資及び福祉用具等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年4月1日

(甲) 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下 玲子

(乙) 東京都足立区保木間5丁目38番15号
医療法人社団美誠会
代表者 理事長 神保 雅美

協定第87 社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供又は人的支援の協力に関する協定書

協定相手： 一般社団法人ライフタイムコンディション

社会福祉施設等による災害時要援護者（障害者）の福祉避難所として場所の提供
又は人的支援の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害、震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）及びその介護者が避難を余儀なくされた場合に、武藏野市（以下「甲」という。）が一般社団法人ライフタイムコンディション（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の提供又は人的支援の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる要援護者)

第2条 この協定において「要援護者」とは、災害時に何らかの援護を必要とする障害を持つ者をいう。

(施設の提供及び人的支援の要請と受託)

第3条 甲は、自宅が居住困難で一般避難所では対応が困難な要援護者及びその介護者のための施設の提供又は人的支援について、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

KIZUNA武藏野 西久保2丁目12番7号メゾン櫻 1F

(協力要請手続き)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で受入協力の可否を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 使用する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、要援護者の生活のため及び乙が要援護者を適切に介護するために、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 福祉避難所のライフライン等の早期復旧のための各機関に対する要請。
- (2) 要援護者及びその介護者の受け入れに必要な日常生活用品、食料、医薬品等の調達。
- (3) 要援護者の介護に必要な福祉用具等の調達。

(4) 看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保。

(経費の負担)

第7条 甲は、第3条第1項の規定により乙に要請した範囲において要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資、福祉用具、施設受入期間、人的支援可能期間等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙双方に異議がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 3年 4月 1日

(甲) 東京都武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

(乙) 東京都調布市布田6丁目25番地8 S P I C A 1 F
一般社団法人ライフタイムコンディション
代表者 代表理事 青木伸二郎

協定第88 災害時における乳幼児及びその保護者並びに児童に対する支援活動に関する協定書

協定相手： 公益財団法人武藏野市子ども協会

災害時における乳幼児及びその保護者並びに児童に対する支援活動に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と公益財団法人武藏野市子ども協会（以下「乙」という。）とは、災害時における乳幼児及びその保護者並びに児童に対する支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う乳幼児及びその保護者並びに児童に対する災害時の応急対策及び平常時の災害予防計画に関する乙の協力について、基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(災害時の協力要請)

第3条 甲は、武藏野市内に災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合で、災害時の応急対策が必要であると認めたときには、乙に対して協力を要請することができる。

(災害時の協力内容)

第4条 甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳幼児及び児童の保護に関すること
- (2) 保育園型福祉避難所の開設・運営に関すること
- (3) 災害時の子育て支援に関すること
- (4) 避難所の運営支援に関すること

2 甲は、災害時に乙が必要とする情報等の提供を行い、乙が行う乳幼児及びその保護者並びに児童に対する支援活動に協力するものとする。

(災害時の協力の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたとき、その緊急性にかんがみ、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づいて、災害時に乙が行う支援活動に関し必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、当該支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(平常時の協力)

-第7条 甲及び乙は、平常時から相互に協議して連携し、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前に協議するものとする。

3 甲及び乙は、 相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、 必要な情報交換を行うものとする。

4 甲及び乙は、 協力体制等について確認するために、 相互の防災訓練等に参加要請できるものとする。

(連絡責任の設置)

第8条 甲 び乙は、 あらかじめこの協定に関する連絡責任を定め、 災害が発生したときは、 速やかに連絡を行い、 その情報を共有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、 甲、 乙協議のうえ、 決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、 協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の2か月前までに、 甲乙双方に異議がない場合、 さらに1年間効力を有するものとみなし、 以後も同様とする。

この協定の有効締結の証として、 本協定書を2通作成し、 甲、 乙それぞれ記名押印のうえ、 各自1通を保有するものとする。

平成30年11月16日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目 2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下 玲子

乙 東京都武蔵野市西久保一丁目 6番27号
多摩信用金庫武蔵野支店 4階
公益財団法人武蔵野市子ども協会
代表者 理事長 三澤 和宏

協定第89 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 吉祥寺公園通り商店会

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と吉祥寺公園通り商店会（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する吉祥寺公園通り商店会事務所（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月23日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市吉祥寺本町二丁目4番2号
暁マンション202
吉祥寺公園通り商店会
代表者 会長 保谷昌弘

協定第90 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 学校法人盛本学園

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と学校法人盛本学園（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する専門学校中野スクールオブビジネス（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 7月25日

甲 武藏野市緑町二丁目 2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市吉祥寺南町二丁目 4番1号
学校法人 盛本学園
代表者 理事長 盛本澄子

協定第91 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 東亜興行株式会社 吉祥寺オデヲン

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東亜興行株式会社（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する吉祥寺オデヲン（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 7月25日

甲 武藏野市緑町二丁目 2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 武藏野市吉祥寺南町二丁目 3番16号
東亜興業株式会社 吉祥寺オデヲン
代表者 支配人 高垣久美子

協定第92 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 宗教法人 安養寺

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と宗教法人安養寺（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する安養寺（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年10月12日

- 甲 武藏野市緑町二丁目 2 番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑 上 守 正
- 乙 武藏野市吉祥寺東町一丁目 1 番21号
宗教法人 安養寺
代表者 代表役員 島 本 誠

協定第93 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 株式会社 メガロス

**災害等発生時における帰宅困難者等の
一時滞在に要する施設の提供に関する協定書**

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社メガロス（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理するメガロス吉祥寺店（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月 1 日

- 甲 武藏野市緑町二丁目 2 番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑 上 守 正
- 乙 渋谷区恵比寿南二丁目 4 番 4 号
株式会社 メガロス
代表者 代表取締役 木 皿 儀 邦 夫

協定第94 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 東興映画株式会社

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東興映画株式会社（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する吉祥寺プラザ（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月18日

- 甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正
- 乙 世田谷区三軒茶屋二丁目14番6号
東興映画株式会社
代表者 取締役社長 友寄憲二

協定第95 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 株式会社東急ホテルズ

**災害等発生時における帰宅困難者等の
一時滞在に要する施設の提供に関する協定書**

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社東急ホテルズ（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風及び大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の運営する吉祥寺エクセルホテル東急（東京都武藏野市吉祥寺本町二丁目4番14号）（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定める。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面（別紙1）により行う。ただし、その時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請を受けたときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供する。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告する。

(施設の管理)

第5条 乙が提供した施設の管理及び運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、施設の運営について、甲に協力する。

(提供の終了)

第6条 甲は、提供要請を終了する場合は、乙に施設提供要請終了届（別紙2）を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を経て、乙に引き渡す。

2 前項の施設提供要請終了届を書面により提出する時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議の上、精算する。

(損害補償)

第8条 第5条第2項に基づき施設の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、武藏野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20条）の例により、損害補償を行う。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 東京都武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下 玲子

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番7号
五島育英会ビル3階
株式会社東急ホテルズ
取締役社長 村井 淳

協定第96 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 株式会社関東東急ホテルズ吉祥寺東急 REI ホテル

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と株式会社関東東急イン 吉祥寺東急イン（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する吉祥寺東急イン（以下「施設」という。）の提供に關し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に關し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するため施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月16日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 邑上守正

乙 東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目6番3号
株式会社 関東東急イン
総支配人 細川康夫

協定第97 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設等の提供に関する協定書

協定相手： 関東バス株式会社

**災害等発生時における帰宅困難者等の
一時滞在に要する施設等の提供に関する協定書**

武蔵野市（以下「甲」という。）と関東バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風、大規模事故等をいう。以下同じ。）の発生時における乙の所有し、又は管理する施設及びバス車両等（以下「施設等」という）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設等の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために、施設等を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

(施設及びバス車両の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請があったときは、施設等利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設等を提供するものとする。

2 前項の提供において、乙の所有又は管理する施設外にバス車両等を駐車する必要が生じた場合は、甲と協議するものとする。
3 提供要請に基づき施設等を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあつた日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長を要請する場合もまた同様とする。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設等を提供したときは、受入人数等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲と乙は、施設等の提供に要した経費の負担について、別途協議するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年5月31日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 中野区東中野五丁目23番14号
関東バス株式会社
代表取締役 内藤 泉

協定第98 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 学校法人成蹊学園

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と学校法人成蹊学園（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風及び大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する成蹊中学・高等学校第2体育館（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定める。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行う。ただし、その時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請を受けたときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供する。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、早期の施設の提供終了に努めなければならない。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告する。

(施設の管理)

第5条 乙が提供した施設の管理及び運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、施設の運営について、甲に協力する。

(提供の終了)

第6条 甲は、提供要請を終了する場合は、乙に施設提供要請終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を経て、乙に引き渡す。

2 前項の施設提供要請終了届を書面により提出する時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議の上、精算する。

(損害補償)

第8条 第5条第2項に基づき施設の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20条）の例により、損害補償を行う。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号
学校法人成蹊学園
学園長 亀嶋庸一

協定第99 災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

協定相手： 学校法人井之頭学園

災害等発生時における帰宅困難者等の 一時滞在に要する施設の提供に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と学校法人井之頭学園（以下「乙」という。）は、災害等（地震、台風、大雨、大雪、強風及び大規模事故等をいう。以下同じ。）発生時における乙の所有し、又は管理する藤村女子中学・高等学校
第一体育館（以下「施設」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し、必要な事項を定める。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害等が発生した場合において、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）が一時滞在するために施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行う。ただし、その時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(施設の提供)

第3条 乙は、甲から提供要請を受けたときは、施設利用者その他の者の利用を妨げない範囲において、施設を提供する。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、提供要請のあった日から3日以内とする。ただし、甲から提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができるものとし、さらに提供期間の延長する場合もまた同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、早期の施設の提供終了に努めなければならない。

(報告)

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、受入人数等を甲に報告する。

(施設の管理)

第5条 乙が提供した施設の管理及び運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、施設の運営について、甲に協力する。

(提供の終了)

第6条 甲は、提供要請を終了する場合は、乙に施設提供要請終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を経て、乙に引き渡す。

2 前項の施設提供要請終了届を書面により提出する時間的余裕がないときは、口頭によりこれを行い、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲と乙は、施設の提供に要した経費の負担について、別途協議の上、精算する。

(損害補償)

第8条 第5条第2項に基づき施設の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20条）の例により、損害補償を行う。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月27日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目16番3号
学校法人井之頭学園
代表者 理事長 高橋あゆち

協定第100 協定災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

協定相手： 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるボランティア活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害応急対策活動（武蔵野市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく応急対策活動及びこれに準ずる活動をいう。）として行うボランティア活動の支援に関する甲及び乙の協力体制について、基本的な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、武蔵野市内に災害が発生した場合において、必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請することができない場合は、電話等により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ボランティアの募集、受付、登録、受入れ及び配置に関する事。
- (2) 避難所等の運営及び維持に対する支援及び協力に関する事。
- (3) 災害時要援護者に対する支援及び協力に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害応急対策及び復興の支援に関する事。

2 前項の規定により乙が行う活動は、計画に定める甲のボランティア担当部門（福祉対策部ボランティア班）と共同して行うものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第4条 乙は、甲が災害ボランティア活動の拠点として指定する武蔵野市立武蔵野市民文化会館内に、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

2 甲は、センターの設置・運営に必要な資機材を乙に提供するものとする。

（平常時の協力）

第5条 甲及び乙は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行い、災害時に迅速かつ円滑な連携及び協力の体制をとることができるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議して連携するとともに、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との協力体制を確立してネットワークの構築を図るものとする。

3 甲は、乙が行う災害時のボランティア活動の普及及び啓発の活動に関する必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第6条 乙は、災害時においてボランティアの受入れ、派遣等の調整を行うコーディネーター等の人材を育成し、その質の向上に努めるものとし、甲は、これに関し乙に対し必要な協力をするものとする。

2 甲及び乙は、ボランティア訓練等を共同して実施し、それぞれの職員等の防災意識の向上に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 災害時において、乙が甲の要請に基づいて行ったセンターの運営に関する費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、当該運営に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前に協議するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成20年1月17日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとみなし、以後も同様とする。

この協定の有効締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年1月17日

甲 武藏野市

市長 邑上 守正

乙 社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会

会長 水村 七五三彦

協定第101 協定災害時における公衆浴場の協力に関する協定書

協定相手： 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武蔵野浴場組合

災害時における公衆浴場の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市浴場組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲の行う災害対策に対して、乙の組合員が協力することにより市民の福祉向上に資することを目的に、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害時とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、乙の組合員をして災害時甲に対し次に掲げる事項について、可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料水、生活用水の市民等への提供
- (2) 市民等が緊急に避難する場所として公衆浴場及び敷地の提供
- (3) 備蓄している燃料等の甲への提供
- (4) 避難所生活者や自宅の風呂が使用できない市民等への風呂の提供
- (5) その他甲が乙と協議して依頼する事項

（協力の依頼）

第4条 甲は、前条による協力を乙に求めるときは、乙に対して協力の内容、対象者、期間等について明記した書面により依頼するものとする。

2 前項の依頼は、緊急の場合は乙の組合員に対して直接行うことができる。また書面によることができない場合は、電話等で行うことができる。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙が第3条第3号に規定する燃料等の提供を行った場合、その費用を弁償するものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、燃料等の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

（災害補償）

第6条 甲の要請に基づいて、第4条に定める協力を実施したときに、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上守正

乙 東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目27番13号
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武蔵野浴場組合
代表者 組合長 三江正徳

協定第102 災害時における遺体収容施設としての施設使用に関する協定書

協定相手： 延命寺、武蔵野警察署

災害時における遺体収容施設としての施設使用に関する協定書

延命寺（以下「甲」という。）、武蔵野市（以下「乙」という。）及び武蔵野警察署（以下「丙」という。）は、震災等大規模災害（以下「災害」という。）発生時における施設の使用について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により多数の死者が発生し、又は市の遺体収容所指定施設が被害を受け、市の遺体収容所指定施設が遺体収容を行えなくなった場合に、遺体収容を行うための施設を確保することを目的とする。

（要請及び受諾）

第2条 乙は、次条に掲げる施設を遺体収容施設として使用することについて、甲に協力を要請できるものとする。

2 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（遺体収容施設）

第3条 遺体を収容する施設は次に掲げる施設とする。

延命寺 武蔵野市八幡町1丁目1番2号

（手続き等）

第4条 乙は、施設の使用について甲に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で当該施設の被害状況等を確認のうえ、遺体収容施設としての使用を要請する。

2 甲は、前項の要請があったときは、速やかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、乙に対して遺体収容施設を使用できる旨の連絡をするものとする。

3 乙は、遺体収容施設を開設した際に丙に報告し、遺体の収容について協力依頼を行う。

4 甲、乙及び丙は連絡体制、連絡方法について、災害時の活動に支障をきたさないように平時から体制を整えるものとする。

（使用期間）

第5条 第3条に規定する施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は協議の上、さらに7日以内で延長することができるものとし、以後、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（経費の負担等）

第6条 甲は、遺体収容施設としての使用期間内に要した経費の負担については、別途乙と協議するものとする。ただし、光熱水費等の通常の施設使用に要する経費は無料とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからもこの協定の解除及び改定について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の運用について疑義が生じた場合については、
甲、乙及び丙が協議の上その都度決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成29年 月 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自そ
の1通を保管する。

平成29年9月27日

甲 東京都武蔵野市八幡町一丁目1番2号
延命寺
住 職 中 里 崇 亮

乙 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市役所
市 長 邑 上 守 正

丙 東京都武蔵野市中町二丁目1番2号
警視庁武蔵野警察署
署 長 齋 藤 ひとみ

協定第103 東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定書

協定相手： 東京都（東京都多摩広域防災倉庫）

東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と武藏野市（以下「乙」という。）は、東京都多摩広域防災倉庫（以下「本施設」という。）の使用に当たり、施設の使用条件及び災害時の相互協力について以下のとおり合意し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が本施設を使用するに当たり、その使用条件等について定めるとともに、甲と乙の災害時の相互協力の内容について定めることをもって、広域的な災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（物資等の保管場所の提供）

第2条 甲は乙に対し、防災備蓄物資、災害対応資機材等、その他防災力向上に寄与する物資（以下「物資」という。）の保管場所として、別表及び別図に示す本施設の一部（以下「使用対象施設」という。）を提供する。

（物資・施設の管理）

第3条 使用対象施設に保管する物資は、乙の責任において管理するものとする。

- 2 乙は災害時に備えて、日頃から適切に物資等を管理するとともに、円滑な物資の搬出体制をあらかじめ構築するものとする。
- 3 乙はおおむね1年に一度、甲に対し、物資等の保管状況について報告を行うものとする。
- 4 前項の報告のほか、甲において必要があるときは、甲は使用対象施設について隨時実地に検査し、乙に資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

（広域的な災害対応）

第4条 乙が使用対象施設に保管する物資については、乙の区域内における災害時に使用する

ほか、東京都内または他道府県で災害が発生した場合は、広域的な災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施に向けて使用するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する広域的な災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 3 甲は乙に対し、文書により必要な物資の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(訓練の実施)

第5条 乙は使用対象施設に保管した物資を活用し、定期的に訓練の実施を行うなど、災害対応の

実効性向上に向けた取り組みを推進することとする。

2 甲が本施設において訓練等を実施する場合において、乙に対し当該訓練への参加を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災

害時に備えるものとする。

(使用上の制限)

第7条 乙は、使用対象施設について、形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、使用対象施設を第三者に使用させてはならない。

(費用負担)

第8条 本協定に基づき、乙が使用対象施設を使用することについて、甲は乙に費用の負担を求めるない。

2 前項の規定にかかわらず、使用対象施設の使用に伴う光熱水費の負担について、本協定の他に定めのある場合は、その定めによる。

(使用の中止)

第9条 乙が本協定の定めに反した場合、甲は乙に対し、是正を指示することができるほか、使用対象施設の使用の中止を指示することができる。

(原状回復)

第10条 乙は、本協定の期間が満了したとき又は前条により、甲より施設の使用の中止を指示されたときは、直ちに使用していた施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責に帰する理由により本施設の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、その責に帰する理由により、乙が使用対象施設に保管する物資の全部若しくは一部を滅失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は使用対象施設について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、平成29年6月1日から平成34年3月31日までとする。

2 前項の期間満了後も引き続き、乙が使用対象施設の使用を希望する場合、乙は前項の期間満了日の6か月前までに、甲に対し、本協定の更新を希望する旨の申し出を行うものとする。

3 甲は、他の施設利用希望者の意向等を踏まえ、本協定の更新が支障無いと認める場合、前項の申し出に応じ協定の更新を行うものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年5月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

東京都武藏野市緑町二丁目2番28号

乙 武藏野市

代表者 武藏野市長 邑上守正

(別表)

第2条の「物資の保管場所として提供する部分」

名称	東京都多摩広域防災倉庫2階E6区画の一部
所在	東京都立川市緑町3256番地の5
提供する部分の名称	施設2階E6区画の一部
提供する部分の面積	92.19 m ²

(別図)

第2条の「物資の保管場所として提供する部分」

協定第104 武藏野市防災倉庫の臨時的な設置に係る覚書

協定相手： 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社

武藏野市防災倉庫の臨時的な設置に係る覚書

武藏野市（以下「甲」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社八王子支社（以下「乙」という。）は、乙の武藏野市内に所在する JR 東日本吉祥寺北町社宅（武藏野市吉祥寺北町一丁目 15 番、16 番地内）（以下「北町社宅」という。）敷地内に甲が設置する水防対策資器材倉庫（以下「倉庫」という。）の設置及び管理について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 倉庫は、甲が武藏野市吉祥寺北町一体に、水害が発生または水害の発生が予想される際の応急対策に使用する水防対策資器材を収納するため、乙の了解を得て、乙の北町社宅敷地内に設置する。

（設置及び管理）

第2条 倉庫並びに倉庫内に配備する水防対策資器材の設置及び管理は、甲の責任において行う。

（運用）

第3条 応急対策並びに倉庫の設置及び管理のため、甲の職員が北町社宅内に立ち入ることができるものとする。

2 倉庫設置場所及び設置する倉庫の大きさについては、下記のとおりとする。

（1）倉庫設置場所

- ① 北町社宅 6 号棟西側壁面付近（武藏野市吉祥寺北町一丁目 16 番地内）
- ② 北町社宅 19 号棟東側壁面付近（武藏野市吉祥寺北町一丁目 15 番地内）

（2）倉庫の大きさ

甲、乙協議のうえ、決定する。

3 水防対策資器材の設置後、水害の危険性がなくなった場合は、甲の責任において水防対策資器材の撤去及び倉庫への収納を行う。

4 応急対策時の水防対策資器材の設置場所については、北町社宅敷地内から西側への雨水流出抑制を目的とし、北町社宅敷地西側へ設置する。

（費用）

第4条 倉庫の設置及び管理並びに撤去に係る費用は、甲が負担する。

（土地の無償提供）

第5条 乙は、倉庫設置場所の土地使用については、甲に無償で使わせるものとする。

（撤去）

第6条 乙の都合により倉庫の撤去及び移設の必要性が生じた場合は、速やかに甲に申し出を行うものとし、その時点で設置の目的が解消に至っていない場合、乙は、甲の移設先等の相談に応じるものとする。

2 甲は、設置の目的が解消された場合には、速やかに撤去するものとする。

(協議)

第7条 倉庫の設置及び管理並びに水防対策資器材の運用に際し、この覚書に定めのない
疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有
するものとする。

令和 2年 9 月 3 日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

武蔵野市

武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都八王子市旭町1番8号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員八王子支社長 下村直樹

協定第105 災害時における外国人支援活動に関する協定書

協定相手： 武蔵野市国際交流協会

災害時における外国人支援活動に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、災害時における外国人支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う外国人に対する災害時の応急対策及び平常時の災害予防対策に関する乙の協力について、基本的な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、武蔵野市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項を行う必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 外国人に対し、被災状況、救援物資、避難所の利用方法、緊急的な生活支援等に関する情報を提供すること。
- (2) 被災外国人の避難先及び被災状況の情報に関する収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めること。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請することができない場合は、電話等により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 語学ボランティアの募集及び登録並びに災害ボランティアセンター、外国人相談窓口等への協力
- (2) 語学ボランティアのコーディネーション
- (3) 外国人の安否の確認
- (4) 外国人への情報提供
- (5) 甲が行う外国人への防災知識の普及及び啓発に対する協力

2 甲は、災害時に乙が必要とする情報等の提供を行い、乙が行う外国人支援活動に協力するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（平常時の協力）

第6条 乙は、平常時から災害に備えた機能を整備するものとし、甲は、乙に対して当該整備のために必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議して連携し、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

のとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づいて、災害時に乙が行う外国人支援活動に関し必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、当該外国人支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(災害情報等の連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前に協議するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成20年1月17日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとみなし、以後も同様とする。

この協定の有効締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年1月17日

甲 武藏野市
市長 邑上 守正

乙 武藏野市国際交流協会
理事長 山梨 榮

協定第106 災害時におけるし尿の汲み取り業務の協力に関する協定書

協定相手： 秋本清掃有限会社

災害時におけるし尿の汲み取り業務の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と秋本清掃有限会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるし尿の汲み取りに係る業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、閉塞等で下水道管が正常に使用できないとき等における業務に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

- (1) 下水道管の閉塞による管路等からのし尿の汲み取り
- (2) 一時避難所、仮設住宅等のトイレ及び一時避難所等に設置された仮設トイレからのし尿の汲み取り
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

- (1) 協力要請の内容
- (2) 業務の実施場所
- (3) 汲み取ったし尿の搬出先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間
- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 収集運搬したし尿の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項 （支援体制）

(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(第三者に対する責任)

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(防災訓練への協力)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する

令和2年4月1日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 西東京市東伏見3丁目6番16号
秋本清掃有限会社
代表者 代表取締役 秋本一道

協定第107 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社アクト・エア

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社アクト・エア（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

（1）当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

（2）避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

（1）災害廃棄物の撤去

（2）災害廃棄物の収集及び運搬

（3）災害廃棄物の処分

（4）災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

（5）避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

（6）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

（1）協力要請の内容

（2）業務の実施場所

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

（1）業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
株式会社アクト・エア
代表者 代表取締役 富岡優

協定第108 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社トリデ

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社トリデ（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間
- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	府中市西原町4丁目17番地の53
	株式会社トリデ
	代表者 代表取締役 佐藤英生

協定第109 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 栄晃産業株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である栄晃産業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間
- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いづれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 武藏野市緑町2丁目2番28号
武藏野市
代表者 武藏野市長 松下玲子

乙 三鷹市牟礼1丁目11番15号
栄晃産業株式会社
代表者 代表取締役 鈴木唯雅

協定第110 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社永野紙興

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社永野紙興（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間
- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	大田区城南島4丁目5番10号 株式会社永野紙興 代表者 代表取締役 迎康行

協定第111 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社遠藤商会

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社遠藤商会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間
- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いづれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	埼玉県川越市大字下赤坂627番地7 株式会社遠藤商会 代表者 代表取締役 遠藤孝一

協定第112 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 有限会社屋満登興業

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である有限会社屋満登興業（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

- (1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

- (2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理
- (5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

- (1) 協力要請の内容
- (2) 業務の実施場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	三鷹市中原2丁目14番10号 有限会社屋満登興業 代表者 代表取締役 佐藤圭一

協定第113 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社加藤商事

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社加藤商事（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	狛江市東野川2丁目14番2号
	株式会社加藤商事
	代表者 代表取締役 加藤慎次郎

協定第114 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社五十嵐商会

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社五十嵐商会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	練馬区三原台2丁目1番27号
	株式会社五十嵐商会
	代表者 代表取締役 五十嵐和代

協定第115 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 高嶺清掃株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である高嶺清掃株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	葛飾区東立石3丁目5番1号
	高嶺清掃株式会社
	代表者 代表取締役 關川泰子

協定第116 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 斎藤商事株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である斎藤商事株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	西東京市東伏見4丁目9番10号 斎藤商事株式会社 代表者 代表取締役 斎藤徳憲

協定第117 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 志賀興業株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である志賀興業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	三鷹市新川4丁目1番11号 志賀興業株式会社 代表者 代表取締役 志賀隆宏

協定第118 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 秋本清掃有限会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である秋本清掃有限会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	西東京市東伏見3丁目6番16号 秋本清掃有限会社 代表者 代表取締役 秋本一道

協定第119 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 有限会社常盤組

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である有限会社常盤組（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	小平市天神町1丁目3番32号
	有限会社常盤組
	代表者 代表取締役 池月恵津子

協定第120 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 相模原紙業株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である相模原紙業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	神奈川県相模原市中央区
	南橋本1丁目18番15号
	相模原紙業株式会社
	代表者 代表取締役 鈴木雅男

協定第121 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社総合整備

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社総合整備（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号
	武藏野市
	代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	杉並区上荻1丁目22番8号
	株式会社総合整備
	代表者 代表取締役 松島修

協定第122 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 太誠産業株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である太誠産業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	豊島区南池袋3丁目14番11号 中町ビル 太誠産業株式会社 代表者 代表取締役 瀬戸康肇

協定第123 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社調布清掃

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社調布清掃（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	調布市深大寺東町5丁目8番地1 株式会社調布清掃 代表者 代表取締役 梶原良介

協定第124 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社日乃出造園土木

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社日乃出造園土木（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	武藏野市境南町5丁目3番22号 株式会社日乃出造園土木 代表者 代表取締役 舟木功

協定第125 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 武蔵野美装株式会社

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市一般廃棄物処理業許可業者である武蔵野美装株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武蔵野市地域防災計画及び武蔵野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	武藏野市吉祥寺本町1丁目20番3号 武藏野美装株式会社 代表者 代表取締役 山崎正貴

協定第126 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

協定相手： 株式会社木下フレンド

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と武藏野市一般廃棄物処理業許可業者である株式会社木下フレンド（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した際の、次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する甲乙の協力体制についての基本事項を定めることで、災害時に円滑に業務を実施することを目的とする。

(1) 当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集及び運搬、処分等

(2) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬、処分等

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、緊急に業務が必要であると認めるときは、乙に対し、武藏野市地域防災計画及び武藏野市災害廃棄物処理計画に基づき、業務の実施について連携協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、次に掲げる業務のうち甲が必要と認めるものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集及び運搬

(3) 災害廃棄物の処分

(4) 災害廃棄物の仮置場の管理及び分別並びに中間処理

(5) 避難所で発生した廃棄物の収集及び運搬並びに処分

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続）

第3条 協力要請に係る手続は、甲が乙に対して、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、口頭により協力要請をした後、速やかに文書で通知することができる。

(1) 協力要請の内容

(2) 業務の実施場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、可能な範囲において、必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、次に掲げる事項について文書により、甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した期間及び時間

- (2) 業務に従事した期間内の人員、使用した車両台数等
- (3) 処理した廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(費用の負担)

第6条 協力要請により乙が実施した業務に要した費用については、原則として、甲が負担するものとする。この場合において、その額は、当該災害が発生する直前（平常時）における通常の業務の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、第4条の規定による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等において、必要な協力をを行うものとする。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は有効期間の満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲	武藏野市緑町2丁目2番28号 武藏野市 代表者 武藏野市長 松下玲子
乙	埼玉県所沢市東所沢和田3丁目1番地10 株式会社木下フレンド 代表者 代表取締役 木下公次

協定第127 災害発生時における武蔵野市と武蔵野郵便局及び武蔵野市内郵便局の協力に関する協定

協定相手： 武蔵野郵便局、武蔵野市内郵便局

災害発生時における武蔵野市と武蔵野郵便局及び武蔵野市内郵便局の協力に関する協定

東京都武蔵野市(以下「甲」という。)と武蔵野郵便局及び武蔵野市内郵便局(以下「乙」という。)は、武蔵野市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、武蔵野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

第4条 乙は、平素においても、外務社員が集配時等に収集した「道路等の危険箇所」に係る情報を甲に提供する。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担す

る。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 武蔵野市防災安全部長

乙 日本郵便株式会社 武蔵野郵便局 総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年月日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

第11条 この協定を締結するにあたり、平成12年6月26日に取り交わした「武蔵野市と郵便局との災害時等における相互協力に関する覚書」を無効とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月15日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

武蔵野市

代表者 武蔵野市長 邑上 守正

乙 武蔵野市西久保三丁目1番26号

武蔵野郵便局

代表者 日本郵便株式会社 武蔵野郵便局長

千島 忠之

東京都吉祥寺北町五丁目10番10号

武蔵野市内郵便局

代表者 日本郵便株式会社 吉祥寺北町郵便局長

高橋 邦房

協定第128 武蔵野市と日本赤十字看護大学との地域防災連携に関する協定

協定相手： 日本赤十字看護大学

武蔵野市と日本赤十字看護大学との地域防災連携に関する協定

武蔵野市（以下「甲」という。）と日本赤十字看護大学（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域防災の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の連携のもと、地域の防災課題に対応し、強固な防災地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するために、連携及び協力のもと、必要な取組を実施するものとし、その具体的な内容及び成果の活用その他必要な事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲乙は、本協定に基づく活動において、相手方より得た情報の内、法令等により保護されている情報及び第三者に対して開示または漏洩することにより相手方の不利益となる情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後においても、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2カ月前までに甲又は乙のいずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義）

第5条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 28 年 1 月 1 日

甲 東京都武藏野市緑町二丁目 2 番 28 号

武藏野市長 邑 上 守 正

乙 東京都渋谷区広尾四丁目 1 番 3 号

日本赤十字看護大学長 高田 早苗

協定第129 大規模災害発生時における亜細亜大学周辺地域での相互支援等に関する協定

協定相手： 亜細亜大学、武藏野消防署、武藏野警察署

大規模災害発生時における亜細亜大学周辺地域での相互支援等に関する協定

亜細亜大学（以下「甲」という。）、武藏野市（以下「乙」という。）、武藏野消防署（以下「丙」という。）及び武藏野警察署（以下「丁」という。）は、震災等大規模災害発生時における相互支援等について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、亜細亜大学周辺地域の安全、安心を確保するとともに、亜細亜大学学生の防災意識の向上を推進するための平時及び震災等、大規模災害発生時の取組みに関する甲、乙、丙及び丁の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 丙及び丁は、震災等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害活動に対する必要な支援を乙に協力要請するものとする。

2 乙は丙及び丁の要請する支援並びに乙が行う応急措置について次のとおり甲に協力を要請する。

- (1) 被災状況等の情報収集及び被災者の安否確認、避難支援等
- (2) 消火活動及び被災者の救出・救護活動の支援等
- (3) 防犯活動等の支援等
- (4) 応急措置及び救護活動等の拠点としての甲の敷地及び施設の使用

(協力)

第3条 甲は、前条の規定による協力の要請を受けた場合、協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

(活動区域)

第4条 活動区域は亜細亜大学周辺区域とする。ただし、被災状況等により必要に応じて区域外での活動を妨げない。

(支援基準)

第5条 甲に要請する支援基準は次のとおりとする。

- (1) 東京地方に震度5弱以上の地震が発生し、亜細亜大学周辺の地域に著しい被害の発生が予想される場合、又は被害が発生した場合
- (2) 亜細亜大学周辺の地域に震災以外の自然災害等による著しい被害の発生が予想される場合、又は被害が発生した場合

(支援活動)

第6条 第5条の規定に基づき、乙からの要請により甲は支援活動を行う学生ボランティアを募集し、第2条に規定する乙が行う応急措置等の協力にあたる。なお、その際の主たる支援活動は、情報収集活動及び救出救助活動等で危険を伴わないものとする。

(各種訓練への参加)

第7条 甲は、武藏野市内で行われる防災訓練等への参加について乙、丙及び丁の要請があった場合は、学生に参加を呼び掛けるものとする。

(学生に対する防災教育の支援)

第8条 乙、丙及び丁は、甲から要請があった場合、学生に対する防災教育等の実施について、協力又は支援する。

(訓練場所の提供)

第9条 甲は、乙、丙及び丁から甲の敷地を訓練等で使用する要請を受けた場合、可能な限り協力に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからもこの協定の解除及び改定について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定の運用について疑義が生じた場合については、甲、乙、丙及び丁が協議の上その都度決定する。

附 則

1 この協定は、平成28年4月21日から効力を生ずる。

2 この協定の成立を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年4月21日

甲 東京都武藏野市境五丁目24番10号
亜細亜大学
学長 栗田充治

乙 東京都武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市役所
市長 邑上守正

丙 東京都武藏野市吉祥寺北町四丁目6番1号
東京消防庁武藏野消防署
署長 清塚光夫

丁 東京都武藏野市中町二丁目1番2号
警視庁武藏野警察署
署長 米次孝

協定第130 避難場所となる都立公園等における連携協定に関する基本協定書

協定相手： 東京都建設局

避難場所となる都立公園等における連携協定に関する基本協定書

震災時等に避難場所の運用を行う武藏野市（以下「甲」という。）と都立公園等の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園等における避難者（市民、在勤在学者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に避難場所となる甲の区域内の都立公園等において、甲が行う避難場所の運用等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園等）

第2条 本協定の対象となる都立公園等（以下「当該公園等」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に避難場所となる都立公園等において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運用等ができるよう、当該公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運用等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

2 乙が直営管理する公園については、これを所管する公園緑地事務所長が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

甲 武藏野市緑町二丁目2番28号

武藏野市長 松下玲子

乙 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 中島高

協定第131 都立小金井公園及び都立武蔵野中央公園における連携協力に関する確認書

協定相手： 公益財団法人東京都公園協会

都立小金井公園及び都立武蔵野中央公園における連携協力に関する確認書

武蔵野市（以下「甲」という。）と都立小金井公園及び都立武蔵野中央公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局が令和2年11月13日付けで締結した「避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。なお、甲、乙が平成28年7月1日付けで締結した「災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定書」は、本確認書の締結日をもって終了するものとする。

（目的）

第1条 この確認書は、都立小金井公園及び都立武蔵野中央公園における震災時等の避難場所の円滑な運用等を図るため、乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定める。

（初動対応に係る連携協力）

第2条 乙は、発災時の初動対応に必要な態勢をあらかじめ構築し、発災後は、迅速に園内点検と応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮者を含む。）及び避難場所の状況（被害状況、食糧及び給水状況など）等を甲の指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲による避難場所の状況把握等に協力する。

2 乙は、甲による避難者の安全保持や必要な物資等の提供などの対応を連携して行えるよう、必要な準備を整える。

（避難場所に係る連携協力）

第3条 乙は、発災時に、甲の要請に基づき、甲と連携して、可能な範囲で以下の避難者対応等の協力をを行う。

（1）避難者の支援

- ア 災害情報・避難所情報等の提供
- イ けが人、急病人などの応急救護等
- ウ 災害時要配慮者の支援

（2）公園内の防災関連施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（3）公園内への食糧や防災資材等の運搬が必要となった場合の協力

2 事態が急迫し、甲が東京都災害対策本部又は乙に対して、応援を要請する時間がない場合は、乙が可能な範囲で前項に係る支援を行い、事後、所定の手続きを行うよう、甲に求めるものとする。

3 乙は、発災時の「大規模救出救助活動拠点」について、甲と連携協力し、可能な範囲で活動拠点としての機能を確保するよう支援を行う。

4 公園内で災害時臨時離着陸場などの使用がなされる場合には、避難者の安全保持に相互に協力する。

(平常時からの連携協力)

第4条 乙は、甲が発災時に避難場所としての円滑な運用等が行えるよう、平常時から以下の協力をを行う。

- (1) 発災時の公園内の防災関連施設の運用に関する協議を行う。
- (2) 発災時における甲との連絡等のため、甲の指定する連絡手段などによる定期的な訓練を実施する。
- (3) 乙は、甲が行う地域住民等への防災意識の普及啓発に協力するとともに、公園の近隣住民等との下記の連携及び協力の推進に努める。
 - ア 避難場所及び大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災関連施設等の住民等への周知
 - イ 地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施
 - ウ 避難場所における住民による自助及び共助推進の普及
 - エ 近隣住民等による避難場所運用協力の依頼

(協議)

第5条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第6条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙の指定管理期間の終了する日までとする。

2 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこの確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とは本確認書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 武藏野市緑町二丁目2番28号
武藏野市長 松下 玲子

(乙) 東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
都立小金井公園、都立武藏野中央公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 佐藤 伸朗

協定第132 武蔵野市災害対策職員住宅確保の協力に関する協定書

協定相手： 東京むさし農業協同組合

武蔵野市災害対策職員住宅確保の協力に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策業務に従事する武蔵野市職員（以下「職員」という。）の武蔵野市内（以下「市内」という。）における住宅を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 武蔵野市の防災体制の強化及び災害対策業務のために必要な職員の居住の用に供する住宅（以下「災対住宅」という。）を確保するため、甲は、本市における様々な連携事業において実績のある乙に災対住宅の紹介を依頼し、乙が管理する市内の住宅に職員が入居することで、地域の防災力を高めることを目的とする。

（職員住宅の定義）

第2条 前項に定める災対住宅は、世帯での居住に供するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、本協定の目的を達成するため、乙が管理する住宅で甲の条件にあう空室が発生した場合、甲に優先的に通知する。

- 2 甲は、通知された情報を職員にすみやかに提供するとともに、入居を希望する職員の意向をとりまとめ、乙に回答する。
- 3 乙が甲からの回答を得て了解した場合、甲を借主、乙を媒介者とした住宅賃貸借契約を、貸主（以下「丙」という。）と締結する。

（紹介戸数）

第4条 第1条の目的を達成するために確保する戸数は、甲が別に定め、乙はその戸数が確保できるよう適切な住宅を紹介するものとする。

（支払）

第5条 住宅賃貸借契約が交わされたのち、甲は、乙に媒介報酬（賃料相当額の1ヵ月分及び消費税相当額）を支払うものとし、契約時に発生する諸費用、毎月の賃料及び共益費等については、甲は、乙より請求された金額を、その内容を確認のうえ、指定の期日までに丙に支払うものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
武蔵野市長 松下 玲子

乙 東京都小金井市貫井北町一丁目10番1号
東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 小林 俊之

協定第133 災害時における罹災証明書発行に関する協定書

協定相手： 東京消防庁武蔵野消防署

災害時における罹災証明書発行に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と東京消防庁武蔵野消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時における火災被害に係る罹災証明書の発行（以下「罹災証明書の発行」という。）及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（連絡会の開催）

第3条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携して罹災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催し、次に掲げる項目を定める。

- (1)被害状況調査開始時期に関すること。
- (2)被害状況調査体制に関すること。
- (3)情報の共有に関すること。
- (4)発行場所に関すること。
- (5)発行窓口業務に関すること。
- (6)発行開始時期及び終期に関すること。
- (7)その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第4条 甲は、乙が火災調査業務を行う場合に、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供する等、必要に応じて当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第5条 甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報のうち被害状況調査に必要となる被災者の情報を提供する。

2 乙は、甲が罹災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の

実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。) の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害に対する被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

(窓口発行業務)

第6条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じ、罹災証明書の発行についての必要な支援業務を行うものとする。

(情報管理)

第7条 甲及び乙は、第5条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な処置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第8条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第5条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第5条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目6番1号
東京消防庁武蔵野消防署
代表者 武蔵野消防署長 中嶋武弘

協定第134 災害時における被災者支援に関する協定

協定相手： 東京都行政書士会武鷹支部

災害時における被災者支援に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会武鷹支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、武藏野市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 署名証明書申請書類に関する相談・手続業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談

2 甲が要請する支援内容は、前項各号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条第2項に定める方法により行うものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた武藏野市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 前号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けたときは、行政書士業務相談に従事する者を選定し、可能な限り派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をするときは、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、第2条に規定する行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求め

られたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の実施にあたって、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を各自定めなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下玲子

乙 東京都三鷹市深大寺二丁目23番30号
東京都行政書士会武蔵野支部
支部長 田中勉

協定第135 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

協定相手： 東京都、都内 23 特別区、都内 26 市、都内 13 町村

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)ができるものとする。

- (1) 灾害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会长(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会长及び東京都町村会会长と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があつたものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするために、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会长が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

武藏野市地域防災計画

別 冊(資料集)

令和4年度修正

令和5年1月

編集発行 武藏野市防災会議
事 務 局 武藏野市 防災安全部 防災課
東京都武藏野市緑町2-2-28
TEL:0422-60-1821
FAX:0422-51-9184
